

中央区保健医療福祉計画 2020 (令和6年3月見直し)

みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区を目指して



目次

第1章 計画の見直しにあたって	1
1 計画見直しの背景・趣旨	1
2 計画の位置付け・期間・推進体制	2
3 計画見直しのポイント	4
第2章 区の現状	5
1 人口の推移と推計	5
2 世帯の状況	8
3 定住率	9
4 障害者・難病患者	10
5 高齢者	11
6 外国人の状況	13
7 寿命・死因	13
8 生活保護・生活困窮等	15
9 地域コミュニティ	15
10 住まい	17
11 各種相談の状況	18
第3章 区の課題	20
第4章 基本理念と施策体系	23
1 基本理念・基本目標	23
2 基本施策	23
3 施策の体系	24
第5章 各施策における今後の展開	25
基本施策1 地域包括ケアの仕組みづくり	25
(1) 包括的相談支援体制の構築	25
(2) 健康づくりの推進	26
(3) 在宅療養支援の推進	27
(4) 生活支援サービスの充実	28
(5) 多様な住まい方の支援	29
基本施策2 気づきあい支えあいつながる地域づくり	30
(1) 地域コミュニティの活性化	30
(2) 地域の担い手や活動団体の育成・支援	31
(3) 重層的見守りネットワークの充実	32
(4) 心のバリアフリーの推進	33

基本施策3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり	34
(1) 地域保健医療体制の整備	34
(2) 健康危機管理対策の推進	35
(3) 福祉サービスの質の向上・人材確保	36
(4) 生活困窮者等の自立支援	37
(5) 権利擁護の推進	38
(6) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	39
第6章 指標一覧	40
第7章 中央区重層的支援体制整備事業実施計画	44
1 実施計画策定の背景・目的	44
2 計画の位置付け・期間・検討体制	44
3 重層的支援体制整備事業の概要	45
4 重層的支援体制整備事業の実施体制	47
5 重層的支援会議・支援会議等の実施方法	52
6 連携体制および評価・進行管理	52
資料編	53
1 中間評価の実施結果	53
基本施策1 地域包括ケアの仕組みづくり	53
基本施策2 気づきあい支えあいつながる地域づくり	58
基本施策3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり	62
2 中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱	68
3 中央区保健医療福祉計画推進委員会委員名簿	70
4 策定経過	72

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの背景・趣旨

●計画見直しの背景

本区では令和2(2020)年3月に策定した「中央区保健医療福祉計画2020」に基づき、地域住民等が「支え手」「受け手」の関係を超えて「我が事」として地域課題の解決に参画し、人や資源が世代や分野を問わず「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現に向け、さまざまな施策・事業を進めてきました。

しかしこの間、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、日常生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼし、人や地域との交流、つながりを希薄化させたほか、新たな生活困難層や非常時における支援体制の課題を顕在化させるなど、保健医療福祉分野全般に大きな影響を与えました。

また、コロナ禍を契機に社会全体でDX(デジタルトランスフォーメーション)の機運が高まり、加速度的にデジタル化が進展している一方で、高齢者の情報格差(デジタルデバイド)の課題なども明らかになっています。

さらに、本区においては、築地市場跡地や晴海のまちづくりなど都市再生に向けた動きが活発化し、大規模マンション建設などに伴う人口増加が続いており、区民の生活環境や地域コミュニティが大きく変化しています。

こうした中、国では、地域住民等の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和3(2021)年4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を施行し、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本区においても、この「重層的支援体制整備事業」の実施に向け、これまで推進してきた取組をもとに、地域課題を包括的に受け止め、多機関が連携・協働し、重層的な支援を行う体制の構築を進めています。

●計画見直しの趣旨

「中央区保健医療福祉計画2020」は7年間で計画期間としており、前期計画期間の終了にあたり、計画内容の中間見直しを行うものです。

見直しにあたっては、現計画の策定後に生じた各種法改正や新型コロナウイルス感染症の流行などの社会情勢の変化によって生じた課題のほか、計画前期の取組の成果等を踏まえた計画の見直しを行い、計画後期の実効性向上を図っていきます。

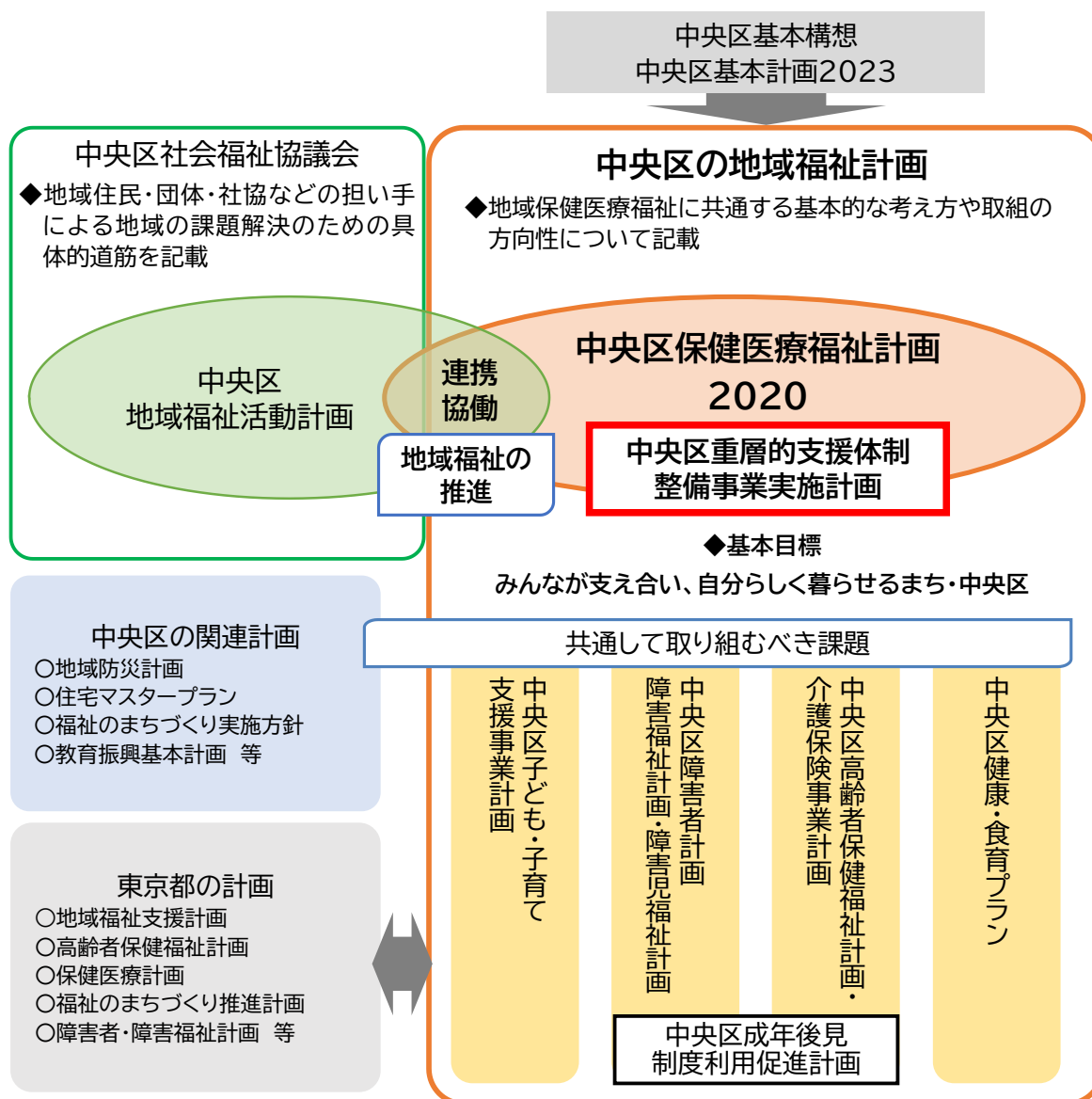
あわせて、令和5(2023)年2月に策定した「中央区基本計画2023」や保健医療福祉分野の各個別計画、関連する区の個別計画との整合性も図ることとします。

2 計画の位置付け・期間・推進体制

(1) 計画の位置付け

- 本計画は、「中央区基本構想」および「中央区基本計画2023」を上位計画とします。
- 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、また同法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものです。
- 本区の「子ども・子育て支援事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」および「健康・食育プラン」といった福祉分野の各個別計画の上位計画であり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込んだ保健・医療・福祉の総合計画とします。
- 本計画は、国、東京都および区の関連計画と整合を図っていきます。
- 中央区社会福祉協議会が策定する「中央区地域福祉活動計画」とは車の両輪の関係にあるため、相互に連携・協働することにより、一体的に地域福祉施策を推進していきます。

《 計画の関連図 》



(2) 計画の期間

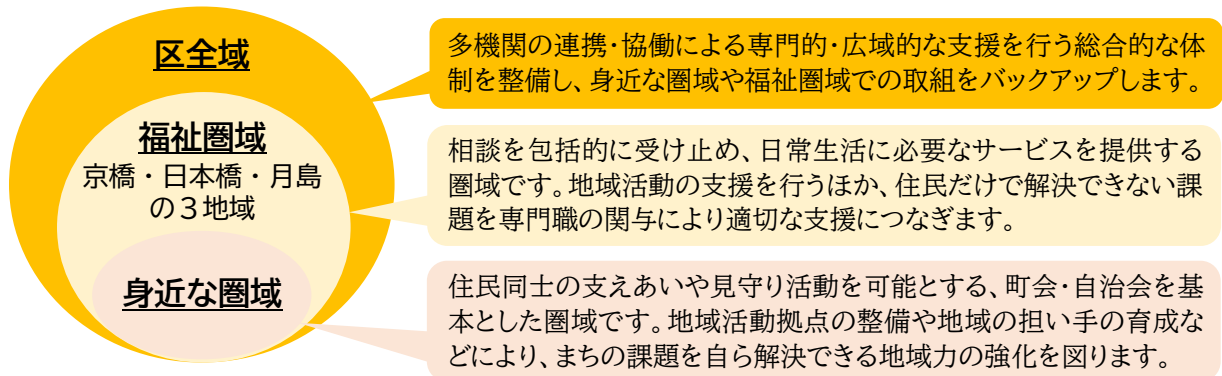
- 本計画の期間は、令和2(2020)年度から令和8(2026)年度までの7年間であり、中間年である令和5(2023)年度に中間期の見直しを行ったものです。
- 今後は、本計画の見直しを行うタイミングをより関連の深い高齢者および障害者の法定事業計画の改定時期と合わせて、令和8(2026)年度に改定を行います。
- 令和9(2027)年度以降は、計画期間を6年間として前後期3年ごとに見直しを行っていきます。

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
中央区基本計画	基本計画2013			基本計画2018				基本計画2023						
保健医療福祉計画 (地域福祉計画)	第4次 2015				前期 第5次2020(2020~2026年)				後期			第6次 (2027~2032年)		
中央区障害者計画(6年)・ 障害福祉計画・ 障害児福祉計画(3年)	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画		第6期 第2期		第7期 第3期		障害者計画		障害者計画		
中央区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(3年)	第6期			第7期		第8期		第9期		第10期				
中央区子ども・子育て 支援事業計画(5年)	第1期子ども・子育て支援事業計画				第2期				第3期					
中央区健康・食育プラン	プラン2013								プラン2024					
社会福祉協議会 地域福祉活動計画					地域福祉活動計画 (2016~2020)				地域福祉活動計画 (2021~2026)					

(3) 計画の推進体制

① 圏域について

計画の推進にあたっては、「区全域」、「福祉圏域」、および「町会・自治会を基本とする身近な圏域」の3層からなる圏域を設定し、各圏域に応じた機能や環境整備を効果的に行っていきます。



3 計画見直しのポイント

計画見直しのポイントは次の3点です。

(1) 中間評価の実施結果を受けた計画の見直し

計画の見直しにあたり、毎年度実施している事業の進捗評価とあわせて、計画の前期期間にあたる令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの事業の実施状況と成果、所管課による事業の評価ならびに課題、今後の方向性を整理し、中間評価として取りまとめを行いました。

中間評価に、中央区保健医療計画推進委員からいただいた評価・意見等を反映させた「中間評価の実施結果」を踏まえて、計画の見直しを行いました。(「中間評価の実施結果」53頁参照)

(2) 社会情勢の変化を踏まえた施策の見直し

「中央区保健医療福祉計画2020」の策定後、新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う生活様式の変容、急速に進展するデジタル社会といった社会情勢の変化に加えて、晴海地区での新たなまちづくりなどの区を取り巻く動向を踏まえたうえで、今後必要となる支援策について検討を行いました。

また、社会福祉法の改正により令和3(2021)年度に創設された「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた検討を進めたほか、令和4(2022)年に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、本区における成年後見制度の取組を進めてきました。

さらに、「介護保険法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「児童福祉法」の改正のほか、新たに施行された「共生社会を実現するための認知症基本法(認知症基本法)」等の法・制度の動向を踏まえて改定している福祉保健分野の個別計画との整合性を図っています。

(3) 重層的支援体制整備事業の開始に向けた検討

本区では、地域包括ケアシステムの普遍化に向けて、令和2(2020)年度から相談支援包括化推進員の配置や相談支援包括化推進連絡会議の設置、住民同士の支えあいによる地域づくりなど、庁内外での包括的な支援体制づくりに取り組んできました。また、改正社会福祉法により創設された重層的支援体制整備事業の実施に向けて、令和3(2021)年度より移行準備事業を実施してきました。

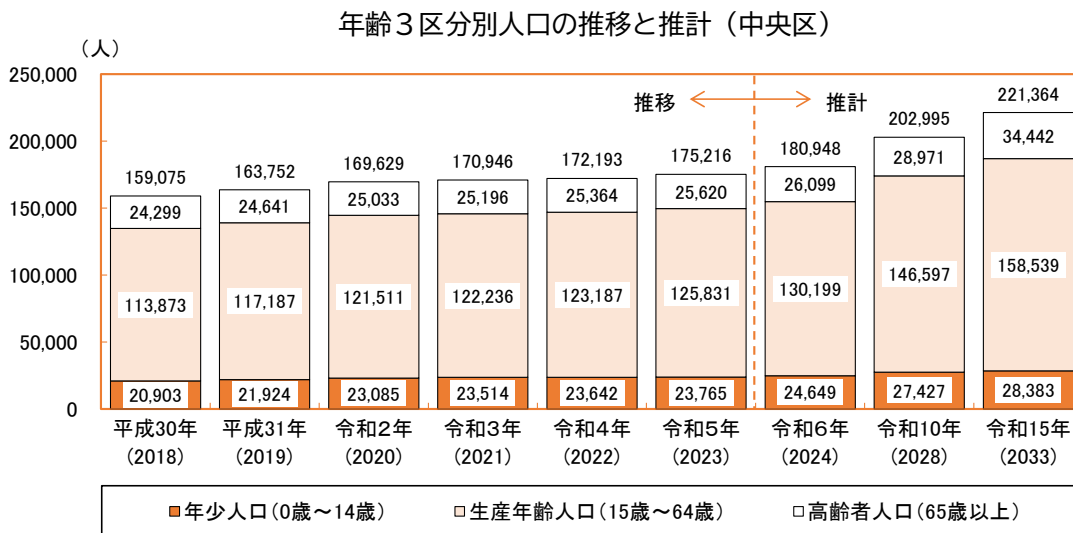
重層的支援体制整備事業の実施検討にあたっては、中央区保健医療福祉計画推進委員会の地域福祉専門部会にて、「ふくしの総合相談窓口」や、重層的支援体制整備事業の実施体制等の検討を重ねてきました。これらを踏まえ、「中央区重層的支援体制整備事業実施計画(44頁参照)」として取りまとめ、本計画に包含しています。

第2章 区の現状

1 人口の推移と推計

(1) 年齢3区分別人口の推移と推計

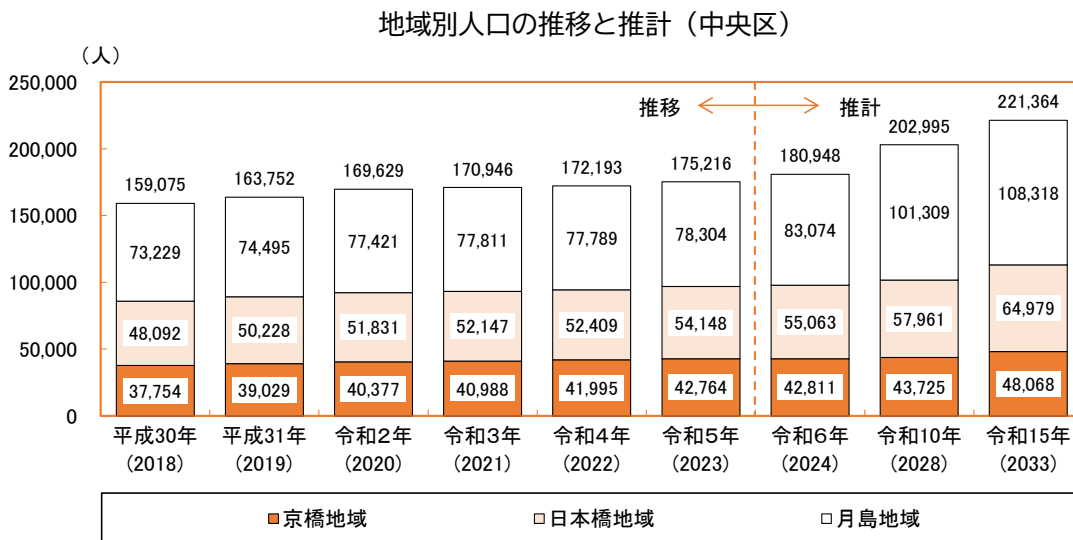
本区における人口は増加傾向にあり、令和2(2020)年度に入ってから17万人を超え、令和9(2027)年度中には20万人を超えると見込んでいます。



資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）
 ※令和6(2024)年以降は区の推計値であり、小数点第1位を四捨五入しているため、合計値と合致しない場合がある。
 (令和5年4月1日現在の人口を基準に作成)

(2) 地域別人口の推移と推計

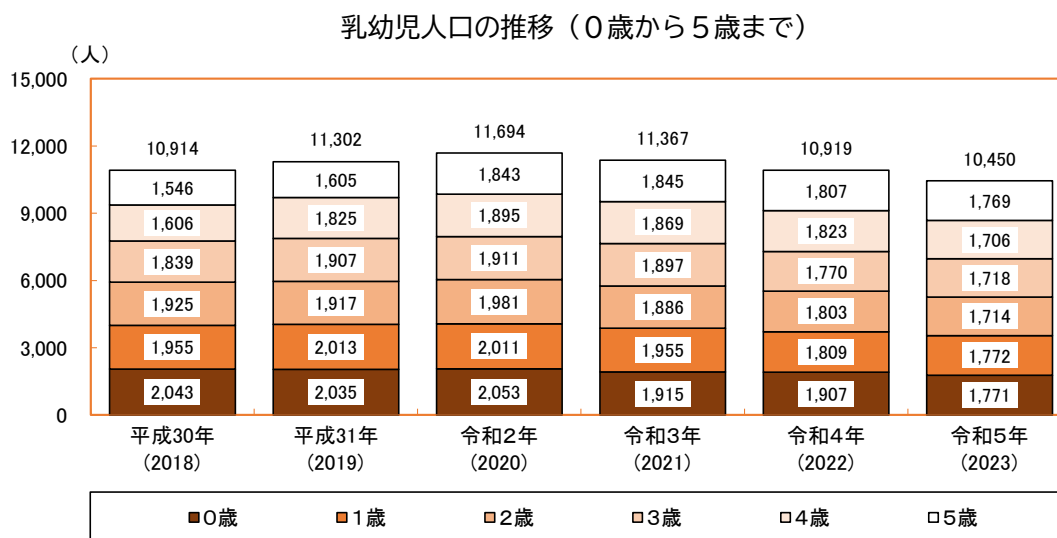
本区の地域別(京橋、日本橋、月島)人口は、いずれの地域の人口も増加傾向にあり、特に月島地域では人口の増加が著しく、令和9(2027)年度中には10万人を超えると見込んでいます。



資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）
 ※令和6(2024)年以降は区の推計値であり、小数点第1位を四捨五入しているため、合計値と合致しない場合がある。
 (令和5年4月1日現在の人口を基準に作成)

(3) 乳幼児人口の推移

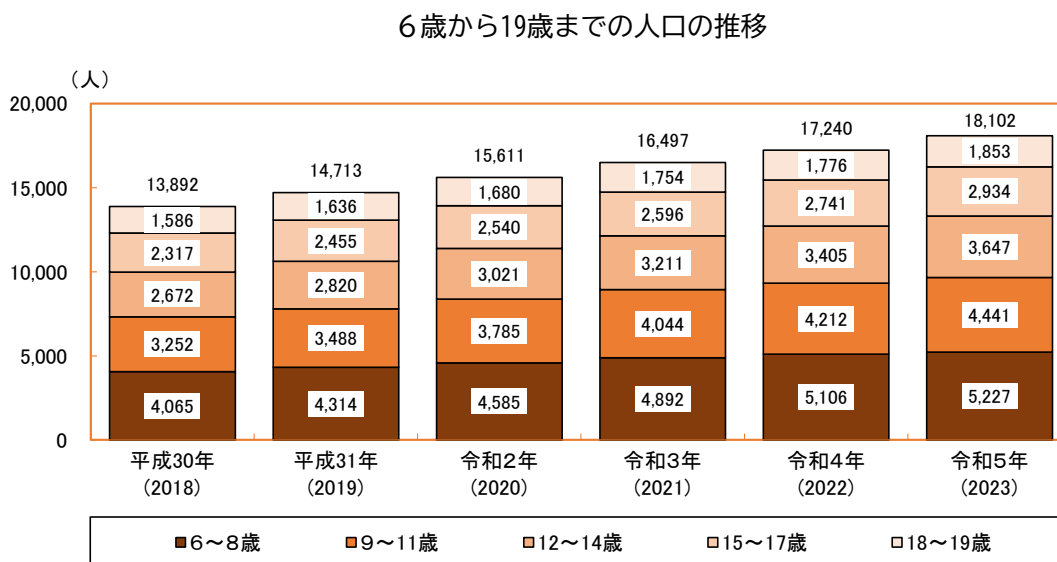
本区の乳幼児人口は、令和3(2021)年以降減少傾向にあり、ピーク時の令和2(2020)年から令和5(2023)年までに1,244人減少しています。



資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

(4) 6歳から19歳までの人口の推移

本区の6歳から19歳までの人口は増加が続いており、平成30(2018)年から令和5(2023)年までに、特に6歳から11歳は2,351人増加し、12歳から14歳は975人増加しています。

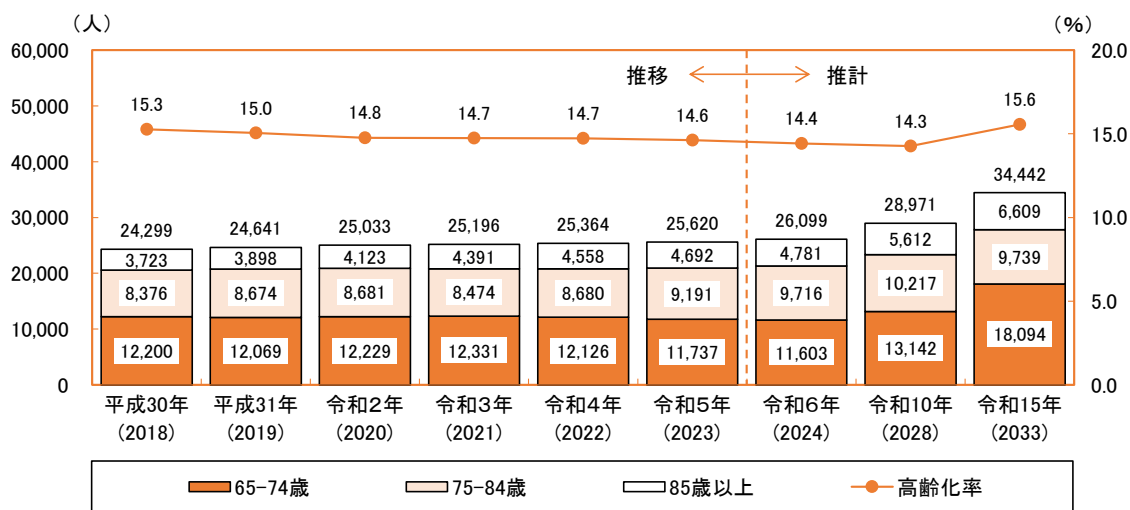


資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

(5) 高齢者人口の推移と推計

本区の高齢化率は全体の人口増加により低下していますが、高齢者の総数は、今後、令和15(2033)年までの10年間で8,822人増えると推計され、高齢化率が上昇に転じることが見込まれます。

年齢区分別高齢者人口の推移と推計（中央区）

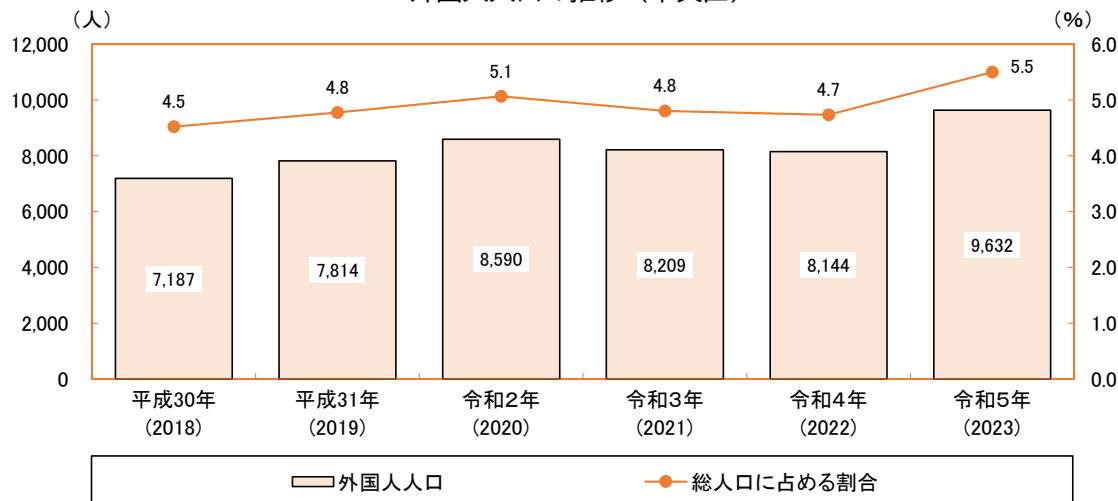


資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）
 ※令和6(2024)年以降は区の推計値であり、小数点第1位を四捨五入しているため、合計値と合致しない場合がある。
 （令和5年4月1日現在の人口を基準に作成）

(6) 外国人人口の推移

本区の外国人人口は、令和3(2021)年に一時減少したものの、令和5(2023)年に再び増加に転じています。平成30(2018)年と比べると、令和5(2023)年は約1.34倍の9,632人となり、総人口の約5.5%を占めています。

外国人人口の推移（中央区）

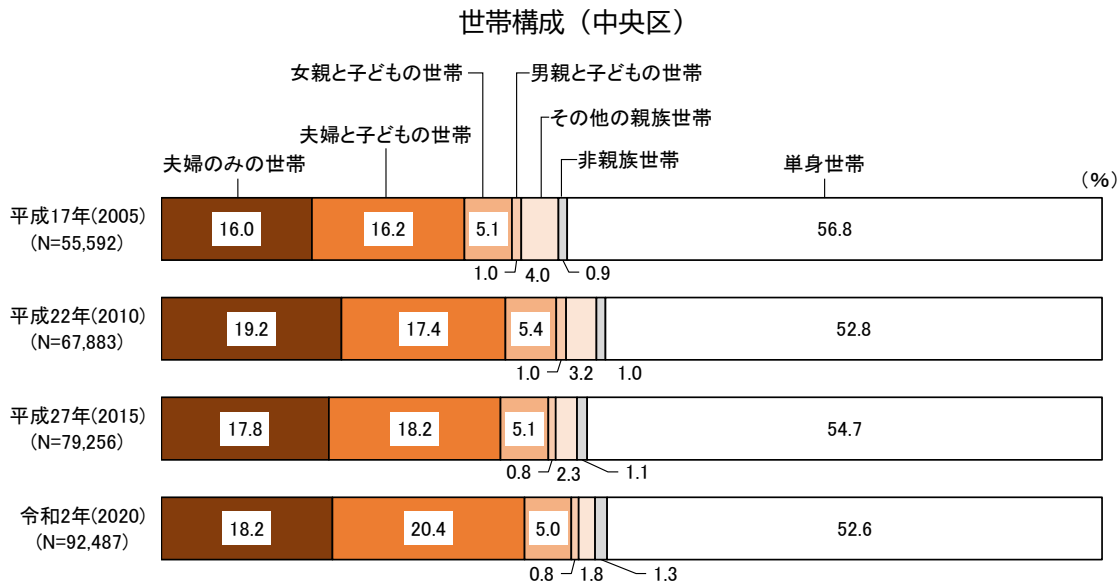


資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

2 世帯の状況

(1) 世帯構成

本区は単身世帯が多く、5割以上で推移しています。また、夫婦と子ども世帯が増加しており、令和2(2020)年は2割を超えています。

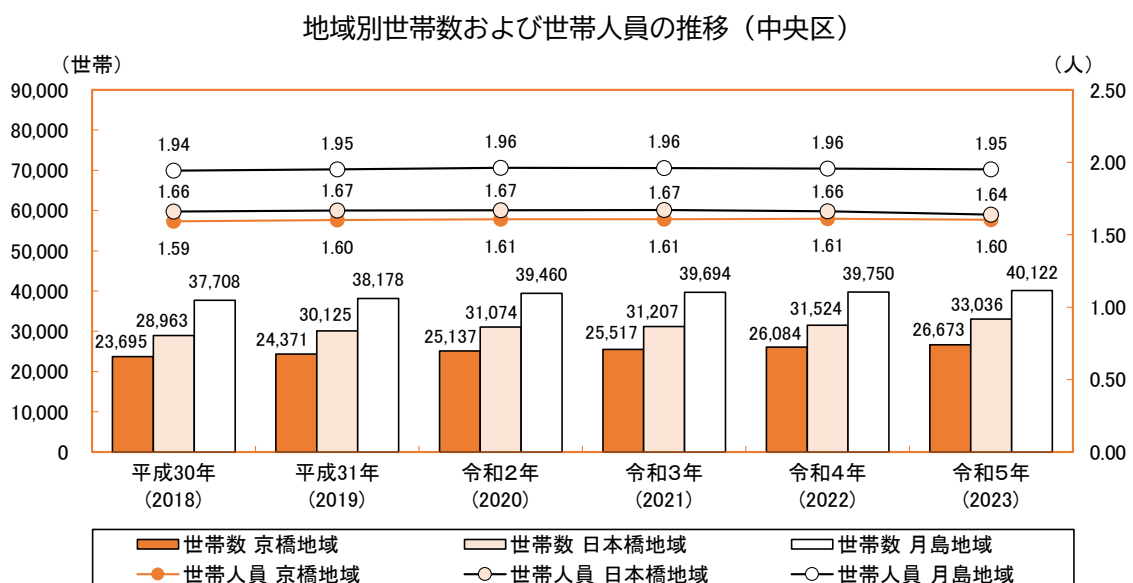


資料：総務省統計局「国勢調査」（平成17年、平成22年、平成27年、令和2年）

(2) 地域別世帯数および世帯人員の推移

本区の地域別世帯数を見ると、いずれの地域も増加が続いており、令和5(2023)年の世帯数は、月島地域が4万世帯を超えています。

地域別の世帯人員数は、横ばいで推移しています。

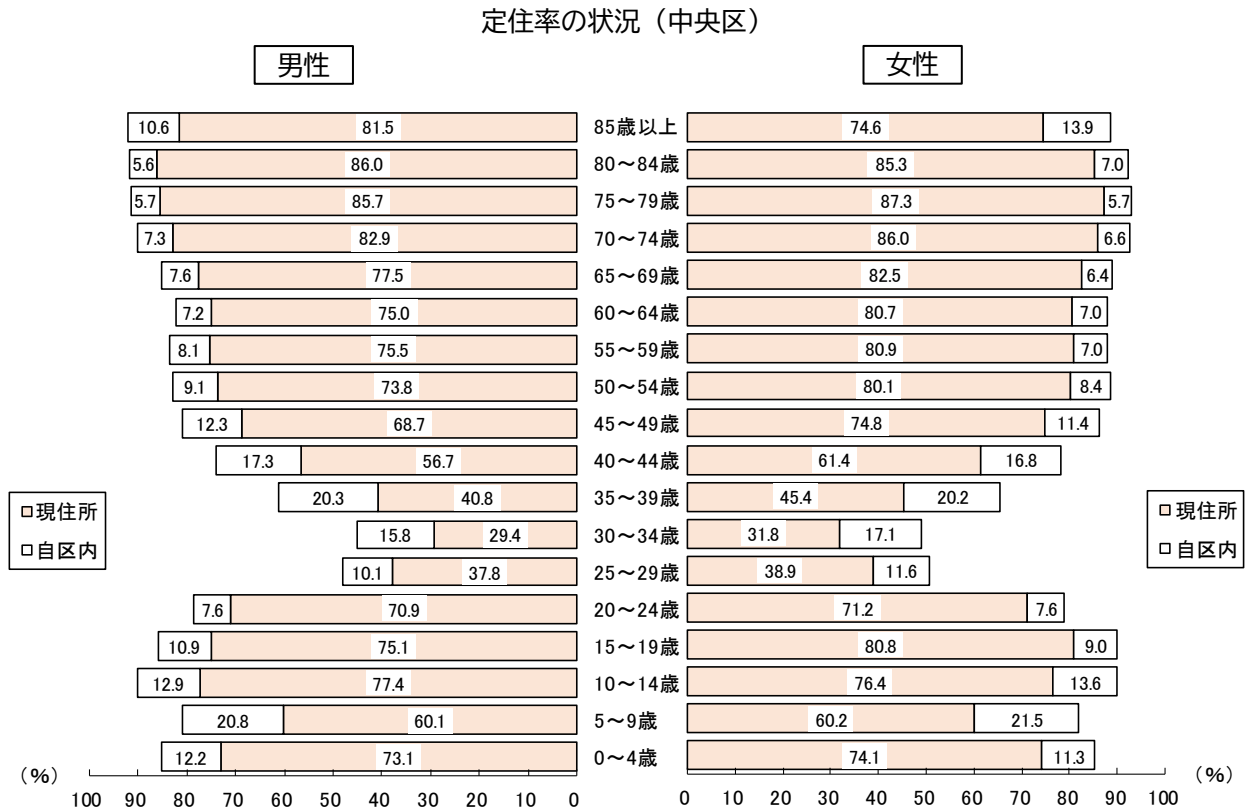


資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

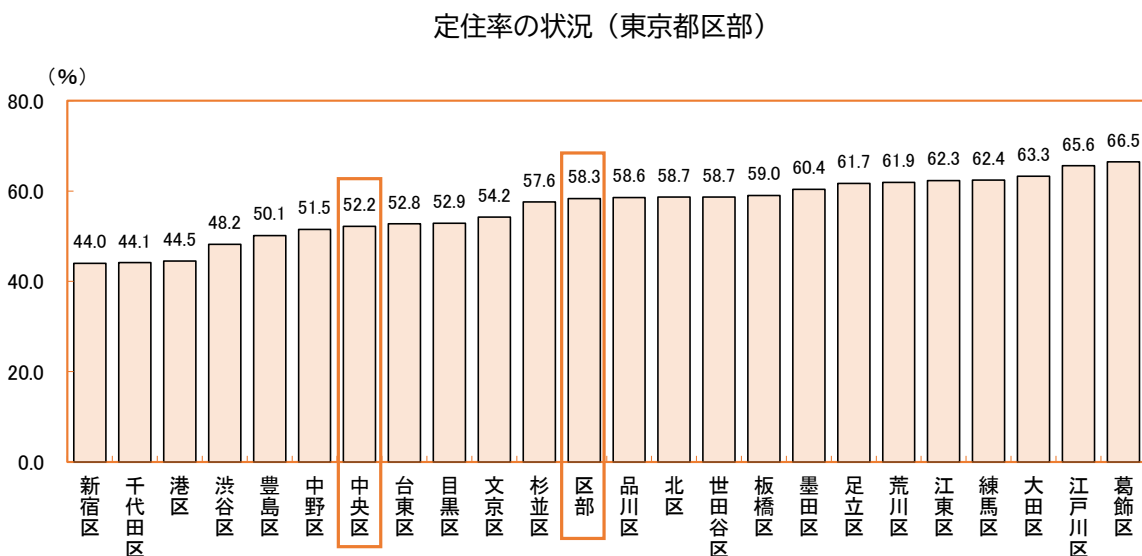
3 定住率

本区の令和5(2023)年の定住率を性別に見ると、30～34歳の男女の定住率が最も低く、男性は80～84歳、女性は75～79歳での定住率が最も高くなっています。

本区の定住率は52.2%であり、東京都区部平均(58.3%)と比べて6.1ポイント低くなっています。



資料：総務省統計局「国勢調査」（令和2年）
 ※定住率は5年間現住所または区内に居住している割合。5歳未満は、出生後にふだん住んでいた場所による。



資料：総務省統計局「国勢調査」（令和2年）

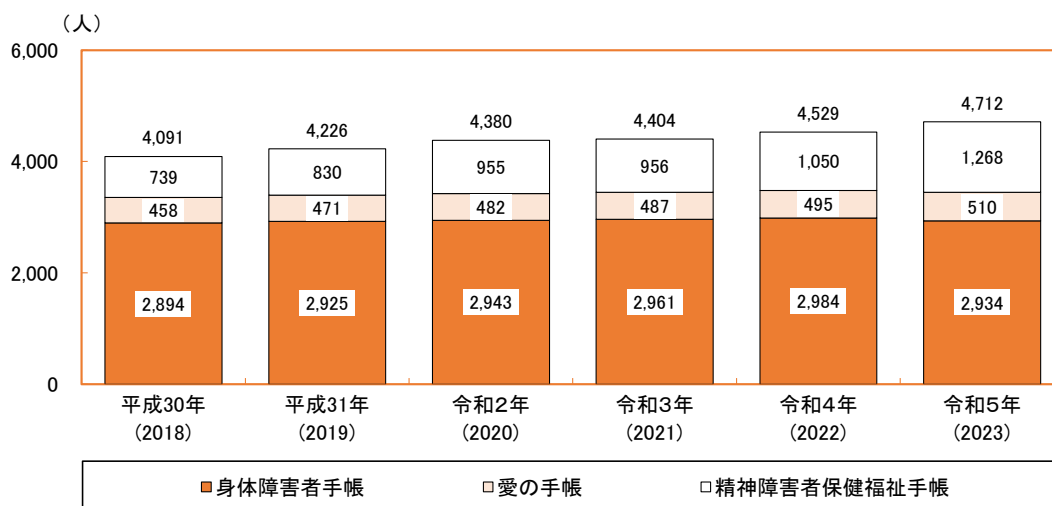
4 障害者・難病患者

(1) 障害者手帳の所持者数の推移

本区の障害者手帳の所持者数は一貫して増加傾向にあり、合計数は平成30(2018)年では4,091人でしたが、令和5(2023)年は4,712人となっています。

身体障害者の障害部位別の内訳は、肢体不自由と内部障害の合計が全体の8割を占めており、愛の手帳の程度別の内訳では、3度と4度の合計が全体の7割を占めています。

障害者手帳の所持者数の推移（中央区）



資料：中央区（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数の推移（部位別）

	総数	部位別				
		視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	肢体不自由	内部障害
平成30年(2018)	2,894	185	155	41	1,419	1,094
平成31年(2019)	2,925	187	157	42	1,406	1,133
令和2年(2020)	2,943	189	171	37	1,366	1,180
令和3年(2021)	2,961	193	175	40	1,351	1,202
令和4年(2022)	2,984	201	176	43	1,354	1,210
令和5年(2023)	2,934	215	177	44	1,343	1,155

愛の手帳所持者数の推移（程度別）

	総数	程度別			
		1度	2度	3度	4度
平成30年(2018)	458	24	96	126	212
平成31年(2019)	471	24	108	124	215
令和2年(2020)	482	24	111	127	220
令和3年(2021)	487	22	112	129	224
令和4年(2022)	495	20	107	128	240
令和5年(2023)	510	25	117	135	233

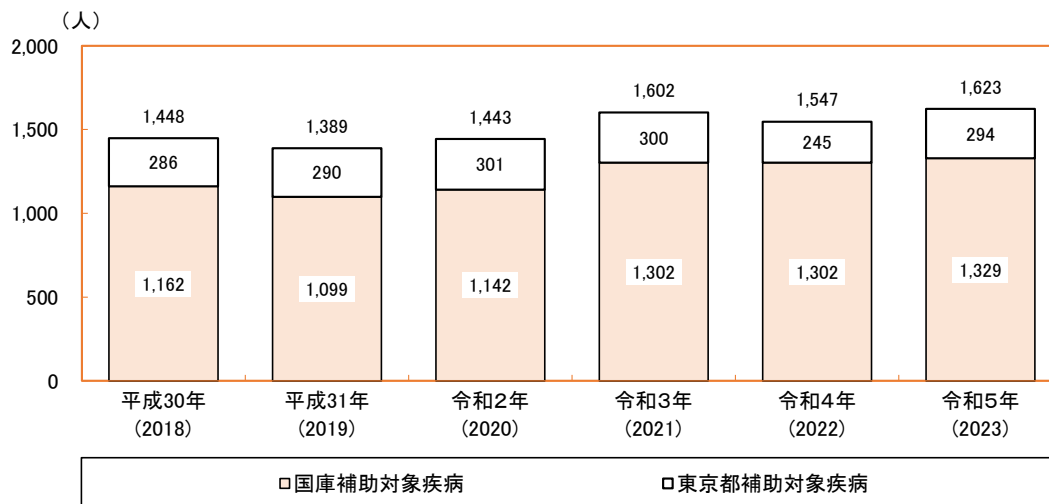
資料：中央区（各年4月1日現在）

※内部障害とは、心臓や呼吸器など身体内部の障害のこと。
 ※愛の手帳の程度（知的障害の程度）は数字が小さいほど障害が重い。

(2) 難病患者の状況

本区の難病患者医療費助成受給者数の推移は全体的に増加傾向にあり、平成30(2018)年から令和5(2023)年にかけて175件増加しており、令和5(2023)年は1,623件となっています。

難病患者医療費助成受給者数の推移（中央区）



資料：中央区（各年3月31日現在）

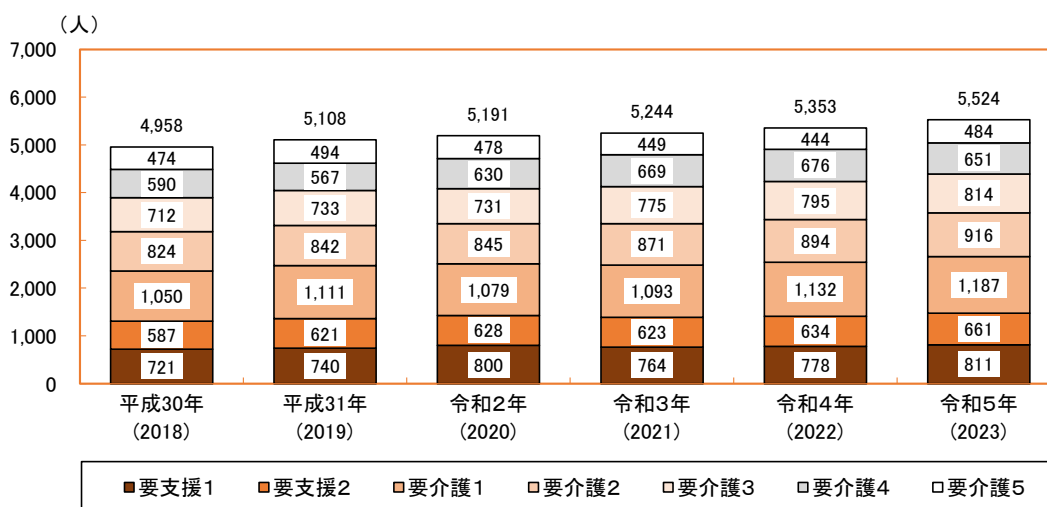
5 高齢者

(1) 要介護・要支援認定者数の推移

本区の要介護・要支援認定者の総数は、平成30(2018)年以降一貫して増加しており、令和5(2023)年は5,524人となっています。

平成30(2018)年と比べると、すべての要介護・要支援度で増加しています。

要介護・要支援度別認定者数の推移（中央区）

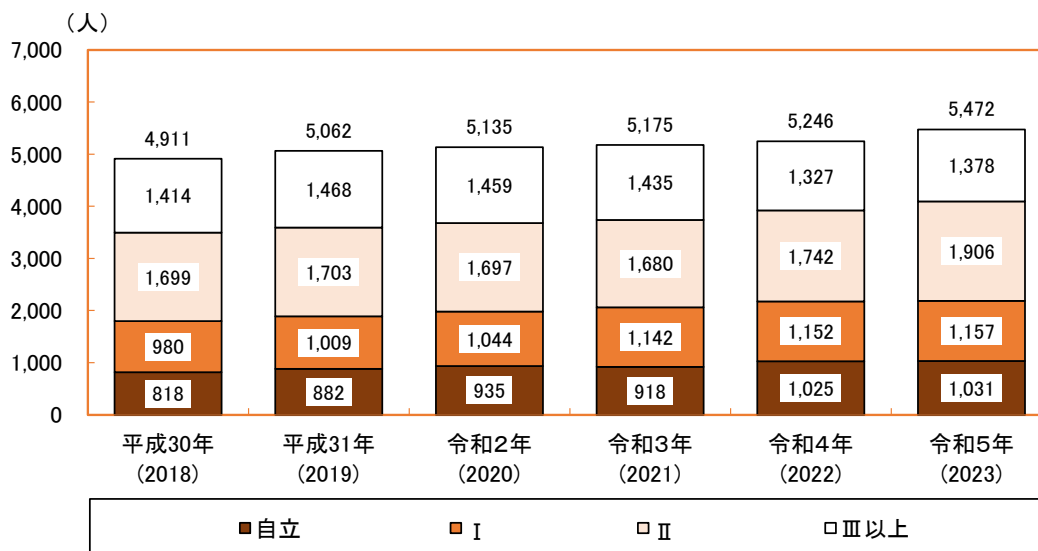


資料：区作成資料（各年3月31日現在）
 ※要介護・要支援認定者数は、第2号被保険者も含む

(2) 日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移

要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移をみると、生活に支障のある症状等がみられるⅡ以上の認知症高齢者数は、平成30(2018)年から令和5(2023)年にかけて171人増加し、令和5(2023)年は3,284人となっています。

日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移（中央区）



資料：中央区（各年3月31日現在）
 ※転入者で自立度が把握できない者を除いて集計

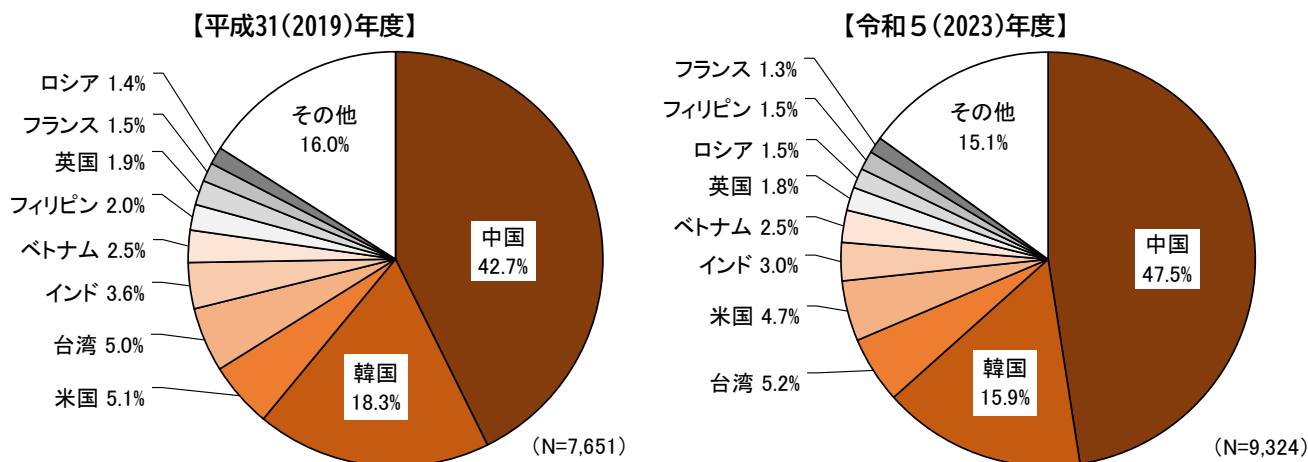
認知症高齢者の日常生活自立度

I	認知症を有するが、家庭内・社会で日常生活は自立
II	日常生活に支障ある症状等があるが、他者の注意あれば自立 a:家庭外で、上記の状態がみられる b:家庭内でも、上記の状態がみられる
III	日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要 a:日中を中心として、上記の状態がみられる b:夜間を中心として、上記の状態がみられる
IV	日常生活に支障ある症状等が頻繁にあり、常時の介護が必要
V	著しい精神症状・周辺症状がみられ、専門医療が必要

6 外国人の状況

本区の令和5(2023)年1月1日現在の外国人人口の国籍・地域別内訳は、「中国」が最も多く全体の4割後半を占め、次いで「韓国」、「台湾」、「米国」となっています。

外国人人口の国籍・地域別内訳（中央区、上位10位）



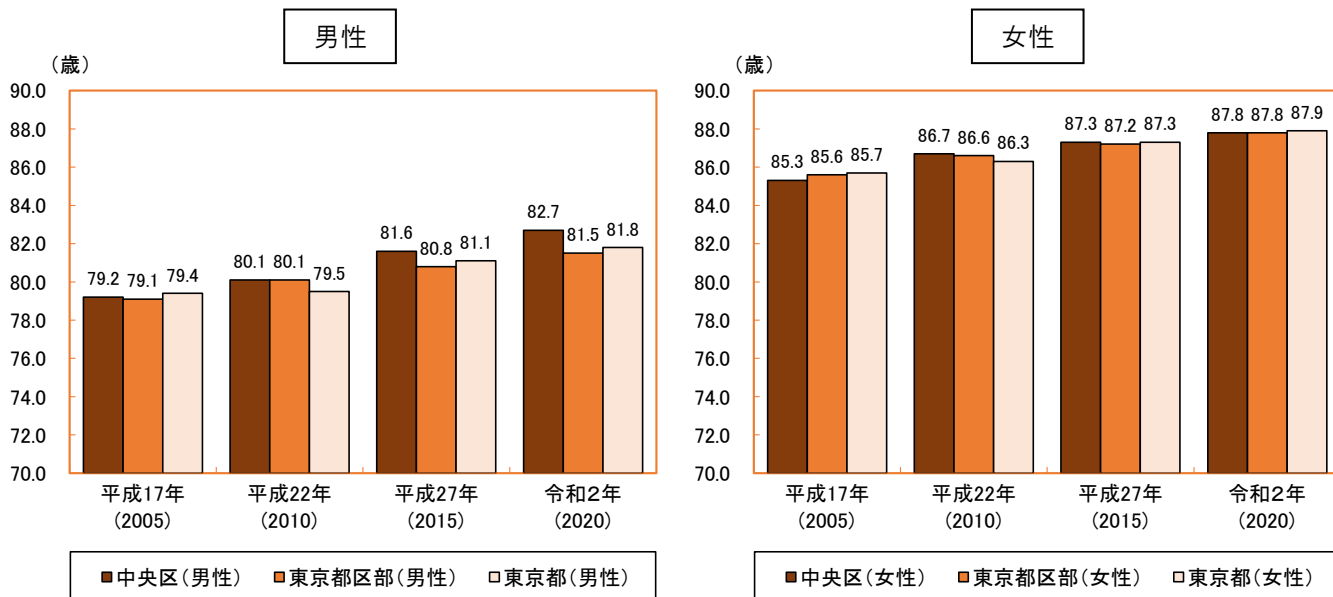
資料：東京都「外国人人口」
(平成31年1月1日現在、令和5年1月1日現在)

7 寿命・死因

(1) 平均寿命

本区の平均寿命は、男女ともに平成17(2005)年以降伸びています。

平均寿命（中央区、東京都区部、東京都）（性別）



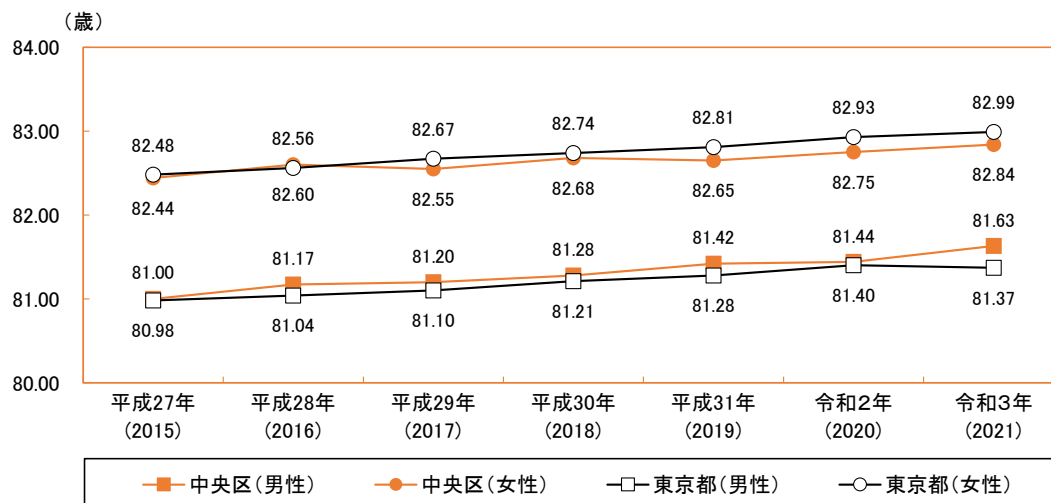
資料：厚生労働省「生命表」（平成17年、平成22年、平成27年、令和2年）
※「0歳」における平均余命

(2) 65歳健康寿命

本区の65歳健康寿命は男性より女性の方が長くなっています。

また、本区の平均寿命と65歳健康寿命を比較すると、男性は65歳健康寿命と平均寿命に大きな差は見られませんが、女性は5年程度の差がみられます。

65歳健康寿命の推移（中央区）



資料：東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」（各年）

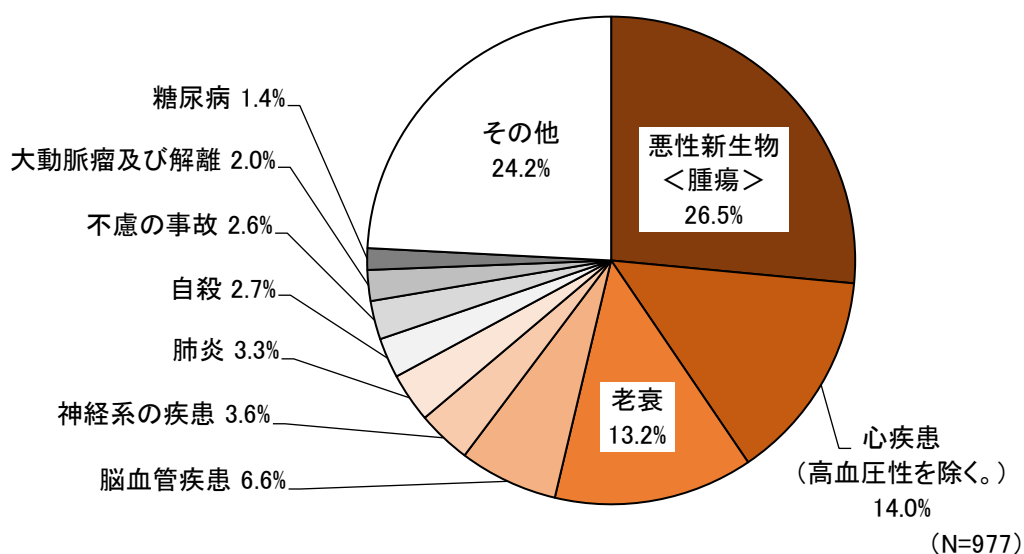
※65歳健康寿命（東京保健所長会方式）は、65歳の人何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの。

65歳健康寿命（歳）=65歳+65歳平均自立期間（要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間）（年）

(3) 死亡原因

本区民の死因は、悪性新生物が最も多く、約2割半を占めています。次いで心疾患、老衰が多くなっており、これらの上位3位の割合を合わせると5割を超えています。

死亡原因（中央区、上位10位）



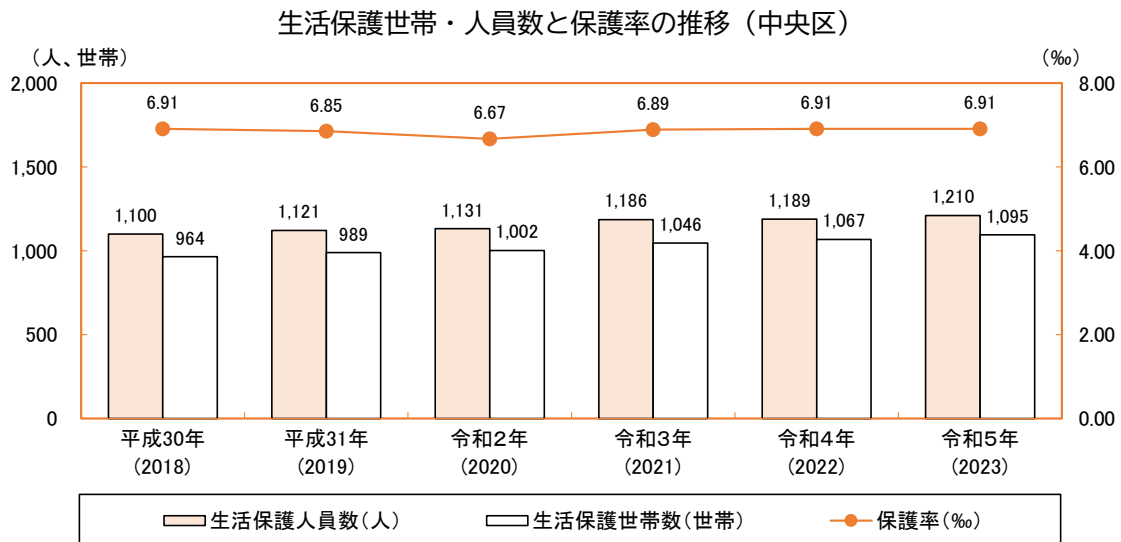
資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」（令和3年）

8 生活保護

生活保護世帯・人員数と保護率

本区の生活保護世帯数および人員数は微増傾向にあり、令和2(2020)年に生活保護世帯数は1千世帯を超え、令和5(2023)年の生活保護人員数は1,210人となっています。

生活保護率は横ばいで推移しており、令和5(2023)年は6.91%となっています。



資料：中央区（各年4月1日現在）

※ 保護率とは、人口に占める生活保護受給者数の割合
 ※ %（パーセント）は千分率で1,000分の1を1とする単位

9 地域コミュニティ

（1）地域別町会・自治会数

本区の地域別町会・自治会数は、京橋地域で63、日本橋地域で68、月島地域で45となっており、合計で176団体となっています。

地域別町会・自治会数（中央区）

（単位：団体）

	京橋地域	日本橋地域	月島地域	合計
団体数	63	68	45	176

資料：中央区（令和5年9月1日現在）

（2）地域別防災区民組織数

本区の地域別防災区民組織数は、京橋地域で53、日本橋地域で57、月島地域で45となっており、合計で155組織となっています。

地域別防災区民組織数（中央区）

（単位：組織）

	京橋地域	日本橋地域	月島地域	合計
組織数	53	57	45	155

資料：中央区（令和5年4月1日現在）

(3) 民生・児童委員の状況

令和5(2023)年4月1日時点の民生・児童委員の現員数は101人、定数に対する充足率は81.5%となっています。

民生・児童委員数（中央区）

(単位:人)

		平成29年		令和2年		令和5年	
		人数	充足率	人数	充足率	人数	充足率
京橋地域	現員数	29	100%	31	100%	32	100%
	定数	29		31		32	
日本橋地域	現員数	33	97.1%	31	88.6%	27	77.1%
	定数	34		35		35	
月島地域	現員数	38	79.2%	42	80.8%	42	73.7%
	定数	48		52		57	
中央区全体	現員数	100	90.1%	104	88.1%	101	81.5%
	定数	111		118		124	

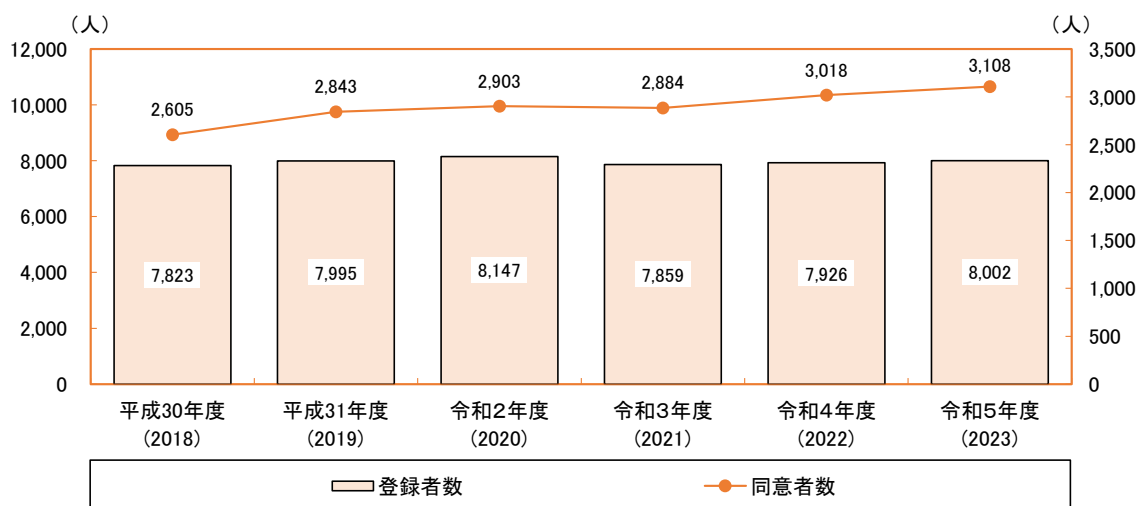
資料：中央区（各年4月1日現在）

(4) 「災害時地域たすけあい名簿」の登録者数と同意者数の推移

本区の「災害時地域たすけあい名簿」の登録者数と名簿情報の外部提供同意者数の推移をみると、名簿の登録者数は8,000人前後で推移しています。

また、外部提供同意者数は、平成31(2019)年度から令和3(2021)年度までは2,000人台で推移していましたが、令和4(2022)年度以降は3千人を超えています。

「災害時地域たすけあい名簿」の登録者数と同意者数（配布年度）



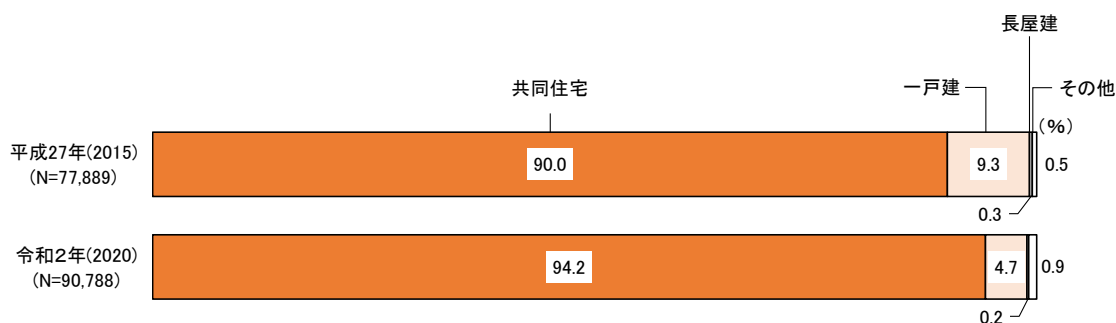
資料：中央区（各年度4月1日現在）

10 住まい

(1) 区民の居住形態

本区は、マンション等(共同住宅)に居住している世帯の割合が9割を占めており、令和2(2020)年に94.2%となっています。

共同住宅に居住している世帯の割合（中央区）



資料：総務省統計局「国勢調査」（平成27年、令和2年）

(2) 空家の状況

本区の空家の状況は、平成30(2018)年は平成25(2013)年と比べて、賃貸や売却等の割合が大きく減り、その他の物件が6割後半と多く増加しています。

空家数と空家率の推移（中央区）

(単位:戸)

	平成20年 (2008)		平成25年 (2013)		平成30年 (2018)	
	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
二次的住宅	1,540	6.4%	1,240	12.7%	400	3.2%
賃貸用住宅	13,220	54.6%	6,040	61.7%	3,140	25.1%
売却用住宅	270	1.1%	1,260	12.9%	530	4.2%
その他	9,200	38.0%	1,250	12.8%	8,440	67.5%
合計	24,230	100.0%	9,790	100.0%	12,510	100.0%

※二次的住宅とは、別荘（週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅）と、その他（ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅）のこと。

※その他とは、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などのこと。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」（平成20年、平成25年、平成30年）

11 各種相談の状況

(1) おとしより相談センターの相談件数

区内5カ所にある「おとしより相談センター」で受けた相談件数の合計は、令和4(2022)年度は、32,551件となっています。

おとしより相談センターにおける相談件数の推移

(単位:件)

	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
相談件数(延件数)	26,830	31,177	33,995	32,812	32,551

資料：中央区（各年度3月31日現在）

(2) 基幹相談支援センターの相談件数

中央区基幹相談支援センターにおける相談件数は増加傾向にあり、令和4(2022)年度は、3,702件となっています。

中央区基幹相談支援センターにおける相談件数の推移

(単位:件)

	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
相談件数	1,289	1,791	2,424	2,946	3,702

資料：中央区（各年度3月31日現在）

(3) 自立相談の件数

区の自立相談支援機関で受ける自立相談の件数は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2(2020)年度に激増し、令和3(2021)年度以後は減少傾向にあるものの、平成30(2018)年度と比較すると依然として件数は多くなっています。

自立相談の件数の推移

(単位:件)

	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
相談件数	541	1,331	11,878	8,476	3,944

資料：中央区（各年度3月31日現在）

(4) 子育て交流サロン「あかちゃん天国」の子育て相談の件数

区内児童館等で開催する子育て交流サロン「あかちゃん天国」における子育て相談の件数は、減少傾向にあります。令和4(2022)年度は976件で、平成30(2018)年度と比較して6割程度の水準となっています。

子育て交流サロン「あかちゃん天国」の子育て相談の件数の推移

	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
相談件数	1,498	1,457	1,357	1,330	976

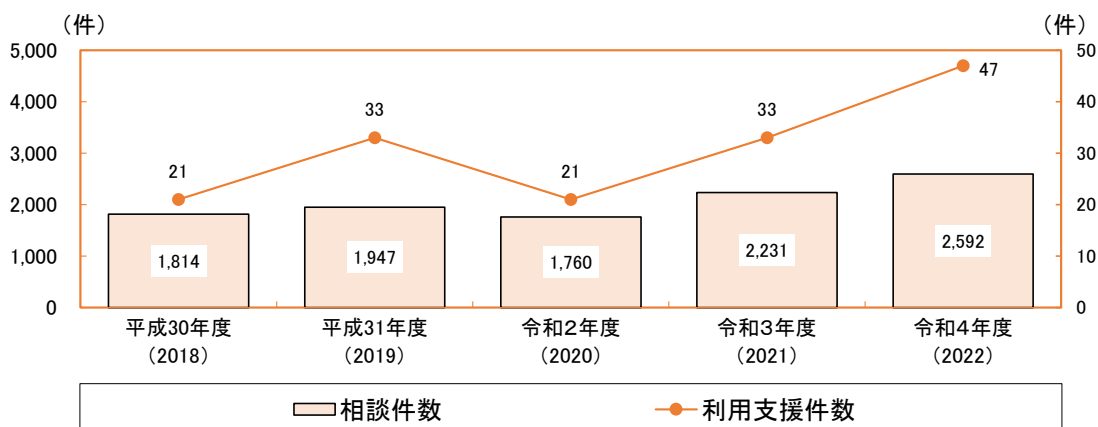
(単位:件)

資料：中央区（各年度3月31日現在）

(5) 中央区社会福祉協議会 成年後見支援センター「すてっぷ中央」

中央区社会福祉協議会の成年後見支援センター「すてっぷ中央」における成年後見制度の利用に関する相談件数、利用支援件数は、平成31(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて一時減少が見られたものの、令和3(2021)年度以降、再び増加に転じています。

成年後見支援センター「すてっぷ中央」における
成年後見制度の利用に関する相談件数の推移



※相談件数は、一般相談件数。

※利用支援件数は、後見等申立支援件数(候補者等紹介件数+申立手続き支援件数)。

資料：中央区（各年度3月31日現在）

第3章 区の課題

(1) 地域福祉分野

〔近年の中央区におけるまちづくりと区の保健医療福祉〕

- 築地市場跡地や晴海のまちづくりなど都市再生に向けた動きが活発化するなか、本区の人口は増加が続いています。2015年から2020年の間における人口増加率は23区で最も高く、共同住宅率も94%を超えるなど、区民の生活環境や地域コミュニティは大きく変化しており、区の保健医療福祉も新たな局面を迎えています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は、保健医療福祉サービスの提供体制に大きな影響を及ぼしました。今後は平時からの感染症全般に対する健康危機管理対策の推進や、首都直下型地震も想定した保健医療福祉体制の整備が必要となっています。

〔地域共生社会の実現に向けたさまざまな取組み課題への対応〕

- 東京2020大会の中心となった選手村を擁した本区では、大会レガシーである多様性と調和を尊重した社会づくりを進めており、保健医療福祉分野全体で、その理念の具体化が求められています。
- まちづくりにおける住宅建設が進むなか、新たな地域コミュニティの形成が急務となっており、改めて「互いに支えあい、人と人とのつながりが生まれるまち」を目指すことが重要です。
- 「地域共生社会の実現」に向けて、包括的支援の仕組みづくりを進めており、引き続き、多機関協働による支援体制や地域づくり等を含めた重層的な支援体制を強化することが必要です。
- 高齢者や障害者等が地域で安心して生活することができるよう、中央区成年後見センター「すてっぷ中央」を中核とした、地域権利擁護支援のネットワークの充実が求められています。

〔全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた取組への対応〕

- 社会保障制度改革においては、子ども・子育て支援の拡充や生涯現役社会づくりなどを通して、切れ目なく全ての世代を対象に、公平に支えあう制度への転換が進められており、デジタル技術等も活用した環境整備が必要となっています。

〔福祉人材、まちづくり〕

- 保育、介護・障害の福祉専門職等の人材不足は続いており、人材の確保・育成・定着等の支援策がより一層重要となっています。
- 施設やまちづくりのハード面でのバリアフリーだけでなく、情報のバリアフリー、意識のバリアフリーなどソフト面でのバリアフリーを進め、真のユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

(2) 子ども・子育て分野

〔子ども人口の増加、新たな待機児童対策の充実〕

○子育て世代の人口増を背景とした保育ニーズへの対応として、保育施設の整備を積極的に進めた結果、本区の待機児童数は令和4(2022)年4月に0人となりました。一方で、未就学児が就学児となり、児童人口が増加していることから、学童クラブへのニーズの高まりに対応するため、児童館に加え、区立小学校に学童クラブを設置し、「プレディ」との一体的な運用を図るとともに、民間学童クラブの誘致等、民間活力を活用した放課後対策が重要となっています。

〔地域子育て力の強化、子どもの健全育成ネットワークの充実〕

○核家族化により、家族からの育児支援が得られにくくなっているほか、コロナ禍における保護者の育児不安、地域での孤立が懸念されています。こうした中、地域の子育てサロンでの交流や、子ども家庭支援センターでの相談支援はますます重要となっていることから、子ども家庭支援センターの保健所等複合施設への移転を契機とした関連機関の連携を一層強化していく必要があります。

○妊娠・出産・子育てに関する相談に対し、DXなども活用しながら母子保健と子育て支援分野の連携による切れ目のない相談支援体制づくりが必要です。

〔子どもセーフティネットの拡充〕

○本区における児童虐待の発生件数も増加しているなか、ヤングケアラーなどの問題も顕在化していることから、ヤングケアラーに気づき、支援する体制の強化が求められます。

(3) 障害者分野

〔共生社会の実現を目指した意識啓発〕

○「障害者差別解消法」の趣旨等に基づき、障害者の権利擁護と虐待防止について、幅広く区民・事業者等へ普及・啓発を図ることで、共生社会の意義と障害者への理解を深めるとともに、障害者の自立と参加を推進することが必要となっています。

〔障害者が住み慣れた地域で生活を続けられる仕組みづくり〕

○本区の身体障害、知的障害、精神障害手帳所持者数は増加傾向にあり、障害者のニーズも多様化していることから、障害の程度・特性に応じた、きめ細かな相談支援やサービスの提供が必要です。

○都心部である本区の特徴として、地価・家賃等が高く、施設・グループホーム、事業所等も少ないため、障害者の住まいの確保が難しい状況があります。一方で、月島地域の施設移転・改築により、障害の重度化・高齢化に対応したグループホームが開設されることから、福祉センター等と連携した地域移行・地域定着支援や地域生活支援のネットワークの拡充が求められています。

〔療育支援の仕組みづくり〕

○地域の療育拠点である子ども発達支援センターを中心に、発達障害などの育ちに支援を必要とする子どもと家族が抱える多様な療育ニーズへの対応や、育ちのサポートシステムの推進による切れ目のない一貫した支援が求められています。

○今後、増加が予想される医療的ケア児(者)に対する、身近な地域での支援体制の充実が必要となっています。

(4) 高齢者分野

〔中央区スタイルの地域包括ケアシステムの深化・推進〕

- 本区の高齢化率は国や都の高齢化率を大幅に下回っているものの、高齢者人口は増加傾向にあります。また、85歳以上人口の増加に伴って、要介護・要支援認定者数も増加を続け、介護ニーズは高まっています。
- 団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、「中央区スタイルの地域包括ケアシステム」の構築を進めており、高齢者が住み慣れた地域で安心して最後まで自分らしく生活できるよう、医療と介護の連携による「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図っていくことが重要です。
- 「高齢者通いの場」等の交流機会を増やすほか、「中央粋なまちトレーニング」等の活用による健康づくりを進めながら、医療・健診・介護等のデータ活用による高齢者一人一人の健康状況に対応した健康づくり・介護予防の推進が求められています。
- 生活支援コーディネーターによる「地域ささえあいづくり協議体(第1層)」、「支えあいのまちづくり協議体(第2層)」を活用し、高齢者の社会的孤立の防止と、生活支援の充実を図ることが必要です。
- 「認知症基本法」を踏まえ、認知症の方も含めた区民一人一人の尊厳を尊重した社会づくりを推進することが必要です。認知症の初期の段階から支援を受けられるような見守り支援を行うとともに、認知症ケアや医療的ケアが必要な高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、引き続き在宅療養の多職種連携を進め、在宅療養支援病床の確保、人生会議(ACP)の活用をはじめとする意思決定支援など、本人や介護者への支援が求められます。
- 地価や家賃の高い本区の実情に鑑みつつ、高齢者が住み慣れた地域に住み続けるため、本区の特性に合わせた居住支援策を推進することが求められています。
- 情報化社会の進展により情報通信機器の活用が生活に欠かせず、高齢者のインターネットやスマートフォン等の利用割合が高くなっています。今後は高齢者施策にも情報通信機器を活用し、楽しみながら健康づくりに取り組める支援や、高齢者の情報格差を防ぐ支援策を展開していくことが必要です。

(5) 健康づくり分野

〔中央区健康・食育プラン2024に基づく健康づくり〕

- 区民の健康づくりの支援においては「ヘルスプロモーション」の考え方をベースとしており、人々が自らの健康をコントロールし、改善するプロセスで、個人の活動および組織活動の強化を図るとともに、その活動を支援する環境づくりが求められています。
- ライフステージごとに健康課題や取り巻く状況が異なることから、ライフコースアプローチの視点を踏まえた健康づくりや、デジタル技術などの新たな手法を活用した健康づくりが必要です。
- 健康づくりは区民一人一人の意識と行動が重要であることから、区民の健康づくりに対する意識を高めるためのきっかけづくりを継続的に行うことが重要です。

第4章 基本理念と施策体系

1 基本理念・基本目標

《基本理念》

みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

《基本目標》

- 1 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちを目指します。
- 2 誰もが生きがいや役割をもって活躍できるまちを目指します。
- 3 地域のつながりを深め、孤立のないまちを目指します。
- 4 お互いの違いを認め合い、差別や偏見のないまちを目指します。
- 5 保健医療福祉等必要なサービスが切れ目なく提供されるまちを目指します。

2 基本施策

1 地域包括ケアの仕組みづくり

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指して、高齢者施策において取り組んできた地域包括ケアシステム(地域を基盤とした包括的支援の仕組み)を基本的考え方とし、子どもや障害者などの制度や分野を超えて普遍化し、発展させていきます。

2 気づきあい支えあいつながる地域づくり

区民一人一人が互いに認め合い、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用しながら解決に向けて支えあう地域づくりを進めます。

3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり

地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉のサービスの充実等を図り、地域福祉を推進していくための基盤を強化します。

3 施策の体系

基本施策1 地域包括ケアの仕組みづくり	
施策の方向性(1) 包括的相談支援体制の構築	①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備／②相談支援包括化のための多機関連携強化／③包括的・継続的マネジメント支援の推進／④ソーシャルワーク機能の向上／⑤アウトリーチ(地域に出向く支援活動)による支援の充実
施策の方向性(2) 健康づくりの推進	①生涯を通じた健康づくりの推進／②介護予防・日常生活支援総合事業の充実／③ライフステージに応じた食育の推進／④歯と口の健康づくりの推進／⑤こころの健康づくりの推進
施策の方向性(3) 在宅療養支援の推進	①在宅医療・介護連携の推進／②在宅療養生活を支えるサービスの充実／③認知症施策の推進／④医療的ケア児者の支援／⑤難病・がん患者の支援／⑥在宅療養の普及・啓発
施策の方向性(4) 生活支援サービスの充実	①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備／②地域福祉コーディネーター(CSW)による地域活動の支援／③多様な主体による生活支援サービスの充実／④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化／⑤地域ケア会議の活用
施策の方向性(5) 多様な住まい方の支援	①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進／②区民住宅の管理の適正化／③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援／④住み替え支援／⑤生活困窮者の住まいの確保支援／⑥グループホーム等の整備
基本施策2 気づきあい支えあいつながる地域づくり	
施策の方向性(1) 地域コミュニティの活性化	①さまざまな主体による活動の推進／②多世代交流の促進／③地域活動拠点の整備／④地域における防災・防犯活動の支援／⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化
施策の方向性(2) 地域の担い手や活動団体の育成・支援	①地域の担い手の養成／②さまざまな主体との協働の推進／③ボランティア活動の支援／④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援／⑤地域福祉コーディネーター(CSW)・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援(再掲)
施策の方向性(3) 重層的見守りネットワークの充実	①民生・児童委員の活動支援／②青少年の健全育成支援、家庭教育支援／③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進／④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大／⑤民間事業者等による見守り体制の推進／⑥地域の支援者のネットワーク化
施策の方向性(4) 心のバリアフリーの推進	①福祉教育の推進／②障害者等の参加・交流機会の充実／③多様性を認め合うまちづくりの推進／④多文化共生の意識醸成／⑤男女共同参画の推進
基本施策3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり	
施策の方向性(1) 地域保健医療体制の整備	①かかりつけ医等の普及／②緊急医療体制の確保／③災害時の応急救護体制の整備／④福祉避難所の体制整備／⑤災害時要配慮者への支援
施策の方向性(2) 健康危機管理対策の推進	①感染症対策の推進／②衛生的な環境の確保／③食生活の安全確保／④医事・薬事の安全確保
施策の方向性(3) 福祉サービスの質の向上・人材確保	①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化／②第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上／③苦情相談窓口の周知／④福祉専門職等人材の確保
施策の方向性(4) 生活困窮者等の自立支援	①暮らしと仕事の自立支援／②ひとり親家庭の自立支援／③子ども・若者の学習支援／④ひきこもり支援
施策の方向性(5) 権利擁護の推進	①人権尊重／②児童虐待防止／③高齢者・障害者の虐待防止／④成年後見制度の利用促進
施策の方向性(6) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	①情報バリアフリーの強化／②人にやさしい空間づくり／③子どもを守る安全なまちづくり

第5章 各施策における今後の展開

基本施策1 地域包括ケアの仕組みづくり

(1) 包括的相談支援体制の構築

今後の方向性

区民が身近な地域で相談できる体制を構築するために、区内3地域に「ふくしの総合相談窓口」の整備を進めます。

また、区民が抱える複合化した課題等に対応していくため、各種会議体を活用した関係機関の情報共有、連携強化や相談職員のソーシャルワーク機能の向上に取り組みます。

あわせて、地域住民等の気づきを支援につなぐ体制を構築するために、地域福祉コーディネーターと住民との関係性づくりに取り組みます。

主な取組・事業

取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1 身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備	地域住民の相談を住民に身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場として、各地域(京橋・日本橋・月島)にふくしの総合相談窓口を順次整備します。 ●ふくしの総合相談窓口の整備	地域福祉課ほか
2 相談支援包括化のための多機関連携強化	各相談支援機関や区の関係部署で受けた複合的な相談や地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつなげられた利用者について、世帯全体の課題として受け止め、各相談支援機関が積極的に連携して支援を行うことができる体制を構築します。 ◎多機関協働事業の推進 ◎相談支援包括化推進員の配置 ○相談支援包括化推進連絡会議の開催	地域福祉課 子育て支援課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 高齢者福祉課 介護保険課 健康推進課 保健センター 社会福祉協議会 区民生活課 教育センター ほか
3 包括的・継続的マネジメント支援の推進	関係機関や事業者等が参加する地域ケア会議等の個別支援会議において事例検討等を積み重ね、事業者等のマネジメント力の向上を図るとともに、福祉・医療・医療等の経験豊富な専門職との連携によるバックアップ体制を推進していきます。 ○専門職との連携によるバックアップ体制の推進 ◎個別ケース会議(地域ケア会議等)の活用 ○介護支援専門員(ケアマネジャー)研修	地域福祉課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 介護保険課 健康推進課 ほか
4 ソーシャルワーク機能の向上	相談を受けた職員がニーズを的確に把握し、適切なサービスをコーディネートするために各相談支援機関や区の関係部署が相互に研修を実施するなど、分野横断的な知識やアセスメント、調整等の能力を身につけるための取組を実施します。 ○各相談支援機関や区の関係部署相互による合同研修の実施 ◎体制整備のための区福祉職の計画的採用	地域福祉課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 介護保険課 健康推進課 保健センター 職員課 ほか
5 アウトリーチ(地域に出向く支援活動)による支援の充実	公的な支援の要件を満たさない「制度の狭間」にある世帯や社会的に孤立しがちな世帯に対し、アウトリーチによる支援を積極的に行います。 ◎地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの拡充 ◎生活困窮者自立相談支援事業 ○認知症初期集中支援チームの活用	地域福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 社会福祉協議会 ほか

(2) 健康づくりの推進

今後の方向性

各種健診受診率の向上や食育の取組を推進するために、区イベントやSNS等を活用して、幅広い年代への情報発信の強化や健診の受診促進に取り組みます。

また、高齢者の健康寿命の延伸に向けて、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」による、医療・健診・介護データを活用した個別の健康相談・指導や「高齢者通いの場」でのフレイル予防等に取り組みます。

さらに、「中央区自殺対策計画(第二次)」に基づき、身近な人が悩みを抱えていることに気づき、専門の相談員につなぐゲートキーパーの周知・養成・活用を進めるとともに、女性への支援を重点的に実施します。

主な取組・事業

取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1 生涯を通じた健康づくりの推進	健康寿命の延伸に向けて、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、特定健診・がん検診等の受診率向上、生活習慣病の予防などの取組を効果的に実施し、若年期から区民一人一人の主体的な健康づくりを支援します。 ○「中央区国民健康保険第2期データヘルス計画」に基づく取組 ○特定健診、がん検診の啓発および未受診者への受診勧奨 ◎中央区ウォーキングマップの活用 ○学校における健康教育の推進 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	保険年金課 高齢者福祉課 介護保険課 健康推進課 保健センター 指導室
2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	高齢者の介護予防として、生活機能改善や認知機能向上に効果的な取組のほか、区民が身近な場所で主体的に運動を継続し、社会参加の機会および社会的役割を持てるような場づくりを推進します。 ○高齢者通いの場支援事業 ◎介護予防プログラム(中央粋なまちトレーニング)の普及	介護保険課
3 ライフステージに応じた食育の推進	食に関する正しい知識やバランスの良い食事を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう、普及・啓発を行っています。特に、幼児期からの健全な食生活が、将来の健康づくりにつながるため、家庭や学校、保育施設等と連携した取組を推進します。 ○食べよう野菜350(サン・ゴー・マル)運動 ○共食推進運動 ○噛ミング30(サンマル)運動 ○食育講習会などの実施	健康推進課 保健センター 子育て支援課 保育課 学務課 指導室
4 歯と口の健康づくりの推進	口腔機能の維持・向上の重要性を啓発し、各種歯科健康診査を通して歯周病の早期発見と予防指導を行います。特に高齢期ではオーラルフレイル、窒息や誤えん性肺炎予防のため、口腔清掃や口腔機能等を継続的にチェックし、生活の質の維持・向上を支援します。 ○産前産後、成人・高齢者歯科健康診査の実施および受診勧奨 ○出前健康講座(歯と口の健康づくり) ○8020(はちまるにいまる)達成者表彰の実施	健康推進課 保健センター
5 こころの健康づくりの推進	心の問題の早期発見・早期治療および社会復帰を支援するとともに、令和6年(2024)年3月策定「中央区自殺対策計画(第二次)」に基づき、中央区に関わる人々の生きづらさを軽減していくため、関係機関や地域との連携を強化し、「生きることの包括的支援」としての取組を推進します。 ○精神保健相談 ◎ゲートキーパー養成講座の実施	健康推進課 保健センター

(3) 在宅療養支援の推進

今後の方向性

在宅療養を支える医療・介護の顔の見える関係づくり推進するため、ICT機器を活用した情報共有・交流等を進めるとともに、在宅療養支援シンポジウムの開催により、区民の在宅療養への理解を深めていきます。

また、認知症の早期発見・支援に向けて、認知症地域支援推進員による訪問活動の推進やキャラバン・メイトを活用した認知症サポーター養成講座の開催を拡大します。さらに、保育施設に医療的ケア児専用保育室を整備する等、医療的ケア児支援体制の充実に取り組みます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	在宅医療・介護連携の推進	医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで必要な医療が提供されるよう医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。 ○在宅医療・介護の連携支援窓口の運営 ○医療と介護の関係者の交流の場の提供 ○ICTを活用した医療・介護関係者の情報共有	介護保険課 健康推進課 保健センター
2	在宅療養生活を支えるサービスの充実	在宅療養者とその介護者の緊急時に対応できるよう、切れ目のない支援体制を整備します。また、区独自の在宅サービスの提供や、家族等介護者への支援の充実に図ります。 ○在宅療養支援病床の確保 ○緊急ショートステイサービスの提供 ○区独自の在宅サービスの提供 ○「介護者教室・交流会」の開催	健康推進課 高齢者福祉課 介護保険課
3	認知症施策の推進	「認知症地域支援推進員」が中心となり、個別訪問や医療機関との連絡調整を緊密に行うことで、認知症高齢者に関する相談体制の強化および早期発見・早期診断などの支援を行うとともに、認知症の方やその家族にやさしい地域づくりを進めます。 ○認知症初期集中支援チームの運営 ○認知症サポーターの養成 ○認知症ケアパス(『備えて安心!認知症』)の普及・活用	介護保険課
4	医療的ケア児者の支援	関係機関の連携のもと、定期的の実態やニーズの把握を行い、適切な支援を受けられるよう支援体制の充実に図ります。 ○医療的ケア児等支援連携部会の運営 ○医療的ケア児コーディネーターの配置 ○居宅訪問型保育事業、放課後等デイサービス事業 ○生活介護事業、在宅レスパイト事業 ○学校等に通う子どもへの医療的ケアの実施 ○医療的ケア児の受け入れ体制の拡充	子ども発達支援センター 障害者福祉課 福祉センター 子育て支援課 保育課 放課後対策課 健康推進課 保健センター 教育センター
5	難病・がん患者の支援	国および東京都が指定する難病患者に対して、保健所等における相談や患者とその家族の負担軽減および療養生活の支援を行います。また、がん患者とその家族が抱えるさまざまな苦痛を和らげるための取組や、安心して在宅療養できる仕組みについて検討します。 ○難病医療費助成制度、難病患者福祉手当 ○がん療養患者・難病患者等の生活サポート ○がん患者のウィッグ・胸部補整具購入費助成	健康推進課 保健センター 障害者福祉課
6	在宅療養の普及・啓発	在宅療養が必要となったときの医療や介護サービスの適切な選択や、人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い共有していく人生会議(ACP)を広げるなど、在宅療養の普及・啓発に取り組んでいきます。 ○在宅療養支援シンポジウムの開催	介護保険課

(4) 生活支援サービスの充実

今後の方向性

高齢者等の生活支援・介護予防への包括的な支援の仕組みづくりを進めるために、生活支援コーディネーターが支援を行う第1層協議体(地域支えあいづくり協議体)、第2層協議体(支えあいのまちづくり協議体)間での情報共有を進め、地域資源の把握、関係機関の連携等に取り組みます。

また、地域の生活課題の解決に向けて、地域福祉コーディネーターによる「伴走型支援」の視点を取り入れた地域活動への支援や、地域活動団体間や担い手間の”横のつながり”づくりのほか、施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備を推進します。

さらに、コロナ禍により活動が制限されていた住民相互の支えあい活動等の活性化を図るとともに、社会福祉法人がアフターコロナの地域課題を捉え、主体的に地域公益活動に参加できる仕組みづくりを進めます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備	地域のニーズや必要とされるサービスを把握するとともに、多様な担い手の発掘や、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりと、地域支えあいづくり協議体の運営等による協働の体制づくりを進めます。 ◎生活支援コーディネーターの拡充(再掲) ◎施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備 ◎地域支えあいづくり協議体(区全域)・支えあいのまちづくり協議体(各地域)の活用	高齢者福祉課 社会福祉協議会
2	地域福祉コーディネーター(CSW)による地域活動の支援	地域で発見された生活課題を共有化し、地域の社会資源(情報・人・場所)の開発や、地域福祉活動に関わるさまざまな主体のネットワークづくりを進めます。 ◎地域福祉コーディネーターの拡充(再掲) ◎施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備(再掲) ◎みんなの食堂などの地域活動の支援	地域福祉課 社会福祉協議会
3	多様な主体による生活支援サービスの充実	家事援助等のサービスの提供や日常生活の困りごとへの相談や支援など、住民主体による生活支援サービスの充実を図るなど、支えあいの環境づくりを進めます。 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○虹のサービス ○暮らしの困りごとサポート	子ども家庭支援センター 高齢者福祉課 社会福祉協議会
4	地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化	区内に法人本部または事業所のある21法人で構成する中央区社会福祉法人連絡会と連携して、地域に不足するサロンや生活支援サービス等の創出につなげていきます。 ◎地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携	地域福祉課 社会福祉協議会 ほか
5	地域ケア会議の活用	地域住民や医療・福祉・介護関係者などが参加する地域ケア会議において、個別支援の検討過程から出された課題について、求められるサービスや支援方法を検討し、地域課題の把握をしていきます。 ○地域ケア会議の開催	介護保険課

(5) 多様な住まい方の支援

今後の方向性

安心・安全な住まいへの支援を必要とする高齢者や障害者等に、住宅設備改善給付や緊急通報システム等のサービスを確実に提供できるよう、おとしより相談センターの職員や区所管課のケースワーカー等と連携しながら支援していきます。

本区は、土地・建物の新たな確保が困難であることや民間賃貸住宅の需要高騰などの特性がありますが、中長期的な視点に立ち、再開発の機会を捉えながら民間活力を活かした住宅供給の誘導に取り組むほか、障害者グループホームの整備を進めます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進	民間事業者による高齢者や子育て期の特性を踏まえた住宅供給が図られるよう、助成や認定制度の普及等を通じ、整備の誘導を促進します。 ○サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導 ○東京こどもすくすく住宅認定制度の普及	住宅課
2	区民住宅の管理の適正化	既存の区民住宅の長寿命化に向けた計画的な改修や修繕等を行うとともに、管理の適正化等を図り、自ら住宅の確保が困難な世帯に対する住まいとして公平・適切に供給します。 ○区民住宅の管理	住宅課
3	配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援	高齢者や障害者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅の改修や機器の設置支援等を行います。 ○住宅改修費の支給 ○住宅設備改善給付 ○緊急通報システム等専用機器の設置による支援	障害者福祉課 高齢者福祉課 介護保険課
4	住み替え支援	住み替え相談の実施や住み替えを支援する制度の利用費助成を行っています。また、高齢者や障害者等の入居を拒まない賃貸住宅としての登録について民間事業者に促します。 ○住み替え相談 ○あんしん居住制度利用助成 ○家賃債務保証制度利用助成 ○住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進	住宅課 高齢者福祉課
5	生活困窮者の住まいの確保支援	離職により住居を失う、または失う恐れのある相談者に対して、再就職するまでの就労支援および一定期間の家賃相当額の支給、住居を持たない方へ宿泊場所や衣食の提供を行います。 ○住居確保給付金 ◎一時生活支援事業	地域福祉課
6	グループホーム等の整備	今後、需要の増加が見込まれる、在宅生活が困難になった認知症高齢者や障害者のグループホームの整備を進めます。 ○認知症高齢者グループホームの整備促進 ◎障害特性に配慮したグループホームの整備	障害者福祉課 高齢者福祉課

基本施策2 気づきあい支えあいつながる地域づくり

(1) 地域コミュニティの活性化

今後の方向性

まちのにぎわいを創出し、区民に身近なコミュニティ活動の活性化を図るため、町会・自治会や商店街、地域団体のイベント開催等にかかる連携・協力体制の構築のほか、SNS等を活用した情報発信の支援等に取り組みます。あわせて、防災拠点訓練の内容充実を図り、多世代の参加を促すほか、町会・自治会等の防犯対策を継続的に支援し、災害・犯罪に強いまちづくりを推進していきます。

また、地域住民同士の交流・活動を支えるため、地域社会資源の開拓や、施設改修の機会を捉えながら、地域活動等の場の充実に取り組みます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	さまざまな主体による活動の推進	町会・自治会の活動を支援するとともに、さまざまなコミュニティとの協働により地域のイベントやサロン運営等の活動を支援します。また、マンション管理組合への支援を通じてコミュニティ形成の推進を図るほか、区内社会福祉法人との連携を強化し、地域福祉のニーズを捉えた地域公益活動を促進します。 ○SNS等の活用による地域の情報発信、連携強化 ○協働ステーション中央の運営 ◎地域手づくりイベント・盆おどりに対する助成 ○分譲マンション管理組合交流会への支援 ○分譲マンション管理組合支援システム「すまいるコミュニティ」の運用 ○地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携(再掲)	地域振興課 住宅課 都市整備公社 社会福祉協議会 ほか
2	多世代交流の促進	各種講座やイベント等を通じて、地域住民相互の交流やふれあいを促進します。また、みんなの食堂をはじめとした誰もが参加できる場の開設・運営支援や、協働提案事業による活動等を通じ、子育て世代が地域活動に関わるきっかけとなる事業を行うなど、多世代交流を促進します。 ○大江戸まつり盆おどり大会の実施 ○雪まつりの実施 ○コミュニティふれあい銭湯の実施 ○場づくり入門講座の開催 ○おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催 ◎地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの拡充(再掲)	地域振興課 地域福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 障害者福祉課 社会福祉協議会
3	地域活動拠点の整備	コミュニティルームや区民館等の交流・活動の場を提供するとともに、施設改修等の機会を捉えて住民に身近な場所に活動拠点を整備します。 ○集会所や公開空地等住宅や住環境を活用したコミュニティ活動の場づくり支援 ◎施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備(再掲)	地域振興課 地域福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会
4	地域における防災・防犯活動の支援	防災区民組織の活動支援をはじめ、防災訓練や講習会を実施するなど、区民や事業所が連携・協力して防災対策に取り組める体制整備を推進します。また、地域の自主的な見守り活動や防犯設備の設置を支援するなど、防災・防犯活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ります。 ○防災拠点の整備・運営体制の充実 ○災害時地域たすけあい名簿を活用した、地域による安否確認体制の推進 ○防犯設備整備費の助成	防災危機管理課 高齢者福祉課
5	商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化	商店街やスポーツの振興事業を通じて、コミュニティ機能の強化を図ります。 ○商店街と町会・自治会やNPO等が協力して実施するイベントの支援 ○商店街イベントを活用した住民の交流促進 ○地域スポーツクラブの活動支援	商工観光課 スポーツ課

(2) 地域の担い手や活動団体の育成・支援

今後の方向性

「担い手養成講座」や「場づくり入門講座」等の各種講座の修了生が、実際に地域の担い手として活動できるように、モチベーション維持や活動に至るまでのフォローアップを行うほか、ボランティア活動希望者の状況にあわせたコーディネートにより、活動の活性化に取り組みます。

また、「協働ステーション中央」のホームページを活用した情報発信により地域活動団体間のネットワークの強化を図るとともに、協働提案事業採択の可能性を高め、多様化する区民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供していきます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	地域の担い手の養成	つながりや生きがいとしての地域活動を学ぶ講座を開催するなど、地域の担い手を発掘・養成、継続的に活動を支援しながら、コミュニティの活性化を推進します。 ○地域コミュニティの担い手養成講座の開催 ○さわやか体操リーダーの育成 ○元気応援サポーターの育成 ○場づくり入門講座の開催(再掲) ○ボランティア講座の開催	地域振興課 高齢者福祉課 社会福祉協議会
2	さまざまな主体との協働の推進	町会・自治会やNPO、ボランティア団体等の社会貢献活動団体の提案による協働事業を実施し、よりきめ細かで質の高い行政サービスの提供を図るとともに、社会貢献活動団体の育成や、区民の地域活動への参加を促進していきます。 ○協働事業の実施 ○協働推進会議の開催	地域振興課 社会福祉協議会
3	ボランティア活動の支援	ボランティア活動の活性化や団体間の交流を促進するほか、住民参加型在宅福祉サービスを効果的に運営します。 ○ボランティア・区民活動センターにおけるボランティア活動の相談、登録、活動紹介・調整、ボランティアの育成、学校等での福祉体験学習の実施 ○虹のサービス(再掲) ○地域見守り活動支援事業(あんしん協力員)	高齢者福祉課 社会福祉協議会 ほか
4	企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援	社会貢献活動への関心が高い企業の意向を踏まえながら、ネットワークの強化を図ります。また、区民が地域活動に参加しやすい環境を整備するとともに、情報発信や情報交換の場を提供することにより各種団体の活動支援を行います。さらに、区内の大学との連携協定等を活用した取組をより一層推進します。 ○協働ステーション中央の運営 ○中央ぶらねっと(社会貢献企業連絡会)など、区内企業やNPO法人等との協働の推進および活動支援 ○区内の大学との連携協定等を活用した取組の推進 ○ふるさと中央区応援寄附を活用した地域貢献活動団体等への支援 ◎地域活動団体のネットワーク化の促進	地域振興課 総務課 社会福祉協議会
5	地域福祉コーディネーター(CSW)・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援(再掲)	社会福祉協議会と連携しながら、住民が主体となった地域活動の取組を普及・推進していきます。住民主体による地域に開かれた活動を全区的に展開できるような取組を推進します。 ◎地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの拡充(再掲) ○おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催(再掲)	地域福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会

(3) 重層的見守りネットワークの充実

今後の方向性

民生・児童委員の担い手確保に向け、町会・自治会や大規模マンション自治会への働きかけを行うとともに、各相談支援機関との連絡会、研修等により、民生・児童委員活動を支援します。

また、「ささえあいサポーター」をはじめ各種サポーターの養成、サポーター同士や地域福祉コーディネーターとの交流を促進するほか、地域の見守りの主体の周知や活動継続の支援を行うとともに、地域支援に関わる団体等のネットワーク化に取り組み、地域の見守り体制を一層強化していきます。

主な取組・事業

取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1 民生・児童委員の活動支援	民生・児童委員が地域で取り組む福祉活動を支援するとともに、行政や地域の関係機関との情報交換の場となる協議会や連絡会を定期的に開催するなど連携の強化を図ります。 ○民生・児童委員による相談・援助・調査活動への支援 ○協議会の定期開催 ○研修および施設見学の実施 ◎区民向け広報活動の充実	地域福祉課
2 青少年の健全育成支援、家庭教育支援	各地域においてさまざまな行事を実施する青少年対策地区委員会や、PTA等地域団体の活動を支援し、地域における青少年の健全育成や家庭教育の充実に努めます。 ○青少年対策地区委員会の活動支援 ○中央区地域家庭教育推進協議会 ○PTA等地域団体との共催による家庭教育学習会の開催	文化・生涯学習課 教育委員会事務局庶務課
3 町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進	一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、町会・自治会・マンション管理組合等を中心とした地域の団体による高齢者等の見守り活動に対し、活動費の助成等を行い、地域における高齢者等の見守りを推進します。 ○地域見守り活動支援事業(あんしん協力員)(再掲) ○ふれあい福祉委員会への支援	高齢者福祉課 社会福祉協議会
4 ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大	身近な地域で不安や悩みを抱えた人たちに気づき、必要な支援へとつなぐ「ささえあいサポーター」や、認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の方を応援する「認知症サポーター」を養成するとともに、各サポーターを活用した支えあいの仕組みづくりを構築します。 ○ささえあいサポーター養成講座 ○認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座 ○認知症カフェ(気軽に相談できる場)への支援 ○認知症に関する普及啓発および相談体制の充実	介護保険課 社会福祉協議会
5 民間事業者等による見守り体制の推進	宅配事業者等の区民が身近に利用する民間事業者等と協定を締結し、高齢者の見守り活動を強化します。 ○協定締結事業者による見守り活動	地域福祉課 高齢者福祉課
6 地域の支援者のネットワーク化	地域における支援者のネットワーク化に向けて、地域の支援者や関係団体同士の情報共有および顔の見える関係づくりの場を整備します。 ○地域の支援者のネットワーク化に向けた取組の検討 ◎地域支えあいづくり協議体(区全域)・支えあいのまちづくり協議体(各地域)の活用(再掲)	地域福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会

(4) 心のバリアフリーの推進

今後の方向性

福祉センターと保育園児との交流活動や中学生の職場体験に取り組むほか、学校教育を通じて男女の平等性、多様性の相互理解、多文化共生の教育を推進し、子どもの頃からの障害理解の意識醸成を図っていきます。

また、各種講座やイベント等の参加者を増やしていくために、関係機関等と連携した周知、効果的な企画やテーマの設定に取り組むほか、参加者や職員のアンケート等も参考にしながら運営方法や新たな企画の検討に取り組みます。

主な取組・事業

取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1 福祉教育の推進	学校や地域、関係機関と連携し、福祉教育やボランティア体験等さまざまな機会を提供し、子どもの頃から障害と障害者に対する理解を深める取組を推進します。 ○障害者サポートマニュアルの配布 ○出前講座・福祉体験講座 ○発達障害に対する理解の促進 ○区職員研修 ○小中学校における障害者理解に関わる教育	障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 社会福祉協議会 指導室 職員課
2 障害者等の参加・交流機会の充実	健康福祉まつり等の区の行事や地域における各種行事、施設のイベント等を通じて、障害のある人とない人が相互に理解を深めるための交流を促進します。また、社会福祉法人等と連携し、障害者や高齢者が主体的に活躍できるような交流の場づくりを促進します。 ○障害者福祉団体の活動支援 ○健康福祉まつりの開催による相互の理解の促進 ○障害者スポーツ体験会、ポッチャ交流会、障害者スポーツ・レクリエーション教室の実施 ○防災訓練における障害者等の参加促進 ◎社会福祉法人との連携強化	障害者福祉課 福祉センター 社会福祉協議会 スポーツ課 防災危機管理課
3 多様性を認め合うまちづくりの推進	「障害者差別解消法」の周知や障害の理解を促進するための啓発活動、区職員向けの研修等を実施します。また、性的マイノリティに対する理解を深める教育など学校における多様性を認める教育の推進を図ります。 ○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ○障害者差別解消法リーフレットの配布 ○学校における多様性を認める教育の推進 ○区職員研修(再掲)	障害者福祉課 福祉センター 指導室 職員課
4 多文化共生の意識醸成	学校における英語活動・英語指導や海外体験学習等の実施により多文化共生の意識を醸成していきます。また、国際交流イベント等の機会を通じて多文化共生の意識醸成を図ります。 ○中学生の海外体験学習の実施 ○外国人英語指導助手による英語活動・英語指導の実施 ○国際交流のつどい、国際交流サロンの開催 ○英語講座の開催	指導室 文化・生涯学習課 文化・国際交流振興協会
5 男女共同参画の推進	男女共同参画に関する意識啓発や情報提供の充実を図り、区民への理解を深めていきます。また、学校における男女平等教育を推進することで、子ども一人一人が男女共同参画の意識を深め、将来に向けた男女共同参画社会の推進につなげます。 ○男女共同参画の意識啓発 ○男女共同参画に関する情報提供 ○学校における男女平等教育の推進	総務課 指導室

基本施策3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり

(1) 地域保健医療体制の整備

今後の方向性

災害時の医療救護活動がスムーズに展開できるよう、医療救護活動拠点を中心とした医療に関する情報収集・伝達、災害薬事センターの機能の活用方法等を引き続き検討するとともに、聖路加国際病院や医師会等との各救護所設置・運営訓練、福祉避難所の開設・運営訓練を継続的に実施します。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者(避難行動要支援者)への支援として、「災害時地域たすけあい名簿」のマンション管理組合等での活用を促進するための説明会やフォローアップを実施するとともに、対象となるすべての方に対して「個別避難計画」の作成勧奨に取り組みます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	かかりつけ医等の普及	区民の健康を守るための身近な相談先等の機能としてかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を推進します。地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、区内医療機関の情報をわかりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図ります。 ○「かかりつけ医MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布 ○医療相談窓口の設置	健康推進課 生活衛生課
2	緊急医療体制の確保	休日応急診療所・薬局・歯科診療所の開設等により、緊急時の対応を含めた身近な地域での医療の環境整備を進めます。 ○休日応急診療所、休日応急歯科診療所、休日応急薬局の開設 ○平日準夜間小児初期救急診療事業	健康推進課
3	災害時の応急救護体制の整備	地区医師会等と連携を図り、災害発生直後の医療救護体制を充実させるとともに、傷病者の応急処置や災害拠点病院への搬送の適否、緊急医療救護所の設置・運営等、迅速な対応を行います。また、薬剤師会等と連携し、災害時に使用する医薬品の確保にも努め、適切な医療救護活動ができる環境を整備します。さらに、関係機関と連携し、長期化する避難生活等に備えて継続的な医療体制の維持・確保を図ります。 ○応急救護連携会議の開催 ○多職種による医療救護訓練の実施	生活衛生課 健康推進課 保健センター 防災危機管理課
4	福祉避難所の体制整備	福祉避難所として指定している区立特別養護老人ホーム等と福祉避難所の開設に係る受入体制や経費負担等について協定を締結しています。また、福祉避難所運営本部の設置や福祉避難所への避難対象者のスクリーニング実施方法等について関係部署と調整を行っています。要配慮者に対して心のケアや相談等を行う生活相談員については、聖路加国際大学等からの派遣支援を受けて配置します。 ○区立特別養護老人ホーム等との福祉避難所の開設に係る協定の締結 ○福祉避難所運営に関する生活相談員との連携	高齢者福祉課 介護保険課 障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 健康推進課 保健センター 防災危機管理課
5	災害時要配慮者への支援	災害時にライフラインの断絶等の影響を受ける要配慮者への支援が適切に行えるよう、事業所と定期的に訓練を実施するなど、平常時からの備えを促します。また、避難行動要支援者への支援に関し、防災区民組織等による「災害時地域たすけあい名簿」の活用推進や、「個別避難計画」の作成に取り組むことにより、地域での支援体制の整備を進めます。 ○災害時における区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定の締結 ○災害時地域たすけあい名簿を活用した、地域による安否確認体制の推進(再掲) ◎「個別避難計画」の作成	高齢者福祉課 介護保険課 障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 健康推進課 保健センター 防災危機管理課

(2) 健康危機管理対策の推進

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時からの感染症全般に対する対応を定めた「予防計画」(令和6(2024)年4月施行)に基づく感染症対策の推進のほか、引き続き、区内医師会や医療機関との連携体制を整えていきます。

また、各機関と連携した食品表示法への相談対応、旅館業施設への立ち入り検査の強化による法令遵守の徹底、監視指導に取り組むとともに、区民との連携によるねずみ防除の取組を進め、食品衛生や環境衛生、生活環境の保持に取り組んでいきます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	感染症対策の推進	<p>予防接種の積極的な情報提供や、性感染症を含む各種感染症の正しい知識の普及啓発に取り組み、感染症予防を推進するとともに、新型インフルエンザ等対策として日頃から関係機関と共同しながら訓練を実施し、連携を高めるなど、発生時に迅速かつ的確に対応できるよう体制を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かんたん予防接種スケジュールによる情報提供 ○先天性風しん症候群対策 ○「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」や「予防計画」に基づく、保健所における人員体制の確保やデジタル技術の活用促進、人材育成等による体制強化 ○胃腸炎対策講習会の実施等による区内施設の感染症対策 	健康推進課 ほか
2	衛生的な環境の確保	<p>環境衛生施設への監視指導を行い、衛生水準を確保します。感染症を媒介する衛生害虫の駆除作業を実施するとともに、区民からの防除に関する相談への対応、正しい情報の普及・啓発を行います。また、宿泊施設に対する監視体制の強化等を行いながら、安心して住み続けられる生活環境の保持や環境衛生水準の維持向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生関係施設の監視指導 ○特定建築物の監視指導 ○小規模給水施設の指導 ○ねずみ・衛生害虫の防除 	生活衛生課
3	食生活の安全確保	<p>食品関連施設の衛生を確保するため、「食品衛生監視指導計画」に基づく効果的・効率的な監視を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応します。また、HACCP¹による衛生管理の導入について、区内事業者に対する支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導 ○食中毒・有症状等に関する調査および指導 ○HACCPによる衛生管理についての区内事業者に対する導入支援 	生活衛生課
4	医事・薬事の安全確保	<p>医療機関等に対し計画的に立入調査や指導を行い、医療の安全の確保を図ります。また、薬局や薬店、その他毒物および劇物販売業者に対して定期的に立入検査を行い、医薬品等の適正な販売や取り扱いを指導し、違反や事故の発生を防止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療安全講習会の開催 ○医療相談窓口の設置 ○薬局等の監視指導、家庭用品の検査 	生活衛生課

¹ 食品の安全を確保する衛生管理の手法。

(3) 福祉サービスの質の向上・人材確保

見直しの方向性

区民により良い福祉サービスが提供できるように、区職員の勉強会等も含め、社会福祉法人、福祉サービス事業所の指導検査員のスキル向上に努めるとともに、第三者評価受審のメリットや効果、助成制度の周知を行い、事業所への受審勧奨に取り組みます。

また、今後も不足が見込まれる保育、介護・障害の福祉専門職等の人材確保に向けて、現在の支援施策をより効果の高い制度となるよう見直すほか、就職後だけでなく離職後のフォローアップも行いながら、さらなる人材の確保・育成・定着に向けた支援に取り組みます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化	保育、介護・障害等の各サービス事業者の現地指導検査を実施し、事業所の運営や良質なサービスの提供等に関して指導・助言等を行います。 ○社会福祉法人の指導監査 ○サービス事業者の巡回指導・指導検査	地域福祉課 保育課 障害者福祉課 介護保険課
2	指定管理者評価、第三者評価等によるサービスの質の向上	指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価し、評価結果を今後の施設運営に反映させることにより、利用者サービスの向上を図ります。また、サービス提供事業者の福祉サービス第三者評価の受審を促します。 ○指定管理者の評価実施 ○福祉サービス第三者評価受審費用の助成 ○介護相談員の派遣	地域福祉課 子育て支援課 保育課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 放課後対策課 高齢者福祉課 介護保険課
3	福祉サービス苦情相談窓口の設置	区が実施する福祉に関する各種のサービスに対する苦情・相談の窓口として、福祉の資格を持った専門相談員による相談窓口を開設し、公正かつ中立な立場で問題解決に努めます。 ○福祉サービス苦情相談窓口	地域福祉課
4	福祉専門職等人材の確保	介護事業所への就職斡旋事業、宿舍借上支援事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着を図ります。また、保育士の不足に対し、キャリアアップや宿舍借上支援事業などのさまざまな補助事業により、人材確保に努めます。 ○介護人材確保支援事業 ○介護職合同就職相談・面接会の開催 ●地域密着型サービス事業所等介護職員宿舍借上げ支援事業 ○保育士等キャリアアップ補助 ○宿舍借上支援事業 ○保育補助者の保育士資格取得費用を支援する事業所への補助事業	保育課 介護保険課

(4) 生活困窮者等の自立支援

今後の方向性

個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化する中で、生活困窮者等が制度の狭間に陥らないように、自立相談支援機関の機能を拡充し、包括的な相談支援体制の構築を進めていきます。

また、ひとり親家庭相談・女性相談等のオンライン導入や相談体制の拡充に取り組むとともに、子どもの学習・生活支援事業の定員・会場の拡充を図り、子どもの学習習慣の定着・居場所づくりを行います。

ひきこもりの方の支援に向けては、関係機関と連携した実態把握、包括的な支援を行うとともに、社会資源を活用した居場所づくりを進め、地域とのつながりを意識した支援を行います。

主な取組・事業

取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1 暮らしと仕事の自立支援	個々の相談者の生活困窮状況に応じて作成した支援プランに基づき、相談支援員が他機関と連携し自立に向けた支援をするとともに、支援の質を担保するため、プラン案の適切性を協議する支援調整会議を開催します。 ◎生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実 ○住居確保給付金(再掲) ○家計改善支援事業 ◎一時生活支援事業(再掲)	地域福祉課
2 ひとり親家庭の自立支援	相談を通し、ひとり親家庭に対して母子・父子福祉資金の貸付や休養ホームの利用、生活全般について指導・助言を行っているほか、高等職業訓練促進給付金および自立支援教育訓練給付金の支給やホームヘルパーの派遣により、就労支援を行います。 ◎家庭相談・ひとり親家庭相談、女性相談 ○高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給 ○ひとり親家庭ホームヘルプサービス	子育て支援課
3 子ども・若者の学習支援	生活困窮世帯やひとり親世帯などの子どもを対象とした学習ボランティアによる無料学習会を開催し、子どもの学習習慣の定着や居場所づくりを図り、子どもが社会的自立をするまでの切れ目のない支援を行います。 ◎子どもの学習・生活支援事業 ◎受験生チャレンジ支援貸付	地域福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
4 ひきこもり支援	生活困窮者相談支援窓口や精神保健福祉相談窓口における支援をはじめ、「東京都ひきこもりサポートネット」へつなぐなど、個々のケースの状況に応じて関係機関が相互に連絡・調整し、地域福祉コーディネーターや民生・児童委員等の地域の支援者と協力しながら課題の解決を図ります。また、不登校の小・中学生については、社会的に自立することができるよう、教育センターにおいて登校支援や学習支援を行います。 ◎生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実(再掲) ◎地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの拡充(再掲) ○相談支援包括化推進連絡会議の開催(再掲) ○登校支援シートの活用等による不登校児童・生徒への支援	地域福祉課 障害者福祉課 福祉センター 高齢者福祉課 健康推進課 保健センター 文化・生涯学習課 教育センター 社会福祉協議会

(5) 権利擁護の推進

今後の方向性

年齢、性自認、性的指向、国籍、文化、障害の有無等に関わらず、すべての人の人権が尊重されるよう、人権に対する理解の普及・啓発を行います。配偶者等からの暴力やハラスメント等の相談や支援を進めるために、「男女共同参画行動計画2023」に基づき、令和7(2025)年度を目途に配偶者暴力相談支援センター機能の整備を目指します。

児童虐待の防止や要保護児童への支援に向けて、令和6(2024)年度における子ども家庭支援センターの中央区保健所等複合施設への移転を契機として、関連機関の一層の連携強化に取り組むとともに、妊娠期からの切れ目のない伴走支援や、要保護児童等への適切な支援、ヤングケアラーへの支援等にも取り組んでいきます。

また、高齢者・障害者の権利擁護を進めるために、虐待に関する通報・相談窓口を周知するほか、成年後見制度の利用促進について、制度のニーズを把握するとともに、権利擁護支援に関わる地域関係者ネットワーク連絡会の活性化、顔の見える関係づくりを進めます。

主な取組・事業

取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1 人権尊重	街頭啓発や区広報紙等により人権に対する理解を促進するほか、配偶者などからの暴力やハラスメント防止に関する啓発、情報提供をしていくとともに、女性相談等により、被害者の早期発見に努めます。また、子どもの人権擁護の観点から、ヤングケアラーに気付き、支援し見守ることができる環境づくりを進めます。 ○暴力・ハラスメント防止等のセミナー、巡回パネル展 ○学校における人権の尊重への理解を深める教育 ○権利擁護にかかる相談支援 ◎女性相談 ○男性電話相談 ●配偶者暴力相談支援センター機能の整備 ○ヤングケアラーの啓発・相談支援	政策企画課 総務課 障害者福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 指導室 社会福祉協議会
2 児童虐待防止	児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために児童福祉、保健医療、教育の各関係者および警察等と相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行います。また、児童虐待情報専用電話や保健・心理・福祉の専門相談員の総合相談、体罰によらない育児の啓発や東京都のサテライトオフィスにて職員の人材育成を行うなど、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会の設置 ◎子どもと子育て家庭の総合相談 ○児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」 ○体罰によらない育児啓発パンフレットの配布 ○スクールソーシャルワーカーの配置 ○都区児童相談共同運営モデル事業	子ども家庭支援センター 子育て支援課 健康推進課 保健センター 教育センター
3 高齢者・障害者の虐待防止	高齢者や障害者の虐待通報・相談窓口を設置し、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応します。また、虐待防止の普及・啓発や虐待通報電話の周知などを通じて地域全体の意識を高め、早期発見・早期対応につなげる体制づくりを進めます。 ○虐待に関する通報・相談窓口の啓発 ○権利擁護・虐待防止講演会 ○施設等サービス事業者の実地指導 ○障害者虐待防止リーフレットによる周知	介護保険課 障害者福祉課 福祉センター
4 成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用支援、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等判断能力が不十分な高齢者および障害者の自立生活の支援などを行います。 ○成年後見制度の利用支援 ○区民後見人の養成および活動機会の充実 ○権利擁護支援の普及・啓発 ○地域連携ネットワークづくりの推進 ○区長申立ての実施	地域福祉課 障害者福祉課 介護保険課 健康推進課 保健センター 社会福祉協議会 ほか

(6) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

今後の方向性

すべての人が安心、快適に社会参加できるように、「中央区福祉のまちづくり実施方針」に基づいて、引き続き、区内の施設や公共空間のバリアフリー化を進めます。

リニューアルした区ホームページの情報アクセシビリティを引き続き強化するほか、令和5(2023)年4月に制定した「障害者の多様な意思疎通手段の利用および手話言語の理解の促進に関する条例」の施行を踏まえ、対話支援機器の設置やタブレット端末の導入検討等、意思疎通手段の拡充に取り組みます。

また、通学路やスクールバス、子どもの遊び場等の安全確保に向けて、防犯カメラの更新や校庭開放の実施方法の見直しを図りながら、引き続き、学校、地域、PTA との連携を進めます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容(関連事業:●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	情報バリアフリーの強化	<p>障害者、高齢者、外国人等の情報弱者に対して、点字や声の広報、翻訳などによるわかりやすい情報提供に努めるとともに、特に支援を必要とする人に対し、手話や筆談、通訳等の伝達方法に配慮しています。誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティを強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区ホームページに文字拡大・音声読み上げツールや多言語自動翻訳機能を搭載 ○手話・筆談による案内 ○バリアフリーマップの更新 ○タブレット端末による通訳、英語の通訳・翻訳窓口設置 ○声の広報、点字広報の発行 ○対話支援機器の設置 ●タブレット端末を活用した手話通訳サービスの導入 	広報課 地域福祉課 障害者福祉課 文化・生涯学習課
2	人にやさしい空間づくり	<p>「中央区福祉のまちづくり実施方針」に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ快適に施設を利用し、社会参加できるよう、公共施設等の建築物、公共交通機関、道路、公園、公衆便所等のバリアフリー化を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等におけるバリアフリー化の推進 ○人にやさしい歩行環境の整備 ○鉄道駅総合バリアフリー推進事業補助(JR) ○誰もが使いやすい公衆便所の整備 	地域福祉課 建築課 交通課 道路課 水とみどりの課
3	子どもを守る安全なまちづくり	<p>児童の通学路やスクールバス等の安全を確保するとともに、安全に安心して過ごせる場所として遊び場を提供し、児童の健全育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの遊び場開放 ○通学路やスクールバス等の安全対策 	交通課 学務課 学校施設課

第6章 指標一覧

本計画の中間見直しにあたり、策定当初に各施策の方向性に掲げる主な取組ごとに設定した指標の達成状況等を踏まえて、以下の通り見直しを行いました。

今後は以下の指標に基づきながら、本計画の最終年度である令和8(2026)年度までの期間における評価を行っていきます。

【基本施策1】

施策の方向性	主な取組	指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
(1)	①	ふくしの総合相談窓口の開設数	0カ所	3カ所(各地域に1カ所)
	②	相談支援包括化推進員数	福祉保健部各課に1人以上 (計14人)	関係各課に1人以上
	③	資質向上型地域ケア会議の開催	年6回	継続
	④	合同研修開催実績	年1回	各相談支援機関および区 の関係部署ごとに年1回以上
	⑤	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの支援件数	個別支援:延べ1,225件 地域支援:延べ2,411件	拡大
(2)	①	特定健康診査受診率	33.9%	40.1%
		高齢者に対するデータを活用した個別の健康相談・指導 相談・指導件数	—	360件
	②	高齢者通いの場 新規開設団体数 延べ参加者数	新規4団体 5,567人	充実
	③	1日3回、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている区民の割合(※4)	子ども:35.1% 成人:16.8%	増加 増加
	④	歯科健康診査受診者のうち8020達成者の割合	71.7%	75.0%
産前歯科健康診査の受診率		35.8%	増加	
⑤	自殺死亡率(暦年集計)	17.5(令和4年)	11.9	
(3)	①	医療と介護の関係者の交流の場 (開催回数・平成23年度からの延べ参加人数)	年6回 参加者数延べ1,179人	充実
	②	介護者教室・交流会	年6回	年6回
	③	認知症サポーター養成講座受講者数	1,336人	1,500人
	④	医療的ケア児等の連絡会の開催回数	年2回	拡大
	⑤	がん患者の補整具の購入費用助成の実施	実施(ウィッグ・胸部補整具 購入費助成)	実施
	⑥	要介護時における暮らし方のうち、在宅を希望する人の割合(※1)	73.5%	増加

※1 世論調査(令和4年度)

※2 中央区障害者(児)実態調査(令和4年度)

※3 中央区高齢者の生活実態調査および介護サービス利用状況等調査(令和4年度)

※4 中央区民の健康・食育に関する意識調査(令和4年度)

※5 中央区男女共同参画に関するアンケート調査(令和3年度)

施策の方向性	主な取組	指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
(4)	①	住民主体による地域活動の拠点数	2カ所(日本橋・月島地域)	3カ所(各地域に1カ所)
	②	地域福祉コーディネーターが支援する地域活動団体数、支援件数	78団体 2,411件	拡大
	③	虹のサービス協力会員数、ファミリーサポート提供会員数	虹のサービス:156人 ファミリーサポート:364人	拡大
	④	中央区内の社会福祉法人が連携して実施する地域公益活動事業数	1事業	充実
	⑤	資質向上型地域ケア会議の開催(再掲)	年6回	継続
(5)	①	サービス付き高齢者向け住宅等の供給支援戸数	109戸	139戸
	②	区民住宅居住者の滞納率	6.3%	5.0%
	③	緊急通報システム機器設置台数	328台	拡大
	④	高齢者住み替え相談実施件数	17件	継続
	⑤	住宅確保給付金の支給人数 一時生活支援事業の利用人数	39人 28人	拡大
	⑥	認知症高齢者グループホーム整備数(入所定員数)	5カ所(81人)	5カ所(81人)以上

【基本施策2】

施策の方向性	主な取組	指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
(1)	①	地域手づくりイベント・盆おどりに対する助成件数	イベント助成:97件 盆おどり助成:37件	増加
	②	コミュニティふれあい銭湯入場者数	48,124人	増加
		おとなりカフェ・ちょこっと相談会の相談件数	実施回数:136回 相談件数:140件	拡大
	③	住民主体による地域活動の拠点数(再掲)	2カ所(日本橋・月島地域)	3カ所(各地域に1カ所)
	④	防災拠点訓練の参加者数	1,887人	拡大
		防災拠点の認知度(※1)	61.8%	70.0%
⑤	商店街イベント事業数	40事業	拡大	
(2)	①	場づくり入門講座受講者数(累計) 担い手養成塾修了者数(累計)	107人 134人	152人 194人
	②	協働ステーション中央の登録団体数	224団体	増加
	③	地域見守り活動団体数	27団体	30団体
	④	協働ステーション中央の登録団体数(再掲)	224団体	増加
	⑤	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの支援件数(再掲)	個別支援:延べ1,225件 地域支援:延べ2,411件	拡大

施策の方向性	主な取組	指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
(3)	①	民生・児童委員欠員地区数	23カ所(補充を要しない6地区を含む)	0カ所
	②	「家庭教育学習会」の父親の参加者数	227人	拡大
	③	地域見守り活動団体数(再掲) ふれあい福祉委員会数	27団体 13団体	30団体 拡大
	④	ささえあいサポーター養成講座参加者数	50人	拡大
	⑤	「高齢者の見守り活動に関する協定」締結事業者数	26事業者	39事業者
	⑥	全区的な「地域支えあいづくり協議体」開催回数 地域別の「支えあいのまちづくり協議体」設置・開催回数	2回 12回(各地域4回)	継続 各地域に設置し、年3回開催
(4)	①	障害があることで差別を感じたことがある人の割合(※2)	身体・難病:17.5% 知的:59.9% 精神:36.5%	減少
	②	障害者スポーツ体験会開催数 障害者スポーツ体験会参加者数	2回 65人	継続 拡大
	③	障害や障害者、難病・難病患者が区民に理解されていると感じている人の割合(※2)	身体・難病:33.8% 知的:37.6% 精神:25.2%	増加
	④	国際交流のつどい参加者数	410人	拡大
	⑤	男女の地位の平等感(社会全体での“平等になっている”と感じている割合)(※5)	34.8%(令和3年度)	増加

【基本施策3】

施策の方向性	主な取組	指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
(1)	①	かかりつけ医等がいる割合(※3)	医師:71.3% 歯科医師:73.7% 薬局:52.6% 薬剤師:65.5%	増加
	②	休日応急診療所等開設数	継続(7カ所)	継続
	③	多職種連携訓練の実施	継続(年1回)	継続
	④	福祉避難所運営に関する生活相談員との連絡会	—	年1回以上
	⑤	協定に基づく安否確認訓練の実施	継続(年1回)	継続
(2)	①	小児定期予防接種率 小児肺炎球菌、BCG、MR(麻しん風しん混合)、日本脳炎	小児肺炎球菌:95.4% BCG:98.4% MR:94.3% 日本脳炎:85.3%	増加
	②	環境衛生施設に対する監視指導	継続	継続
	③	食品衛生監視指導計画に基づく監視	継続	継続
	④	医療関係施設に対する監視	継続	継続

施策の方向性	主な取組	指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
(3)	①	指導検査実施件数 社会福祉法人・保育所・障害福祉サービス事業所・介護サービス事業所に対する指導検査の合計数	社会福祉法人:1件 保育所:55件 障害福祉サービス事業所:17件 介護サービス事業所:1件	社会福祉法人:継続 保育所:認可保育施設、小規模・事業所内保育施設の指導検査全園実施 障害福祉サービス事業所:継続 介護サービス事業所:30件以上
	②	第三者評価受審件数 (費用助成件数を含む)	保育所:36件 障害者支援施設:3件 高齢者福祉施設:6件 介護サービス事業所:6件	保育所:48件 障害者支援施設:12件 高齢者福祉施設:7件 介護サービス事業所:11件以上
	③	福祉サービス苦情相談件数	3件	継続
	④	区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」による雇用人数 保育士等キャリアアップ補助制度利用件数(公設民営含む)	25人 全園で実施(73件)	40人 全園で実施
(4)	①	自立支援機関相談受付件数 自立支援プラン作成件数	3,944件 220件	拡大 拡大
	②	ひとり親家庭相談件数 女性相談件数	463件 135件	継続
	③	受験生チャレンジ支援貸付件数	80件	拡大
	④	ひきこもり相談件数	29件	拡大
(5)	①	女性相談件数(再掲)	135件	継続
	②	3～4か月児までの母子の状況把握率	100%	100%
	③	障害者の「虐待通報・相談窓口」の認知状況(※2) 高齢者虐待を防止する取組の実施状況(施設サービス事業者)(※3)	身体・難病:15.3% 知的:19.8% 精神:15.1% 100%	身体・難病:20% 知的:28% 精神:22% 100%
	④	成年後見制度の認知度(※2・※3) 成年後見制度の相談件数	高齢:40.9% 身体・難病:36.2% 知的:37.7% 精神:30.2% 2,592件	増加 2,750件
(6)	①	バリアフリーマップ更新ボランティア講習会受講者数	62人	拡大
	②	外出の際に困ったり不便に思うこと (身体障害者・難病患者)(※2) ① 道路の段差や駅などの階段 ② トイレが心配	①26.5% ②23.5%	減少
		ホーム階から地上までエレベーターによるバリアフリー経路が確保されている鉄道駅数 交差点における歩道のバリアフリー化率	26駅(28駅中) 62.6%	拡大 増加
	③	校庭(遊び場)開放実施校数	9校	—

第7章 中央区重層的支援体制整備事業実施計画

1 実施計画策定の背景・目的

8050問題²やダブルケア³など、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。制度の狭間や社会的孤立といった課題も顕在化してきており、加えて新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活困窮者の増加や、外出機会の減少に伴う孤立・孤独もより一層深刻な課題となっています。

こうした中、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築に向け、国において令和3(2021)年4月に「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本区においては、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う「地域共生社会」の実現を目指し、「中央区保健医療福祉計画 2020」において包括的相談支援体制の構築を進めており、重層的支援体制整備事業の令和6(2024)年度実施を見据え、令和3(2021)年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施してきました。

本区における既存の取組を活かしながら、重層的支援体制整備事業を実施するとともに、本事業の効果的・円滑な実施を進めるため「中央区重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

2 計画の位置付け・期間・検討体制

(1) 計画の位置付け

- 本実施計画は、社会福祉法第106条の5に基づき、策定するものです。

(2) 計画の期間

- 本計画の期間は、「中央区保健医療福祉計画 2020」の計画後期期間と連動させ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

(3) 検討体制

- 包括的支援体制の整備および重層的支援体制整備事業については、学識経験者をはじめ、民生・児童委員や区相談支援機関などの福祉・教育関係団体、町会・自治会代表者、区職員により構成され、「中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱」の第10条に基づき設置される「地域福祉専門部会」にて検討・審議を行いました。

² 子が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題。

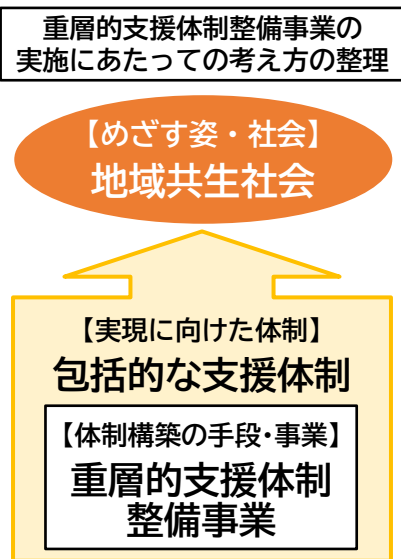
³ 1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。

3 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を具体化するための手法の一つであり、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

本事業では、相談者の属性を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については、各支援機関の連携により支援を行います。あわせて、自ら支援につながる方が難しい方や、必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた「伴走型支援」を行うほか、支援が必要な方のニーズを丁寧に聞き取り、社会とのつながりづくりを行う参加支援や地域住民同士の顔の見える関係性を構築するための地域づくりに向けた支援を行います。これらの支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、伴走する支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指します。

なお、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、3つの支援を柱に、社会福祉法第106条の4に基づく以下の12の事業を一体的に実施します。

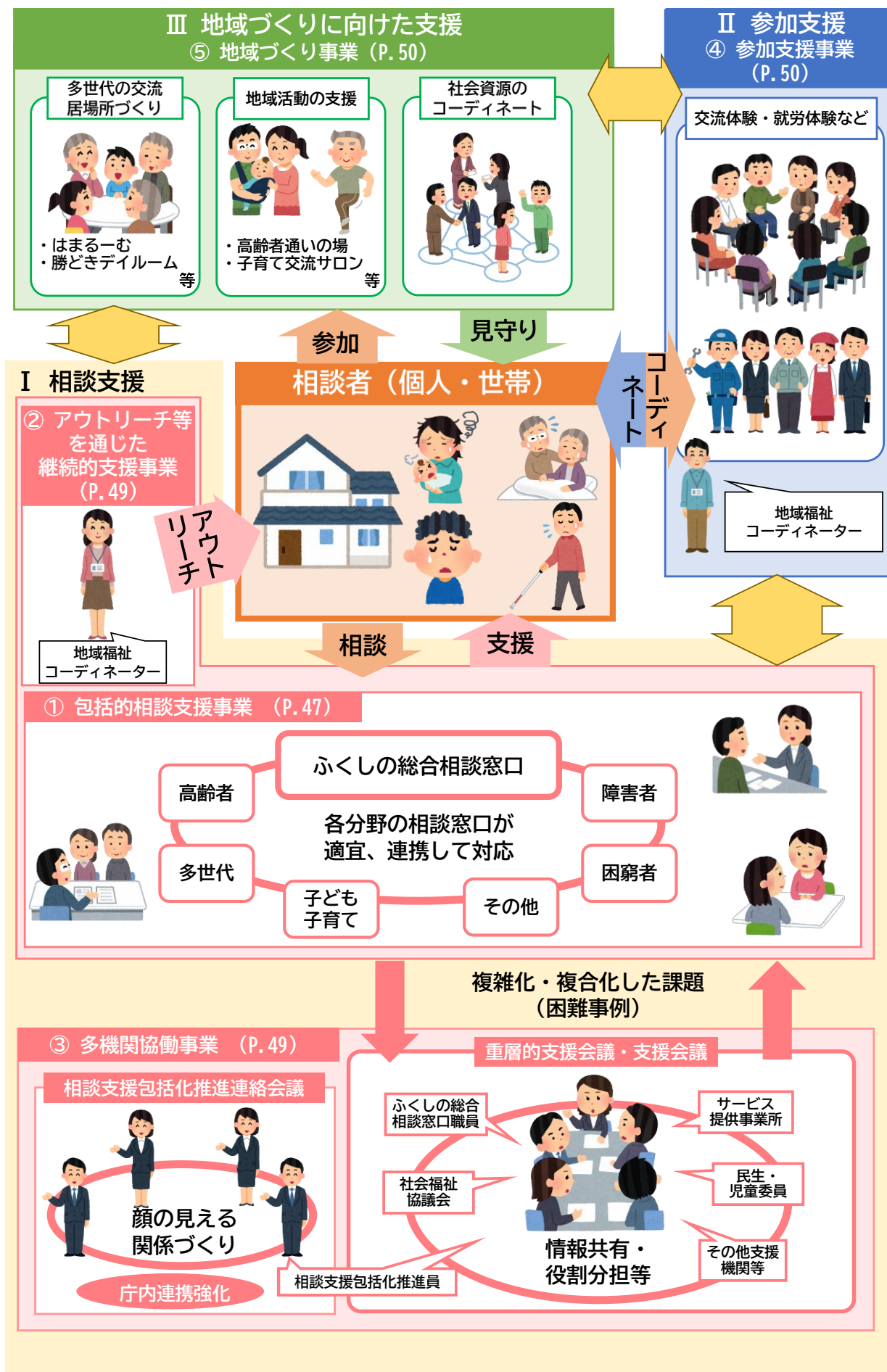


【重層的支援体制整備事業で実施する事業】

3つの支援	社会福祉法第106条の4に基づく事業 (法定事業)		内容	
Ⅰ 相談支援	① 包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、他の支援機関等との連携により適切な支援へとつなぐ	
		障害者相談支援事業		②
		利用者支援事業(母子保健型)		③
自立相談支援事業		④		
	②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	⑤	支援が届きにくい方に継続的に訪問し、信頼関係を築きながら本人とともに解決策を検討する	
	③多機関協働事業	⑥	支援機関の役割分担や情報共有等、支援機関の連携により、困難事例の解決に向けた検討を行う	
Ⅱ 参加支援	④参加支援事業	⑦	地域の社会資源を活用・開発し、社会とのつながりに向けた支援を行う	
Ⅲ 地域づくり支援	⑤ 地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	⑧ 様々な地域活動が生まれやすい環境を整備し、地域からの孤立を防ぐとともに、課題を抱えた方や世帯を早期把握し、支援につなぐ	
		生活支援体制整備事業		⑨
		地域活動支援センター事業		⑩
		地域子育て支援拠点事業		⑪
		生活困窮者支援等のための地域づくり事業		⑫

①～⑫の事業における本区の実施体制は、47頁以降に掲載しています。

中央区における重層的支援体制整備事業の全体像



4 重層的支援体制整備事業の実施体制

(1) 相談支援

① 包括的相談支援事業 (①②③④)

【目的・概要】

包括的相談支援事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮等、各分野の相談窓口において、本人や世帯の属性、世代を問わず包括的に相談を受け止め、他の支援機関等との連携により、適切な支援へとつなぐ事業です。なお、各相談窓口で受けた相談のうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えており、支援機関の役割分担等が必要な事例については、「③多機関協働事業」へとつなぎます。

本区では、各分野の相談窓口において包括的に相談を受け止め、それぞれが専門性を活かしながら支援機関との連携等により支援を行うとともに、どこに相談したら良いか分からない方等の相談を包括的に受け止める「ふくしの総合相談窓口」を設置し、区全体で断らない相談支援体制の構築を目指していきます。

【実施体制】

対象分野	事業名	内容		
高齢者	①地域包括支援センターの管理運営	高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門的な知識を持った社会福祉士・主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)・保健師・認知症地域支援推進員等が、介護保険や一人暮らしの不安など、高齢者に関するさまざまな相談に応じ、適切な支援を行っています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・京橋おとしより相談センター ・日本橋おとしより相談センター ・人形町おとしより相談センター ・月島おとしより相談センター ・勝どきおとしより相談センター ・晴海おとしより相談センター	6	委託	介護保険課

対象分野	事業名	内容		
障害者	②障害者相談支援事業	障害の種別や年齢にかかわらず、区内の障害者(児)とその家族のさまざまな相談に対応しています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・基幹相談支援センター	1	委託	福祉センター

対象分野	事業名	内容		
子ども	③利用者支援事業(母子保健型)	保健師や母子保健コーディネーターが妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要な場合は関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談に応じています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・保健所健康推進課 ・日本橋保健センター ・月島保健センター ・晴海保健センター	4	直営	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター

対象分野	事業名	内容		
生活困窮者 ／誰でも	④自立相談支援事業	相談者本人や世帯の属性、世代を問わず、福祉に関するさまざまな困りごとの相談を受け、自立相談支援機関としての支援を行うほか、必要に応じて関係機関と連携しながら、課題解決に向けて相談者への継続的な伴走型支援を行います。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・ふくしの総合相談窓口	1	委託	地域福祉課

区には、①～④の法定事業以外にも様々な相談窓口があり、区民の方への相談支援を行っています。包括的な相談支援体制の構築に向け、これらの相談窓口が連携しながら、困りごとを抱えた区民を適切な支援につなぎます。

- 子どもと子育て家庭の総合相談(子ども家庭支援センター)
 - 精神保健相談(保健所、保健センター)
 - ひとり親家庭・女性相談、家庭相談(子育て支援課)
 - 消費生活相談(消費生活センター)
- 等

「ふくしの総合相談窓口」について

近年、8050問題やダブルケア、老老介護、認認介護、ヤングケアラーといった複雑化・複合化している困りごとを抱えた世帯が増えています。

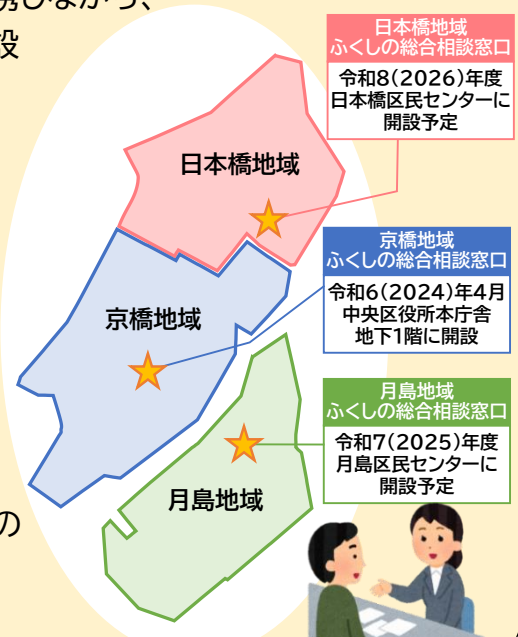
分野ごとの相談窓口や支援がある一方で、複雑化・複合化した困りごとの場合、どこに相談したらいいかわからないといった状況があると思われます。

中央区では、令和3(2021)年3月に策定した「中央区保健医療福祉計画 2020」に基づき、身近なところで分野にかかわらず、気軽にさまざまな福祉の相談ができる場やそのあり方について検討を進めてきました。

これまでの検討を踏まえ、相談者の属性や世代を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら、適切な支援につなぐ、「ふくしの総合相談窓口」を開設することとなりました。

従来、生活困窮等の相談を担っていた「くらしとしごとの相談窓口」(自立相談支援機関)の機能を拡充する形で、令和6(2024)年4月に開設する京橋地域(区役所本庁舎の地下1階)を皮切りに、月島地域では、令和7(2025)年度に月島区民センター1階、月島おとしより相談センターの隣にふくしの総合相談窓口の開設を予定しています。

日本橋地域についても、日本橋区民センターでの令和8(2026)年度開設に向けた検討を進め、区民の身近な地域で相談を受け止める体制を目指します。



② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (⑤)

【目的・概要】

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもり状態にある等、必要な支援が届いていない方や自ら支援を求めることが難しい方に支援を届けるため、本人との継続的なつながりづくりに向けた支援を行う事業です。

本区では、地域福祉コーディネーターが、本人宅への訪問等を行う「アウトリーチ」を継続して実施し、本人との信頼関係を構築するほか、本人の希望を踏まえた課題の解決策や支援について共に検討を行うとともに、住民に身近な地域において、コミュニティカフェや福祉相談会を開催し、潜在的な課題を抱えた方の早期発見につなげます。

【実施体制】

事業名	実施機関	運営形態	所管課
地域福祉コーディネーター事業	中央区社会福祉協議会	委託	地域福祉課

③ 多機関協働事業（支援プランの策定） (⑥)

【目的・概要】

多機関協働事業は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例に対し、課題の把握や支援に関わる相談支援機関の役割分担、支援方針の整理等を行う全体の調整機能を担う事業です。

本区では、各相談窓口や「ふくしの総合相談窓口」からつながれた、支援機関の役割分担等が必要な複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例について、重層的支援会議等の活用により、事例の情報共有や課題整理、支援機関の役割分担、支援プランの協議等を行います。

あわせて、各相談支援機関の連携強化を図るため、相談支援包括化推進連絡会議の開催により、相談支援機関間の顔の見える関係づくりを行います。

【実施体制】

事業名	内容	実施機関	運営形態	所管課
相談支援包括化推進員の配置	区役所の相談支援を行う部署に相談支援包括化推進員を配置し、庁内連携体制の強化を図ります。	区	直営	地域福祉課
相談支援包括化推進連絡会議の開催	相談支援包括化推進連絡会議を開催し、重層的支援体制整備事業の制度理解や、関係機関の関係づくりを促進します。	区	直営	地域福祉課
重層的支援会議の開催（支援プランの作成）	重層的支援会議を開催し、複雑化・複合化した課題に対する支援の方向性や支援機関の役割を整理するほか、支援プランの協議等を行います。	区／ 中央区社会福祉協議会	直営/委託	地域福祉課

(2) 参加支援事業 (7)

【目的・概要】

参加支援事業は、これまで、既存の社会参加に向けた支援では対応できなかった個別性の高いニーズを有する本人・世帯に対し、地域の社会資源等を活用して、社会とのつながりづくりを行う事業です。

本区では、重層的支援会議において、参加支援事業が必要とされた方に対して、地域福祉コーディネーターが本人・世帯の課題等を丁寧に把握し、本人のニーズに沿った支援メニューの作成およびコーディネートを行います。支援メニューの作成にあたっては、多様なニーズに対応できるよう、新たな社会資源に働きかけるほか、既存の社会資源の拡充を図ります。コーディネート後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているか、適宜フォローアップを行います。

【実施体制】

事業名	実施機関	運営形態	所管課
地域福祉コーディネーター事業	中央区社会福祉協議会	委託	地域福祉課

(3) 地域づくり事業 (89101112)

【目的・概要】

地域づくり事業は、各分野の既存事業が対象とする居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場の確保を進めるほか、個別の活動や人のコーディネート、他分野がつながるプラットフォームの整備を行う事業です。

本区では、各分野における既存の地域づくり事業を継続するとともに、世代や属性を問わず地域住民が交流できる居場所づくりや地域活動拠点の整備に取り組みます。また、福祉的な活動だけでなく、興味関心から地域におけるつながりが生まれるよう、従来、つながりの薄かった分野の取組とのマッチングなどの地域活動の支援を行います。あわせて、地域活動がさらに発展していけるよう、社会資源の開発や、担い手と社会資源のつながりといったネットワークの構築等、地域活動や地域の社会資源が有効に機能するようにコーディネートを行います。

【実施体制】

対象分野	高齢者				
事業名	⑧地域介護予防活動支援事業				
事業・拠点名	高齢者通いの場支援事業	内容	一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が身近な地域で交流できるサロン「高齢者通いの場」の立ち上げおよび運営団体に対し、支援を行います。		
設置箇所数	18団体	運営形態	地域住民等による運営	所管課	介護保険課
事業・拠点名	退職後の生き方塾	内容	退職前後の年齢層を対象に、生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者による地域でのサークル活動やサロン運営などを通じた社会参加を支援します。		
設置箇所数	—	運営形態	直営	所管課	高齢者福祉課
事業・拠点名	介護予防人材育成研修	内容	要支援者等を対象とした介護予防・日常生活総合事業の訪問型サービスのうち、区独自の緩和した人員基準による予防生活援助サービスの従事者に係る研修を実施しています。		
設置箇所数	—	運営形態	委託	所管課	介護保険課

対象分野	高齢者				
事業名	⑨生活支援体制整備事業				
事業・拠点名	生活支援コーディネーター事業	内容	高齢者の生活支援に関するニーズ把握に努め、地域活動団体の支援や担い手の養成などを行うほか、地域における支えあいの体制づくりを推進しています。		
設置箇所数	—	運営形態	委託	所管課	高齢者福祉課

対象分野	障害者				
事業名	⑩地域活動支援センター事業				
事業・拠点名	精神障害者地域活動支援センター(ポケット中央)	内容	精神疾患を持ち通院などを行っている方に対して、居場所・社会的な交流を行う場の提供、相談支援や必要なサービスの案内などを行います。		
設置箇所数	1か所	運営形態	委託	所管課	福祉センター
事業・拠点名	機能回復訓練フォローアップ事業	内容	脳血管疾患の後遺症などにより身体障害が生じた方に対して、身体機能の維持・回復を図るとともに、家庭や地域社会の中で自立した生活を送れるよう支援を行っています。		
設置箇所数	1か所	運営形態	直営	所管課	福祉センター

対象分野	子ども				
事業名	⑪地域子育て支援拠点事業				
事業・拠点名	子育て交流サロン「あかちゃん天国」	内容	乳幼児とその保護者、妊娠中の方を対象に、子育てに関するさまざまな情報交換や交流の場を運営しています。		
設置箇所数	7か所	運営形態	直営/委託/指定管理	所管課	放課後対策課

対象分野	誰でも				
事業名	⑫生活困窮者支援等のための地域づくり事業				
事業・拠点名	地域福祉ワークショップ	内容	参加者同士の意見交換を通じ、地域住民が主体となり地域課題の解決に向けた方法について意見交換することで、横のつながりを深めると共に、支えあいの地域づくりを推進します。		
設置箇所数	—	運営形態	直営	所管課	地域福祉課

区では、⑧～⑫の法定事業による属性ごとの地域づくり事業以外にも、世代や属性を超えた交流や、社会資源のコーディネートを行うため、社会福祉協議会において以下の取組を実施します。

○地域福祉コーディネーターによる地域支援

多世代交流の取組及び住民による地域の居場所づくりを支援する「地域活動拠点」を活用しながら、地域の居場所の立ち上げ支援や、活動の継続に向けた支援を行います。

○地域福祉活動に参加するきっかけづくり

「イナっこ教室」や「福祉体験講座」等、子どもの頃から福祉活動への関心を高める取組のほか、「ささえあいサポーター養成講座」や「スマホささえ隊養成講座」等、さまざまな講座の開催を通じて、区民が地域福祉活動に参加するきっかけづくりを行います。

○多様な活動主体のつながりづくり

ボランティア団体やNPO(特定非営利活動法人)、社会福祉法人、企業等、地域貢献活動に取り組む多様な主体のネットワーク化を図るとともに、潜在的な担い手や、社会資源等の掘り起こしを進め、新しい活動の創出につなげます。

5 重層的支援会議・支援会議等の実施方法

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するため、以下の会議体を設置し、支援機関の連携強化やネットワークづくりを行います。

	相談支援包括化 推進連絡会議	重層的支援会議	支援会議
会議開催 の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業に関する情報共有 ○相談支援包括化推進員を中心とした庁内連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題の整理、支援機関の役割分担 ○課題解決に向けた支援プランの適切性の協議 ○支援プランの共有 ○支援プラン終結時の評価 ○社会資源の充足状況の把握、開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題を抱える地域住民等に対する支援を行うために必要な情報共有 ○地域生活課題を抱える地域住民が、地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制の検討 ◎会議の構成員に守秘義務を設けて開催
根拠法	—	社会福祉法第106条の4 第2項第5号	社会福祉法第106条の6
対象者	—	複雑化・複合化した課題を抱える地域住民・世帯	
		【本人同意必要】	【本人同意不要】
開催頻度	年1回程度	月1回 (※案件がない場合は開催せず)	随時開催
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進員 ・相談支援機関職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの総合相談窓口職員 ・関係部署の相談支援包括化推進員、担当者 ・相談支援機関職員 	
所管課	地域福祉課	地域福祉課	地域福祉課

※生活困窮者等を対象とした既存の会議体
(支援調整会議・支援会議)を兼ねています

6 連携体制および評価・進行管理

(1) 庁内の連携体制

庁内の連携体制については、多機関協働事業において実施する相談支援包括化推進員の配置および相談支援包括化推進連絡会議を通じて、重層的支援体制整備事業の理解促進、庁内連携体制の強化を図っていきます。

(2) 計画の評価および進行管理

本実施計画の評価および進行管理については、本実施計画に関わる各種事業の評価を「中央区保健医療福祉計画2020」の進捗状況の把握・評価の中で行うことから、「中央区保健医療福祉計画2020」の評価を以て本実施計画の評価とし、進行管理についても中央区保健医療福祉計画推進委員会の中で実施します。

資料編

1 中間評価の実施結果

基本施策1	地域包括ケアの仕組みづくり
<p>すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。</p>	
施策の方向性(1)	包括的相談支援体制の構築
<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民だけでは自ら解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に受け止め、関係機関等と連携・協働して適切な支援につながる場が整っています。 ●複合的な生活課題を抱えるケースに対して、関係機関等が積極的に連携するチームによる個別支援により、包括的な課題解決が図られています。
主な取組・事業	<p>①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備／②相談支援包括化のための多機関連携強化／③包括的・継続的マネジメント支援の推進／④ソーシャルワーク機能の向上／⑤アウトリーチ(地域に向く支援活動)による支援の充実</p>

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

<p>令和2年度の社会福祉法改正により、包括的な支援体制の構築を目指す「重層的支援体制整備事業」が創設され、本区においても令和6年度からの実施に向け移行準備事業(令和3年度～5年度)に取り組んでいる。</p> <p>住民の身近な地域において包括的に相談を受け止める場として、福祉保健部管理課・生活支援課の京橋図書館跡地への移転を契機とした「福祉総合相談窓口(仮称)」の令和6年4月開設に向け、運営体制の検討や関係機関との協議を進めてきた。あわせて、令和4年度に地域福祉コーディネーター兼生活支援コーディネーターを1名増員、区全域と各地域ごとにコーディネーターを配置し、アウトリーチの拠点である「ちょこっと相談会」を各地域で開催する等アウトリーチの強化を図っている。</p> <p>また、複雑化・複合化する課題に対応するため、令和2年度より福祉保健部の相談支援に関わる各部署に相談支援包括化推進員を順次配置し(R5年4月現在14名配置)、庁内連携体制の強化を図るとともに、困難事例のケース検討を行った。そのほか、要保護児童等対策協議会や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議においても、関係機関との情報共有や連携強化を図っている。あわせて、相談を受けた職員が、多様化する課題を的確に把握し、適切な支援につなげることができるよう、ソーシャルワーク機能向上研修(年2回)を実施し、分野横断的な知識力、アセスメント力の向上を図るほか、オンライン等も活用したケアマネジャー研修や資質向上型地域ケア会議の開催により、ケアマネジメント力の向上に努めた。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>各地域において包括的な相談を受ける場の整備を検討していたものの、新たな場所の確保が困難であること等を理由に具体的な協議に至っていなかったが、京橋図書館の移転を契機に、令和6年度の整備に向けた協議を進めることができた。また、アウトリーチの拠点として活用している「ちょこっと相談会」を、令和3年度から日本橋地域でも開催し、気軽に相談できる環境を整えることができた結果、多様な相談が寄せられるようになっていく。また、困難事例には研修等による職員のスキル向上や各会議体の活用による関係機関間の連携強化により対応ができていく。</p>

3 課題

<p>住民が身近な地域で相談できる体制を構築する必要があることから、京橋地域以外における「福祉総合相談窓口(仮称)」の整備に向けた検討が必要である。また、多様化する地域住民の課題に対応するためには、福祉保健部だけでなく他分野の部署との連携も必要となるほか、相談を受ける職員等が相談者・世帯の課題を的確に把握し、適切なサービスにつなげることが求められる。地域住民の課題が深刻化する前に、各支援機関につなげることも重要であり、地域住民による緩やかな見守りは欠かせず、地域住民から地域福祉コーディネーターに気軽に相談が寄せられる関係性を構築していく必要がある。</p>

4 今後の方向性

<p>本庁舎に開設予定の「福祉総合相談窓口(仮称)」は自立相談支援機関との一体的な実施を見据え検討を進めており、生活困窮に限らず多様な困りごとを受け止める場とするとともに、京橋地域以外についても地域ごとの特性を踏まえ、整備方法等を検討していく。今後も増加が見込まれる複合化した課題に対応できるよう、各会議体の活用により各機関の情報共有、連携強化を図るとともに、研修の実施等により各窓口におけるソーシャルワーク機能の向上に努める。あわせて、地域福祉コーディネーターの認知度を上げ、地域住民の気付きを支援につなぐ体制を構築する。</p>
--

5 推進委員会による評価・意見等

<ul style="list-style-type: none"> ・困難事例から導かれた具体的な地域課題について、焦点を当てた方が良いと考える。 ・行政の総合相談窓口の開設とあわせ、地域住民同士の交流と緩やかな見守りを、いかに行政に結び付けられるかが大切だと考える。

基本施策 1	地域包括ケアの仕組みづくり
<p>すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。</p>	
施策の方向性（2）	健康づくりの推進
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての人が健康について関心を持ち、健康診査の受診やライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組んでいます。 ●区民一人一人が健全な食生活を実践するとともに、自ら歯科検診の受診や口腔機能の維持・向上に取り組み、いきいきとした生活を送っています。 ●誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、区に関わるあらゆる人々の生きづらさが軽減されています。
主な取組・事業	①生涯を通じた健康づくりの推進／②介護予防・日常生活支援総合事業の充実／③ライフステージに応じた食育の推進／ ④歯と口の健康づくりの推進／⑤こころの健康づくりの推進

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

健康寿命の延伸に向け、特定健康診査データ等の分析により健康課題を把握し、データヘルス計画に基づいて生活習慣病重症化予防等に取り組んでいるほか、特定健康診査等の受診勧奨ハガキの送付により受診率の向上（R2年度31%→R4年度33.9%）を図っている。また、生活習慣病予防教室・講演会の開催やウォーキングマップを配布することで、健康への関心を高めた。あわせて、高齢者が身近な場所で健康づくりに取り組むことができるよう、元気応援サポーター等を中心に区独自の介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング(粋トレ)」の周知を図るとともに、社会参加の機会にもなる「高齢者通いの場」（R5年4月現在18団体）の立ち上げ支援を行っている。

また、食育の推進では、「食べよう野菜350(サン・ゴー・マル)運動」、「共食推進運動」、「噛ミング30(サンマル)運動」の強化月間に、テレビ広報等を活用して健全な食生活への意識向上を図っている。保育施設、小中学校においても、子どもの食への興味・関心を高めるとともに、保護者等に対する食育の推進にも努め、生涯を通じて自立した食生活が実践できるよう取り組んでいる。あわせて、生涯にわたる口腔機能の育成と維持を目的に、産前産後、成人・高齢者歯科健診や乳幼児歯科相談を実施するとともに、8020達成者、よい歯のすこやか家族を表彰し、区民の意識啓発を図っている。こころの健康づくりでは、専門医や保健師による精神保健福祉相談を実施しているほか、ゲートキーパー養成講座の開催により、自殺の実態について正しく理解し、必要に応じて専門の相談員につながる人材を養成する等、自殺対策計画に掲げている「生きづらさの軽減」を推進している。

2 所管課による事業の評価

新型コロナウイルス感染症の影響による健診の受診控えが想定されたことから、令和3年度に受診勧奨ハガキの送付対象を拡充し、以降受診率は微増している。また、生活習慣病予防としてウォーキングマップを窓口だけでなく、関連事業でも配布するとともに、個人が自宅で取り組める「自宅で粋トレ！」を実施し、ノベルティの配布等により区民のモチベーションの向上につなげた。また、ホームページ「食育ガイド」には、食育情報や料理作りの実践促進のためのレシピ動画を掲載する等、コロナ禍でも区民が主体的に健康づくりに取り組めるような工夫をしながら事業を実施した。

3 課題

各種健診受診率向上のため、健診キャンペーンを実施したが、若年層や未受診者へのアプローチが十分とはいえない。また、コロナ禍による外出機会の減少に伴い、高齢者の介護予防に向けた取組の重要性が高まっている。

健全な食生活の実践や生涯にわたる口腔機能維持に向けた各種普及啓発事業は、成果がすぐに出るものではないことから、継続的な取組が必要である。本区においては自殺者数の顕著な増加はないものの、令和3年より女性の自殺者数が男性を上回っており、年代やライフステージ、それぞれの背景に寄り添った支援や、社会情勢の変化を踏まえ、相談支援につながらないケースや潜在的なニーズに対して適切な支援につなげることが求められている。

4 今後の方向性

集客の多い区イベントやSNS等を活用して幅広い年代に食と健康に関する情報発信の強化や各種健診の受診を促していく。さらに、令和6年度から開始する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」において、保健師等による医療・健診・介護データを活用した個別の相談・指導や「高齢者通いの場」でのフレイル予防等、高齢者の健康支援の取組を充実していく。また、第二次自殺対策計画（令和6年度施行）に基づき、女性への支援を重点施策として実施するとともに、身近な人の悩みに気付き、適切な支援につなぐゲートキーパーの周知・養成を行っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

- ・ゲートキーパーが講座終了後に継続的に経験を語り、学びを深める機会の提供等、養成した先の活用を検討いただきたい。
- ・令和6年度から始まる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」は、様々な課題はあると思うが、施策の推進に努められたい。
- ・年代ごとの健康課題を分析すると、地域課題が見えてくると思う。
- ・高齢者の積極的な外出やコロナ禍で停滞した運動量の回復を図るため、スポーツ施設の利用を促すことが重要だと考える。
- ・メンタルケアは発症させないことが重要であり、家庭や地域で見守り、サポートしながら専門家につながることもできるよう、一定の知識を持ち、メンタルをサポートする方による見守りがあったら良いと思う。

基本施策 1	地域包括ケアの仕組みづくり
<p>すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。</p>	
施策の方向性 (3)	在宅療養支援の推進
<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅療養が必要になったときから看取りまで必要な医療および介護が提供され、在宅療養者やその家族が身近な地域で適切なサービス等の支援を受けています。 ●認知症の早期発見・対応および相談体制が整い、また、認知症に関する地域の理解が深まり、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。
<p>主な取組・事業</p>	<p>①在宅医療・介護連携の推進／②在宅療養生活を支えるサービスの充実／③認知症施策の推進／④医療的ケア児者の支援／⑤難病・がん患者の支援／⑥在宅療養の普及・啓発</p>

1 事業の実施状況と成果 (令和2年度～5年度)

在宅療養生活の継続や適切なサービス提供に向け、医師、訪問看護師等及びケアマネジャー、介護サービス従事者を対象とした在宅療養研修を区全域(1回)及び日常生活圏域ごと(5回)に実施し、在宅療養に必要な知識の向上、多職種連携強化を図ったほか、地区医師会等との連携による病床の確保(3病院)や介護者の疲労時にも利用できる医療ニーズの高い要介護高齢者向けの緊急ショートステイサービスの提供等を継続的に実施し、在宅療養者が安心して療養に専念できる環境を整備することができている。あわせて、食事・マッサージ共通券(令和4年度より共通化)等の配布や一定時間医療的ケア等を代替する在宅レスパイト事業(R2年度9人→R4年度23人利用)の充実等により、介護者の負担軽減にも努めた。

また、認知症の疑いがある高齢者への認知症初期集中支援チームの訪問や、オンラインによる認知症サポーター養成講座の開催等により、認知症の方の早期発見や本人・その家族をサポートする環境づくりを進めている。

さらに、医療的ケア児等支援連携部会を年2回開催し、医療的ケアが必要な方の実態や状況把握に努め、関係部署の連携強化を図るとともに、医療的ケア児コーディネーターの配置(R2年度4名→R4年度8名)、都立東部療育センター・聖路加国際病院等との連携などによる支援体制づくりを進めている。

難病患者に対しては、福祉手当の支給を行っているほか、令和2年度から事業を開始したがん患者へのウィッグ・胸部補整具購入費の助成(R2年度29件→R4年度63件)等により、経済的負担の軽減に寄与できた。

2 所管課による事業の評価

新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅療養や認知症に関する普及啓発事業の規模縮小等を余儀なくされたものの、オンラインの活用や人数を制限して複数回開催する等の工夫をしながら実施した。特に認知症サポーター数はオンラインの活用により大幅に増加し(R2年度16,756人→R4年度19,094人)、地域での認知症に対する理解が進んでいる。在宅療養支援研修は身近な地域で事例検討を行うことで、人数制限等をしたが、顔の見える関係を作ることができた。また、おとしより相談センターでの相談・支援の過程で、認知症が疑われる方を受診につなげることもできている。

3 課題

医療・介護関係者の連携・情報共有については、令和3年度からICT(タブレット端末)を活用した情報連携の取組への支援を行っており、引き続き、顔の見える関係づくりを推進していく必要がある。また、認知症の早期発見・早期支援に向け、初期集中支援チームの訪問につなぐ迅速な対応が必要である。あわせて、医療的ケア児(者)への支援として、保育、教育、医療等関係者による連携強化や、医療的ケア児コーディネーターを活用した本人・家族への適切な支援が求められている。

4 今後の方向性

在宅療養を支える体制として、引き続き、ICTによる情報共有や圏域ごとの交流・事例検討を充実し、医療・介護の顔の見える関係づくりを進めるとともに、コロナ禍で講演会に変更していた在宅療養支援シンポジウムを再開し、在宅療養への理解を深める。認知症の早期発見・支援に向けては、おとしより相談センターの訪問活動を進めるほか、医師会等の協力による体制の確保、キャラバン・メイトの活用による認知症サポーター養成講座の開催拡大を図る。また、医療的ケア児については、コーディネーターの役割の明確化・活用方法を検討するとともに、保育施設に専用保育室の整備をする等、保育ニーズにも対応できるサービスの充実を図っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

- ・在宅療養は看護と介護の両輪が必要となることから、在宅療養支援を可能にする介護人材の確保と育成を検討してほしい。
- ・在宅療養者に対し、生活サポートへの支援があると良い。あわせて、在宅療養者が1つの窓口から、包括的な支援が受けられるようになると、利便性の向上につながると考える。

基本施策 1	地域包括ケアの仕組みづくり
<p>すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。</p>	
施策の方向性（4）	生活支援サービスの充実
目指す姿	<p>●すべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、身近な地域で多様な生活支援サービスを利用しています。</p>
主な取組・事業	<p>①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備／②地域福祉コーディネーター（CSW）による地域活動の支援／③多様な主体による生活支援サービスの充実／④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化／⑤地域ケア会議の活用</p>

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

<p>高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を担う生活支援コーディネーターを区全域に1名（地域福祉コーディネーターと兼務）、日常生活圏域ごとに1名ずつ配置し（令和2年度1名増員）、中央区全域を対象とした第1層協議体（地域支えあいづくり協議体）において生活支援に取り組む関連機関の連携強化を図るとともに、日常生活圏域ごとに設置している第2層協議体（支えあいのまちづくり協議体）において地域特性を生かした地域資源の開発や支えあいの仕組みづくりを推進している。</p> <p>あわせて、地域福祉コーディネーターによる地域活動の立ち上げに向けた相談支援や、勝どきダイルーム、多世代交流スペース「はまる一む」（令和3年度開設）を拠点とした地域活動の支援を行うとともに、地域活動団体同士、地域活動の担い手同士のネットワーク化にも取り組んでいる。</p> <p>さらに、虹のサービスやファミリー・サポート・センター事業、暮らしの困りごとサポートにより、子育て家庭や高齢者等の日常的な困りごとを住民同士による支えあいにより解決できる環境づくりを推進している。</p> <p>また、区内社会福祉法人が連携して取り組む地域公益活動として例年「ボッチャ体験・福祉ちよこっと相談会」「福祉体験合宿」を実施していたが、令和3年度からは、コロナ禍におけるつながりづくりの取組として「おたよりでつながるまごころプロジェクト」を実施し、子ども・高齢者・障害者が手紙を通じて交流を図ることができている。</p>

2 所管課による事業の評価

<p>生活支援コーディネーター（地域福祉コーディネーター兼務）を増員し、各協議体において活発な意見交換が行われており、試行的なものも含めて高齢者の孤立予防等につながる取組を始めることができている。令和3年度に多世代交流スペース「はまる一む」を開設し、新規で活動を立ち上げる団体や地域活動に関する相談も増加傾向にある。また、社会福祉法人による地域公益活動については、コロナ禍で顕在化したニーズをもとに、直接的な交流が難しい中でもつながりをつくることのできる取組を実施した。</p>

3 課題

<p>各協議体においては活発な意見交換が行われているが、第1層・第2層間や第2層と地域間の連携をさらに深めていく必要があるとともに、地域とつながりのない高齢者や課題を抱えた家族を持つ高齢者への支援等、包括的な支援が求められる。こうした課題を抱えた方の社会参加の場を担う地域活動団体の活動についても、中長期的な視点に立った支援が必要である。また、コロナ禍を経て、人との接触を避ける傾向が強まったことから、住民相互の助け合いによる活動をより一層充実させることが求められる。</p>
--

4 今後の方向性

<p>各協議体での情報を共有し、地域資源の把握、関係機関同士の連携等により包括的な支援の仕組みづくりを進めるとともに、地域活動への支援にも「伴走型支援」の視点を取り入れるほか、地域活動団体間や担い手間の”横のつながり”づくりを推進していく。またファミリー・サポート・センター事業では、ICTの活用による広報の強化、提供会員の拡大を目指す等、相互援助の活性化を図るとともに、アフターコロナで変容する地域課題を捉えながら、社会福祉法人が主体的に地域公益活動に参加できる仕組みづくりを進めていく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

<p>・行政と住民の連携強化を推進し、在宅療養支援と生活支援サービスを一体化した仕組みを検討していただきたい。</p>

基本施策 1	地域包括ケアの仕組みづくり
<p>すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。</p>	
施策の方向性 (5)	多様な住まい方の支援
<p>目指す姿</p>	<p>●要支援・要介護高齢者や障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らしています</p>
主な取組・事業	<p>①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進②区民住宅の管理の適正化③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援 ④住み替え支援⑤生活困窮者の住まいの確保支援⑥グループホーム等の整備</p>

1 事業の実施状況と成果 (令和2年度～5年度)

<p>既存の区民住宅は計画的に改修を実施し、長寿命化を図りながら、住宅に困窮している方に公平に住まいを供給している。なお、東京都パートナーシップ宣誓制度の創設に伴い、令和4年度よりパートナーシップ関係にある方を区民住宅の申込資格に加えた。高齢者の居住安定を図るため、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅等の整備や家賃減額に要する費用の一部を助成しているが、建設・整備には至っていない状況である。生活困窮者に対しては、住居確保給付金に関する相談対応・給付金の支給を行ったほか、住居を持たない者に対しては一定の期間宿泊場所の供与と食事の提供等を行っている。</p> <p>また、高齢者・障害者等に対し、緊急通報システムの設置(R4年度設置数:高齢者328台、障害者12台)や日常生活の利便・安全を確保するために必要な住宅設備改善費の給付(R4年度給付件数:高齢者12件、障害者9件)等を行い、高齢者や障害者が自らの住宅で安心して住み続けることができる環境を整えた。</p> <p>施設整備については、桜川敬老館等複合施設の建替えに合わせ令和3年3月に認知症高齢者グループホームを開設したほか、月島三丁目北地区の再開発に合わせ、障害者の重度化・高齢化に対応したグループホームを含む複合施設の開設に向け、準備を進めている。</p>

2 所管課による事業の評価

<p>老朽化が進む区民住宅については、計画的な改修を順次行っており、長寿命化を図っている。また、住宅改修費の支給および住宅設備改善給付については安定した利用実績があり、高齢者住宅設備改善アドバイザーの派遣を導入する等、より適正なサービスの給付に寄与している。住居確保給付金については、コロナ禍を踏まえた制度変更により、申請件数が大幅に増えたものの、人員体制を強化し、適切な対応をとることができた。また、認知症高齢者グループホーム等についても、再開発や既存施設の改修の機会を捉え、順調に整備している。</p>

3 課題

<p>土地・建物の新たな確保が困難である本区においては、サービス付き高齢者向け住宅の供給が進んでおらず、新たな施設整備についても、地域の人口動向や区民ニーズを的確に見極め、再開発等の機会を捉えた供給が必要である。また、民間賃貸住宅の需要が高く、家賃相場も高いという本区の特性上、住居確保要配慮者の転居についても、民間賃貸住宅への住み替えの際に借家人賠償保険の加入等を行う住み替え支援制度の利用につながらない等、住み替えが困難な状況がある。さらに、住居確保給付金に関する相談はコロナ禍前に比べ、依然として多い状況にあることから、今後も着実に対応していく必要がある。</p>

4 今後の方向性

<p>住宅設備改善給付や緊急通報システムについておとしり相談センター、ケアマネジャー、ケースワーカー等と連携しながら、サービスが必要な方に対し確実にサービス提供を行っていく。住宅の供給に関しては、中長期的な視点に立ち、再開発等の機会を捉えながら、民間活力を生かした供給を誘導していくほか、住宅に困窮する方が安心して暮らすことができるよう、住居確保給付金のさらなる周知を図るとともに、住み替え支援制度の見直しを行っていく。</p>
--

5 推進委員会による評価・意見等

<ul style="list-style-type: none"> 緊急システムの設置により、1人暮らしの方等に安心を提供できていると思う。事業のさらなる周知と推進を図っていただきたい。 高齢者が住み慣れた土地から離れることなく穏やかな気持ちで安心して老後を送ることができるよう、区内の住宅の維持、支援制度の充実を図っていただきたい。
--

基本施策 2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性 (1)	地域コミュニティの活性化
目指す姿	●身近な場所で区民が気軽に集まり定期的に活動できる交流やふれあいの場が充実し、自発的な活動が活発に行われ、人と人のつながりが深まり、良好なコミュニティが醸成されています。
主な取組・事業	①さまざまな主体による活動の推進／②多世代交流の促進／③地域活動拠点の整備／④地域における防災・防犯活動の支援／⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

<p>地域におけるつながりづくりを進めるため、「町会・自治会ネットTwitter」の運用による情報発信の強化、「すまいるコミュニティ」や交流会開催等によるマンション管理組合への支援、町会・自治会等が行う地域イベントや盆踊り大会への助成により、地域コミュニティの活性化を図ってきた。さらに、感染症対策を徹底し、コミュニティふれあい銭湯(一部期間中止)、ちょこっと相談会を継続して実施するとともに、令和2、3年度と中止が続いた大江戸まつり盆おどり大会や雪まつりを令和4年度に再開し、人と人がつながる機会を提供している。</p> <p>あわせて、町会・自治会等と、商店街やPTAといった各種団体等との連携によるイベントや、複数の商店街が参加するイベントの支援により、まちのにぎわい創出に寄与したほか、地域スポーツクラブの設立支援を行い、令和4年3月に中央区地域スポーツクラブ大江戸日本橋・京橋が設立された。</p> <p>勝どきダイルームや多世代交流スペース「はまる一む」、町会・自治会の自主管理型施設であるコミュニティルームの活用により、様々な団体等の地域活動を支援しているほか、新たな地域交流の拠点となる晴海地域交流センター「はるみらい」の令和5年12月開設に向け地域住民との協議を進めた。</p> <p>また、防災拠点訓練において子ども達も楽しめる訓練等を実施することで幅広い世代の参加を促し、防災を通じたコミュニティの活性化を図るとともに、地域や区民の防犯意識向上のため、防犯設備整備助成及び共同住宅等生活安全(防犯)アドバイザー派遣、高齢者への自動通話録音機の無償貸出を実施した。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の祭りやイベント、防災訓練等の中止が相次ぎ、区民の交流機会が減少した時期があった一方、まちのにぎわいと活気を取り戻すため、新たに町会・自治会と区内団体等との連携を促す事業を実施した。また、地域活動拠点における地域交流講座、おとなりカフェの実施等により、区民同士のつながりづくりを継続したほか、新たな地域活動拠点として、日本橋地域に拠点を開設(令和3年度)した。さらに地域のあらゆる世代が集える、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点となる晴海地域交流センター「はるみらい」の開設に向けた準備を進めることができた。</p>
--

3 課題

<p>地域のイベント等は徐々に再開しているほか、商店街のにぎわいも戻りつつあるものの、コロナ禍前の水準には戻っていないことから、引き続き、町会・自治会と商店街等との連携強化や情報発信の充実、にぎわいの創出に向けた支援を行う必要がある。あわせて、防災を通じたコミュニティの活性化を図るため、防災拠点訓練の内容の充実等も必要である。また、高齢者通いの場やスポーツ活動、地域活動等を継続して行える場が少なく、既存施設の活用等による場の拡大が求められている。新たな施設整備にあたっては、地域主体の施設運用となるよう、整備の検討段階から地域住民等の参加を促す仕組みが必要である。</p>
--

4 今後の方向性

<p>町会・自治会を核とした地域イベントの開催支援を引き続き充実するほか、商店街同士や商店街と地域団体との連携・協力体制の構築、SNS等を利用した情報発信の支援等により、さらなるまちのにぎわいを創出し、区民に身近なコミュニティ活動の活性化を図る。あわせて、多世代が参加できる防災拠点訓練内容の充実や町会・自治会等の防犯対策への継続的な支援により、災害・犯罪に強いまちづくりを推進していく。また、新たに開設する京橋地域活動拠点を活用するほか、活動拠点として活かせる社会資源の開拓や機会を捉えた施設改修等により、様々な地域活動等の場の充実を図っていく。</p>
--

5 推進委員会による評価・意見等

<p>・若い人達が町会・自治会に参画し、それぞれの地域にあったイベント等を提案するほか、町会・自治会の枠を超えたイベント等を創出することで地域の活性化につながると思う。また、防災についても、発災時に戦力になる若手の提案による防災訓練ができると良いと思う。</p>

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性（2）	地域の担い手や活動団体の育成・支援
目指す姿	●地域で発見した生活課題が共有され、情報・人・場所など地域の社会資源が充実し、さまざまな主体によるネットワークがつけられています。
主な取組・事業	①地域の担い手の養成／②さまざまな主体との協働の推進／③ボランティア活動の支援／④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援／⑤地域福祉コーディネーター（CSW）・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援（再掲）

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

地域活動やボランティア活動を学び、それぞれの活動につなげるため、「担い手養成塾」、「場づくり入門講座」、「ボランティア講座」の開催や、高齢者が健康づくりに取り組むためのボランティアである「さわやか体操リーダー」、「元気応援サポーター」の育成（R5年度54人※令和2年度より対象年齢引き下げ）により、地域活動の担い手の発掘・養成を着実に推進してきた。あわせて、小学生以上を対象とした夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」や福祉体験講座の実施により、ボランティア活動や地域福祉について考える機会を幅広く提供している。

NPOやボランティア団体等の社会貢献活動団体と区が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組む協働事業として「地域コミュニティPTA（ピタ）っと！事業“ランPAT2.0”」や「部活動活性化事業」、「一緒に体を動かそう～障害児・障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業～」を実施し、地域のニーズを捉えた行政サービスを提供できた。また、「協働ステーション中央」において社会貢献活動団体間の協働を推進しているほか、区内に拠点を置く企業と中央区社会福祉協議会とで構成する社会貢献企業連絡会「中央ぶらねっと」において、企業を主体とした地域貢献活動の企画・実施に取り組んでいる。また、ふるさと中央区応援寄附では、ふるさと納税ポータルサイトでの受付開始（令和4年7月）や、支援金交付団体の着実な増加（R2年度15団体→R4年度22団体）により、地域貢献活動団体への支援を充実している。

2 所管課による事業の評価

「担い手養成塾」、「場づくり入門講座」、「ボランティア講座」の修了生は着実に増加しており、地域活動、ボランティア活動の担い手の養成を進めることができている。社会貢献活動団体との協働においては、令和4年度に協働ステーション中央のホームページを開設し、認知度の向上を図り、利用登録団体の増加につながっている（登録団体数R2年度199団体→R4年度224団体）ほか、支援金交付団体の増加やふるさと納税ポータルサイトの活用により広く寄附を受け付ける体制の整備ができた。

3 課題

各種講座の修了生が実際に地域の担い手として活動に至るまでのフォローアップが必要となっている。さわやか体操リーダー・元気応援サポーターは、高齢化等に伴い登録を辞退する方も増えている。

区民等が地域活動に参加できる環境づくりを整えるとともに、地域貢献活動団体への活動支援を行い、地域における課題解決力を高めていく必要がある。また、団体から協働事業提案の相談があった（R3年度2件、R4年度3件）ものの、いずれも採択には至らなかった。

4 今後の方向性

各種講座修了生同士の相互交流を図る場を設ける等、修了生のモチベーション維持を図りながら、実際に活動に至るまでのフォローアップを行い、地域活動の広がりを促進するとともに、ボランティア活動希望者の状況にあわせたコーディネートにより、活動の活性化を図っていく。また、協働ステーション中央のホームページを活用して、区民や団体向けの情報発信をするとともに、庁内各課のニーズにあわせ、業務に関連した社会貢献活動団体の情報を提供する等、協働提案事業採択の可能性を高めていく。

5 推進委員会による評価・意見等

・高齢になっても社会参加活動に従事される人達は多く、その人間性と経験と知恵を若い方と共有し、指導的な立場で見守りながら、各種担い手の育成支援ができると良い。高齢者層が主体的に地域活動で活躍できる機会の創設や情報提供などの支援を検討していただきたい。

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性(3)	重層的見守りネットワークの充実
目指す姿	●さまざまな主体による見守り活動が展開され、課題を抱える人や家庭を早期に見出し、適切な支援につなげています。
主な取組・事業	①民生・児童委員の活動支援／②青少年の健全育成支援、家庭教育支援／③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進／④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大／⑤民間事業者等による見守り体制の推進／⑥地域の支援者のネットワーク化

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

地域住民の見守りや身近な相談相手を担う民生・児童委員の活動を支援するため、民生・児童委員協議会、相談支援機関との連絡会等の開催や、活動マニュアルの作成、施設見学会等を行っている。また、地域における青少年健全育成のための自主団体である青少年対策地区委員会に対し、運営費やバス借上げ費の助成を行っている。PTAや地域団体等と連携して開催している家庭教育学習会では、オンライン開催や内容の工夫等により、地域との関係が希薄化し子育てに不安や負担を感じている保護者の参加も促している。

さらに、町会・自治会・マンション管理組合等を単位とし、見守りを希望する高齢者への声掛け等を行う「地域見守り活動団体」に対する活動費支援や団体同士の交流会の開催、近隣住民が支えあい助け合う小地域福祉活動「ふれあい福祉委員会」の立ち上げ相談や助成を行ったほか、宅配事業者等の民間事業者が通常業務を行う中で高齢者の見守り活動を行う協定を締結し、様々な主体による見守り体制の強化を図っている。

あわせて、身近な人の困りごとに早期に気づき、必要な支援へとつながる「ささえあいサポーター」、認知症に対する正しい知識を持ち、できる範囲で認知症の方を応援する「認知症サポーター」の養成や、認知症カフェの立ち上げ、運営の支援を行うとともに、生活支援コーディネーターのもと地域支えあいつくり協議体(区全域)、支えあいのまちづくり協議体(各地域)において、地域活動の担い手のネットワーク化に向けた取組について意見交換会を行い、高齢者の孤立防止やつながりづくりに関する取り組みが始まっている。

2 所管課による事業の評価

令和4年度の民生・児童委員一斉改選に向け担い手の確保に努めたものの、改選前に比べ欠員地区が増え(令和5年4月現在23地区欠員)、委員の負担軽減につなげることができなかった。一方、高齢者の地域見守り活動団体(R2年度26団体→R4年度27団体)や高齢者の見守り活動に関する協定締結事業者(R2年度21事業者→R4年度26事業者)、ささえあいサポーター、認知症サポーター(延べ人数R2年度16,756人→R4年度19,094人)は増加しており、地域における見守り体制の強化につながっている。

3 課題

民生・児童委員や高齢者の地域見守り活動団体(あんしん協力員)の高齢化が進んでおり、担い手の確保や見守り方法の工夫が必要となっている。また、地域の実情に精通した方の減少により民生・児童委員候補者の選出が難しくなっていることや、晴海地区の人口増加に伴い民生・児童委員の定数が増えたことで、欠員地区は増加している。さらに、区民の抱える課題が多様化していることもあり、民生・児童委員の負担は増している。地域の見守りの担い手である、ささえあいサポーターへのフォローアップや、ふれあい福祉委員会の活動継続への支援が必要である。

4 今後の方向性

民生・児童委員の欠員補充に向け、町会・自治会や大規模マンションの自治会への働きかけを行うほか、各相談支援機関との連絡会の開催や研修等の実施により、負担軽減策を検討していく。ささえあいサポーター養成に向けては、幅広い世代の方が参加しやすいよう講座の実施方法を検討するほか、サポーター同士や地域福祉コーディネーターとの交流を促していく。あわせて、様々な見守りの主体の周知を図り、活動の継続を推進し、引き続き、見守り体制の強化を図っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

- ・コンビニや調剤薬局、郵便局、宅配業者等、多くの区民が利用する民間企業での見守りネットワークが有効ではないか。
- ・民生・児童委員の年齢制限については、個人の状況等を踏まえ柔軟に考えないと、今後ますます欠員が増えるのではないか。

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性（4）	心のバリアフリーの推進
目指す姿	●あらゆる人が地域社会の中で互いに相手の立場や状況を理解し、お互いの違いや個性を認めあう地域社会が構築されています。
主な取組・事業	①福祉教育の推進／②障害者等の参加・交流機会の充実／③多様性を認めあうまちづくりの推進／④多文化共生の意識醸成／⑤男女共同参画の推進

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

子どもの頃からの障害理解を深めるため、区立小・中学校における「中央区障害者サポートマニュアル」の配布や障害者スポーツ・生活体験等の福祉教育を推進するとともに、中学生が障害者の介助等を体験する区立中学校職場体験学習、福祉センター利用者と区立保育園児による花壇ボランティア、「おたよりでつなぐまごころプロジェクト」の実施等により、子どもたちが障害者と接する機会を提供している。毎年開催している「健康福祉まつり」（R2年度中止、R3年度規模縮小）は、障害のある方もない方も含め、地域の方々が相互の理解と親睦を深める交流の場となっている。あわせて、障害者差別解消に向けた啓発として、「障害者差別解消法リーフレット」の配布、職員向け福祉体験研修や障害者差別解消法対応研修の実施、発達障害に関する講演会や地域活動支援センター「ポケット中央」障害者週間公開講座を開催し、障害理解の促進を図っている。

多文化共生の意識醸成に向けては、小・中学校において外国語指導助手を活用し、英語に触れる教育活動を実施しているほか、外国人と日本人との交流を図る「国際交流のつどい」を令和4年度に3年ぶりに再開することができた。オーストラリアのサザランド市で実施する海外体験学習については、令和2年度以降中止が続いている。

また、「女性センター」の名称を男女の平等及び共同参画を推進する拠点としての位置付けを明確にするため「男女平等センター」へと改めるとともに、男女共同参画講座の実施や広報誌の発行等により、男女平等に関する区民への理解を深めている。

2 所管課による事業の評価

新型コロナウイルス感染症の影響により、障害者と子どもや地域の人々との交流による相互理解の機会や外国人と日本人の文化を通じた交流の機会が十分持てなかった。一方で、令和3、4年度に実施した「おたよりでつなぐまごころプロジェクト」では、福祉センターと保育園児の交流ができたほか、障害等の理解促進に向けた講座や男女共同参画講座では、オンライン配信の導入・継続実施により、意識啓発を図ることができた。

3 課題

福祉施設での対面交流や職場体験、海外体験学習等は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、コロナ禍前と同様の事業実施が困難な状況が続いており、関係機関との連携や実施方法の工夫等により、交流できる方法を検討する必要がある。また、障害者理解のための啓発講座や障害者スポーツ体験会は、参加者が伸び悩んでおり、参加者の顔ぶれも固定化していることから、より効果的な内容を検討する必要がある。あわせて、男女共同参画講座や国際交流イベントについても、内容の充実や効果的な情報発信方法等の検討が必要となっている。

4 今後の方向性

各種講座等では関係機関等と連携し機会を捉えた周知、効果的な企画やテーマ設定を行うとともに、障害者スポーツ体験会や男女共同参画講座では、参加者やスタッフのアンケート等を参考に運営方法や企画の検討を行う。また、子どもの頃からの意識醸成に向け、福祉センターと保育園との交流活動や職場体験の再開等により障害理解を深めるほか、男女の平等性、多様性を認める教育も推進していく。中止が続いている海外体験学習については、確実な実施に向けてサザランド市との連携のあり方等を検討していく。

5 推進委員会による評価・意見等

・子どもの頃からの障害者との触れ合いは、大きな意味があると考え。子ども達が素直な心で経験を通して障害への理解を深めることができる地域社会を願う。

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（1）	地域保健医療体制の整備
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ● 区民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、身近な地域で疾病の急性期、回復期、慢性期に応じた医療環境が整っています。 ● 災害発生直後の医療救護体制や災害の長期化に備えた保健医療体制が整っています。
主な取組・事業	①かかりつけ医等の普及／②緊急医療体制の確保／③災害時の応急救護体制の整備／④福祉避難所の体制整備／⑤災害時要配慮者への支援

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

<p>区民の健康に関する身近な相談先であるかかりつけ医、かかりつけ歯科医について、マップ配布を通じた普及・啓発や医療電話相談による情報提供を行っている。緊急時については、区の休日応急診療所・歯科診療所・薬局にて休日の急病患者に対応するほか、聖路加国際病院との連携により平日準夜間の小児の緊急診療体制を確保している。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期において、中央区休日応急診療所等が中央区PCR検査センターの設置に伴い一時休止となったが、京橋休日応急診療所の診療時間延長等により対応した。</p> <p>また、災害発生時の医療救護活動を迅速に行い、参集方法や応急救護体制等の強化に向けた検討を行うため、「中央区応急救護連携会議」を開催し、関係機関の連携強化を図るとともに、区内医療関係団体に加入していない医師等を医療救護所の従事スタッフとして登録し(R5年3月末日現在15名)、円滑な運営ができるよう備えている。あわせて、聖路加国際病院や医師会、歯科医師会、薬剤師会等との多職種による訓練の実施や、聖路加国際大学との緊急医療救護所の設置・運営に係る協定に基づき聖路加国際病院と合同訓練を実施している。また、災害時の要配慮者への支援として、福祉避難所(R5年4月現在17施設)の開設・運営訓練や「災害地域たすけあい名簿」を活用した安否確認訓練を実施するとともに、聖路加国際大学から生活相談員を派遣するための協定や、運送事業者等との一般避難所から福祉避難所への移送に係る協定を締結している。さらに、令和3年5月の災害対策基本法改正を受け、避難行動要支援者の個別避難計画作成の検討を進め、令和5年度には要介護5の対象者に向け作成に関する意向調査を実施した。</p>

2 所管課による事業の評価

<p>令和4年度から医療救護所等の災害時医薬品の見直しに着手することができた。避難所の開設・運営訓練では、通常の訓練に加え、感染症の蔓延も想定した訓練等を実施しており、特に福祉避難所では、生活相談員の派遣を担う聖路加国際大学からの見学者を受け入れたほか、敬老館利用者(令和4年度)や福祉センター通所者(令和5年度)に避難者役として参加してもらう等、より実践的な訓練を実施できた。介護サービス事業所の安否確認訓練については、事業所の防災意識の高まりから参加事業所数が増加している。</p>

3 課題

<p>災害時の医療救護活動がスムーズに進むよう、医療救護活動拠点を中心とした関係機関との連携、医療救護所等における医薬品、医療器材の備蓄、医療救護活動従事者が支障なく活動できる取組等を十分に検討していく必要がある。福祉避難所の開設・運営については、すべての職員が避難所の機能や役割を熟知し、災害時の状況に応じて柔軟な対応が求められるほか、福祉センターでは区内唯一の障害者向け福祉避難所となることから、障害特性を踏まえた環境整備も求められる。引き続き、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めるとともに、「災害時地域たすけあい名簿」の活用促進を図っていく必要がある。</p>

4 今後の方向性

<p>応急救護連携会議において、医療救護活動拠点を中心とした医療に関する情報収集・伝達、災害薬事センターの機能を活用した医薬品の配備、緊急医療救護所における連携等について引き続き検討するとともに、聖路加国際病院や医師会等との各救護所設置・運営訓練を継続的に実施し災害時に円滑な医療救護活動が行えるよう備える。また、「災害時地域たすけあい名簿」については、マンシオン管理組合等での活用促進を図るため説明会やフォローアップを実施するとともに、個別避難計画については、全対象者への作成勧奨を推進していく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

<p>・発災時に、地域のどこに支援を必要とする人がいるのかという情報を共有することは大切であり、いかに地域の連携が取れるかが重要だと思う。</p>

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（2）	健康危機管理対策の推進
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●正しい知識の普及により、区民一人一人が感染症の流行状況に応じた予防や対応をしています。 ●区民や多くの来街者が理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を安全・安心かつ快適に利用しています。
主な取組・事業	①感染症対策の推進／②衛生的な環境の確保／③食生活の安全確保／④医事・薬事の安全確保

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年2月に電話相談窓口「中央区保健所コールセンター」、5月に「PCR検査センター」、令和4年1月に「中央区自宅療養者サポートセンター」を設置したほか、感染者の急増に対応するため、同年3月に一部感染者に対してショートメッセージを利用した疫学調査を導入した。その後は、検査数の減少等に伴い、令和5年3月に「PCR検査センター」を閉鎖し、保健所において検査キットの配布を行う等、感染状況に対応した体制を確保している。また、令和3年5月から新型コロナウイルスワクチン接種を開始し、医療機関や医師会と連携しながら、集団・個別両方の接種体制を構築し、接種を円滑に進めるとともに、令和4年以降は、複数回にわたる追加接種、小児・乳幼児向けの接種、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始した。

乳幼児向けの予防接種については、専用アプリを活用による接種スケジュールの自動作成や接種時期の通知配信等により、保護者の負担軽減を図ることができている。HPVワクチンは、令和4年より積極的勧奨を再開し、対象者に勧奨を行うとともに、勧奨の差控えにより接種の機会を逃した方の接種機会を確保した。

国のレジオネラ症対策に係る公衆浴場における衛生等管理要領の改正と新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和3年に区旅館業法施行条例、区公衆浴場法施行条例を改正し、環境衛生の水準向上を図ったほか、食品衛生監視指導計画に基づく食品関連施設の監視指導や、区内医療機関や薬局等への監視指導を実施している。

2 所管課による事業の評価

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、区内医療機関や医師会等と連携しながら、感染状況に応じた体制の確保ができた。東京2020大会時においても、東京都や組織委員会と連携しながら選手村に滞在したアスリート等の感染症対応を行った。また、「ちゅうおう子育てナビアプリ」の活用や医師会の協力等により、小児定期予防接種率は概ね90%台を維持できている。各施設の衛生監視については、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な立ち入り検査等ができなかった部分もあるが、対面によらない方法も活用しながら適切な指導に努めた。

3 課題

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後における感染症対策の体制づくりを検討する必要がある。また、各施設における監視指導について、本区は食品関連事業者の本社が多く、食品の表示相談等の業務が増加傾向にあるほか、宿泊客も増加傾向にあることから、旅館業施設に係る申請・苦情・相談等の増加も見込まれる。また、ねずみ防除に係る経費の一部を補助する事業は、令和5年度で終了するため、今後の事業のあり方を検討する必要がある。

4 今後の方向性

感染症全般に対する対応を定めた「予防計画」（令和6年4月施行）に基づく感染症対策の推進や、都や消防庁、医療関係者を含めた連絡協議会への参加により、平時から感染症発生時の体制等について対策を図るとともに、引き続き、区内医師会や医療機関との連携体制を整えていく。食品表示法への対応は各機関と緊密に連携しながら相談に応じるほか、宿泊客の増加等に対しては旅館業施設への立ち入り検査の強化による法令順守の徹底、監視指導の計画的な実施による環境衛生水準の維持確保を図っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

- ・ねずみ対策については、徹底してやっていかなくてはならない問題だと思う。
- ・地域福祉の概念の中の、重要な項目として生活環境の改善という項目がある。ねずみの駆除は、この環境改善につながるものであり、行政と地域住民とが協力しながら行う必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症は5類に移行したが、引き続き、保健所の相談窓口の強化をお願いしたい。
- ・感染症発生時の体制等について、医師会や医療機関のほか介護事業も含めて感染対策を講じる必要があると考える。
- ・新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけは変更されたものの、今後新たな変異株や未知のウイルス等による感染症も考えられるため、危機管理の視点による施策の推進を期待する。

基本施策3

地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり

地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。

施策の方向性(3)

福祉サービスの質の向上・人材確保

目指す姿

- 区民が必要なときに質の高い支援や福祉サービスを選択し、利用しています。

主な取組・事業

- ①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化／②第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上／③福祉サービス苦情相談窓口の設置／④福祉専門職等人材の確保

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

良質な福祉サービスを提供するため、社会福祉法人(中央区社会福祉協議会、トリーケアネット、道輝会、ひかりの子)、障害福祉サービス・介護サービス事業所、全認可・認証保育園に対し、感染症対策を講じながら実地指導検査を実施している。介護保険サービス事業所への実地指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問指導ができなかったことや、専門員の人員不足により体制が整わず、指導実績が落ち込んだ。福祉サービス第三者評価の受審勸奨を目的とした費用助成では、保育園の助成実績は年々増加している(R2年度29件→R4年度は36件)ほか、高齢者施設も毎年全6施設で評価を受審できている一方で、介護サービス事業所(R2年度5件→R4年度6件)、障害福祉サービス事業所(R2年度4件→R4年度3件)は、横ばいで推移している。区施設の指定管理者評価は、毎年12法人・17施設で実施しており、評価結果を指定管理者にフィードバックすることで区民サービスの向上を図っている。さらに、福祉サービス苦情相談窓口の相談時間を令和3年度から見直し、利便性向上を図っている。

福祉専門職人材の確保については、介護人材確保支援事業、介護職合同就職相談・面接会を通じて、介護人材の雇用が進み令和2～4年度で計43人が区内サービス事業所に就職している。また、保育士人材の確保では、キャリアアップ補助制度、社宅制度(宿舍借上支援事業)の利用件数は増加しており、さらなる保育士人材確保を目的に令和5年度より社宅制度の利用対象者の雇用年数の制限を撤廃した。

2 所管課による事業の評価

社会福祉法人、福祉サービス事業所への実地指導検査は、介護サービス事業で一部書面での指導となったものの、順調に実施できている。保育施設では指導検査に加えて全園への巡回支援も実施する等、サービスの質の向上が図られている。利用者のより良いサービス選択につながる第三者評価は、保育施設、高齢者施設、日中活動系サービス系事業所で順調に受審している。福祉専門職人材では、保育園のほぼ全園でキャリアアップ補助、社宅制度が利用されているほか、介護人材の雇用は着実に進んでおり、一定の成果が上がっている。

3 課題

保育園では、新規開設により施設数が増加しており、実地指導検査方法等の工夫や指導検査職員のスキル向上が求められるほか、介護サービス事業所ではコロナ禍により書面での検査・指導を行っていたが、対面に比べて情報が不足する面もあることから、指導方法を含めた指導体制の検討が必要である。また、区民サービスのより一層の向上につながるよう第三者評価の積極的な受審勸奨、宿舍借上支援事業の終了に伴う新たな介護人材確保支援策の検討が必要である。

4 今後の方向性

職員の勉強会等も含め、社会福祉法人、福祉サービス事業所の指導検査員のスキル向上に努めるとともに、感染症拡大リスクの軽減に資する指導体制の見直しを検討する。あわせて、第三者評価受審のメリットや効果、助成制度の周知に努め、事業所の受審を促していく。また、保育士の人材確保に向け、他区の施策を注視しながら効果の高い制度となるよう見直しを図るほか、介護人材の確保・支援に向けては、就職後だけでなく離職後のフォローアップも行い、さらなる人材の確保・定着に向けた支援を行っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

- ・介護人材の不足という、高齢者施設にばかり目がいきがちだが、障害者施設についても注視していく必要がある。
- ・障害者施設で実習をしても、入職までつながらない場合もある。また、入職後に、人材を定着させていくということも課題だと考える。
- ・障害者施設は、夜勤や早番・遅番等の不規則な勤務があることから、勤務を続けることが難しい方もいる。そのほか、様々な事情で他の事業所に移る方もいて、なかなか人数が増えないというのが現状としてあると思う。
- ・保育士や介護人材の不足は喫緊の課題であり、人材確保支援策を実施するとともに、福祉サービスの低下を防ぐ取り組みを強化していただきたい。

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性(4)	生活困窮者等の自立支援
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな課題を抱える生活困窮者等が制度の狭間に陥ることなく、その尊厳が守られ、真に安定した生活のための「社会生活の自立」や「経済的自立」に向けた支援を受けています。 ●子どもたちの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、必要な支援や環境整備および教育の機会均等が図られ、子ども一人一人が夢や希望を持って成長しています。
主な取組・事業	①暮らしと仕事の自立支援／②ひとり親家庭の自立支援／③子ども・若者の学習支援／④ひきこもり支援

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者の相談・支援件数が急増(支援プラン作成件数R元年度98件→R2年度723件)したため、人員体制の強化により対応し、令和2年度は感染症対策及び早期対応の観点から支援調整会議を簡略しながら支援プランの協議、モニタリング等を行った。

また、ひとり親家庭に対しては、生活支援課、子ども家庭支援センター等の関係部署と連携しながら支援を展開し、令和2年度にオンライン相談の開設、令和3年度に母子・父子自立支援員兼家庭・婦人相談員を1名増員し、令和5年度にはDV被害者等同行支援事業業務委託を導入する等、体制の拡充を図っている。

令和3年度から生活困窮家庭とひとり親家庭を対象とした子どもの学習・生活支援事業を一体的に実施するとともに、高校生世代の学習の場を新設し、小学生から高校生まで切れ目のない支援体制を構築している。加えて、受験生チャレンジ支援貸付事業の貸付件数は、令和4年度の収入要件の緩和により増加(R2年度49件→R4年度80件)している。

また、ひきこもり支援会議にて各課や関係機関で把握しているケースの状況、課題等の共有や支援の方向性を協議するほか、地域福祉コーディネーターのアウトリーチによる支援もあわせて実施する等、包括的な支援体制づくりを進めている。不登校児童・生徒に対しては、一人一人のニーズにあわせ、適応教室への通室、メンタルサポーターの派遣等により、学校復帰につなげている。

2 所管課による事業の評価

生活困窮に関する相談・支援については、件数の急増があったものの、人員体制の強化、支援調整会議等の活用により対応しており、ひとり親や女性相談についても、オンライン相談の導入や相談体制の拡充を図ることで、適切な支援へとつなげている。また、子どもの学習・生活支援については、小学生から高校生までの切れ目のない支援を行うとともに、定員及び教室数の拡充を段階的に進めている。ひきこもりの方への支援では、支援会議の開催により、関係機関の連携体制の構築が進んでいる。

3 課題

自立相談支援事業では、対象者の課題の複雑化・複合化に対応するため、相談体制の強化と支援機関とのさらなる連携が必要となっている。また、子どもの学習・生活支援事業は、地域による需要の偏りに対応する必要がある。本区は集合住宅が多く、ひきこもり状態にある方が潜在化しやすいため、早期発見に向けた地域の見守りネットワークの構築、関係機関との連携による包括的な支援体制の構築を進めていく必要がある。

4 今後の方向性

自立相談支援機関の機能を拡充し、制度の狭間に陥らないよう包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、施設改修等の機会を捉えた相談室の確保等、相談しやすい環境づくりを進める。また、需要に応じて子どもの学習・生活支援事業の定員、会場のさらなる拡充を図り、利用を希望する家庭への支援を行っていく。ひきこもりの方の支援に向けては、民生・児童委員、介護サービス事業者等への調査による実態把握を行い、支援会議の活用等、関係機関との連携強化による包括的な支援を行うとともに、社会資源の活用による居場所づくりを進め、地域とのつながりを意識した支援を行っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

・支援を必要とする方が孤立することなく、支援が受けられる体制の構築を望む。

基本施策3**地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり**

地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。

施策の方向性 (5)**権利擁護の推進**

目指す姿

●虐待や暴力、差別や偏見のない地域社会ですべての区民の人権や財産が守られ、安心して暮らしています。

主な取組・事業

①人権尊重／②児童虐待防止／③高齢者・障害者の虐待防止／④成年後見制度の利用促進

1 事業の実施状況と成果 (令和2年度～5年度)

配偶者等からの暴力・ハラスメント防止に関する男女共同参画講座や巡回パネル展の開催による普及啓発を図るとともに、相談者の心情に寄り合いながら相談を受け、必要に応じて関係部署と連携しながら支援を行っている。

要保護児童等の適切な保護及び支援を図るため「要保護児童対策地域協議会」を開催し、児童等の情報共有やケース検討、児童虐待への理解を深めている。子ども家庭支援センターや児童館等、身近な場所で相談できる環境を整備するとともに、同センター等の関係機関と保健師、母子保健コーディネーター(助産師)が連携し、妊産婦・乳幼児の情報共有等を行う子育て応援ネットワークを構築し、妊娠・出産から乳幼児期までの母子の実態把握と切れ目のない支援を行っている。虐待や不登校、いじめ等の課題を抱えた児童・生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、個別に対応している。高齢者・障害者の虐待については、相談窓口の周知や、区民・介護事業者への「虐待防止パンフレット」の配布、実地指導を通して、虐待の早期発見・早期対応につなげる取組を進めた。

成年後見制度については、権利擁護が必要な方を適切な支援につなげることができるよう、令和3年4月に中央区社会福祉協議会を「中核機関」と位置づけ制度の利用促進を図っているほか、成年後見制度利用促進計画(令和2年度策定)の改定に向けた方針の検討や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、港区と連携した社会貢献型後見人の養成等を行っている。

2 所管課による事業の評価

新生児訪問指導等の実施により妊娠時から生後4カ月までの母子状況把握率は100%を維持できており、令和5年度から開始した「出産・子育て応援事業」により定期的な家庭状況の把握を行い、継続的支援につながっている。また令和5年度にスクールソーシャルワーカーを1名増員し、小学校への巡回派遣も開始した。児童虐待対応の体制強化に向け、令和3年度に開設した東京都児童相談センターのサテライトオフィスを活用しているほか、令和4年度に警視庁と協定を締結するとともに区内4警察署と覚書を取り交わし、虐待事案の情報共有を図っている。

3 課題

配偶者等からの暴力被害者に対して、切れ目のない支援を行うとともに、より円滑で迅速な対応が求められている。

児童数や子育て家庭が増加する中、被虐待相談は増加傾向にあるとともに、ヤングケアラーや宗教2世・3世を含む要保護児童等への適切な支援は今後ますます求められる。また児童・生徒が抱える課題も複雑化・多様化しており、一人一人に合わせた対応が必要となっている。高齢者や障害者の虐待防止に向けて、通報窓口のさらなる周知を図るとともに、高齢者・障害者人口の増加に伴い判断能力が不十分な方の増加が見込まれるため、成年後見制度の効果的な周知や普及啓発を図る必要がある。

4 今後の方向性

男女共同参画行動計画2023に基づき、令和7年度を目途に配偶者暴力相談支援センター機能の整備を目指す。

子ども家庭支援センターの中央区保健所等複合施設への移転を契機に、子どもに関連した各機関のより一層の連携強化を図り、引き続き、妊娠期からの切れ目のない伴走支援や要保護児童等への適切な支援を行っていく。

高齢者・障害者虐待に関する通報・相談窓口を広く周知していくほか、成年後見制度の利用促進については、地域関係者と連携して制度のニーズを把握するとともに、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の活性化を図り、引き続き、地域関係者の顔の見える関係づくりを進めていく。

5 推進委員会による評価・意見等

・成年後見制度及び権利擁護支援事業に対する区民の相談は高まっている。健康福祉まつりで相談コーナーを設置する等、まずは相談できるという安心を提供していただきたい。

・虐待については、地域の見守り等で気にかけていきたいと思う。ただ、しつけなのか虐待なのか判断がつかない場合もあり、対処するための勉強会の必要性を感じている。

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（6）	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
目指す姿	●安全・安心で快適な暮らしを実感でき、気軽に外出し社会参加できる環境が整っています。
主な取組・事業	①情報バリアフリーの強化／②人にやさしい空間づくり／③子どもを守る安全なまちづくり

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

令和3年度から4年度にかけ区ホームページをリニューアルし、ユニバーサルデザインフォントの導入や外国人向けの「やさしい日本語」を活用したページを新たに作成する等、情報発信の強化を図っている。あわせて、希望する高齢者・障害者に広報紙を無料で個別配送しているほか、広報紙の記事を抜粋しCDに録音した「声の広報」と点字版にした「点字広報」を発行し、わかりやすい情報提供に努めている。

区役所には手話通訳者（毎週金曜日）や英語の通訳・翻訳者（毎週月・木曜日）を配置するとともに、令和3年度からはタブレット端末を活用したテレビ電話通訳や音声機械通訳を開始し、外国人の窓口対応を強化している。

区内のバリアフリーに関する情報を集約する区民参加型バリアフリーマップについては区内全域の作成を終え、マップ更新のためのボランティアを育成する講習会等を開催しながら、順次更新を進めている。また、公共施設等の建築物、公共交通機関、歩道（バリアフリー化率R2年度61.3%→R4年度62.6%）、公衆便所（バリアフリートイレR2年度69箇所→R4年度74箇所）等のバリアフリー化を着実に推進している。

子どもが安心して過ごせるよう、通学路の安全対策として、こども110番、防犯ブザーの配布、安全パトロールや防犯カメラの設置等を実施している、遊び場として、警察署や青少年対策地区委員会、PTA等の協力を得て区内道路や校庭開放を行っている。

2 所管課による事業の評価

区ホームページを誰もが見やすく、分かりやすいページにリニューアルするとともに、広報紙の個別無料配送を拡充する等、必要とする方に対して確実に情報提供している。窓口対応では、外国語通訳タブレット端末導入によるサービス拡充を図っており、タブレットでは対応が難しいケースには通訳者と連携する等、適切に案内している。また、公共的施設のバリアフリー化等における基本的な考え方、具体的な整備方針等を定める「中央区福祉のまちづくり実施方針」を改定し、歩道や公衆便所等のバリアフリー化についても計画的に整備を進めている。

3 課題

リニューアルしたホームページの効果検証やバリアフリーマップの更新等、情報アクセシビリティの強化を図っていく必要がある。あわせて、令和5年4月に制定した「障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」に基づき、さらなる施策の推進に取り組む必要がある。また、再開発等の道路状況の変化等に伴い道路開放の廃止が続いているほか、学校行事等の兼ね合い等により校庭開放を実施できない日もあることから、子どもが安心して過ごせる遊び場の確保が必要である。

4 今後の方向性

ホームページにおけるより効果的な情報発信のほか、バリアフリーマップのボランティア育成方法や育成したボランティアの継続的な活動の場を検討していく。障害者の意思疎通に関する条例の施行に伴い、対話支援機器の設置やタブレット端末の導入検討等、意思疎通の手段を拡充していく。また、通学路における防犯カメラの計画的な更新や校庭開放の実施方法の見直しを図りながら、引き続き、学校、地域、PTAとの連携により、通学路や遊び場の安全確保に努めていく。

5 推進委員会による評価・意見等

- ・若い世代に必要な情報が届くよう、SNS等を活用した情報発信の取組が必要だと思う。
- ・高齢者や障害者の外出機会を増やすため、引き続き、区施設や駅のバリアフリー化、区内公園の緑化を推進していただきたい。

2 中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱

平成19年4月9日
19中福管第2号

(設置)

第1条 「中央区保健医療福祉計画」の改定、点検および評価を行うため、中央区保健医療福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 中央区保健医療福祉計画の改定に関すること。
- 二 前号に掲げる計画の進捗状況の点検および評価に関すること。
- 三 その他区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、29人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者 5人以内
- 二 医療関係団体の構成員 6人以内
- 三 福祉・教育関係団体の構成員 6人以内
- 四 公共的団体(前二号に掲げる団体を除く。)の構成員 3人以内
- 五 区民代表 2人以内
- 六 福祉サービス事業者 2人以内
- 七 区職員 5人以内

3 区民代表は、公募による。

4 推進委員会の下に幹事会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する会計年度の翌々年度末までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等およびその職務)

第5条 推進委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

(定足数および表決)

第7条 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 推進委員会は、特に非公開とする必要がある場合を除き、公開とする。

(専門部会)

第10条 推進委員会に、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、推進委員会から付託された事項について、専門的に調査研究し、その経過および結果を推進委員会に報告する。
- 3 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(専門委員)

第11条 部会には専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、部会における調査研究に関し、専門的な知識を有する者の中から、委員長が指名する。

(準用)

第12条 第6条から第9条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第13条 推進委員会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 中央区保健医療福祉計画推進協議会設置要綱(平成13年5月28日13中福児第285号)は、廃止する。
- 3 中央区第二次保健医療福祉計画検討委員会設置要綱(平成16年2月26日15中福児第1654号)は、廃止する。
- 4 中央区介護保険事業推進委員会設置要綱(平成14年2月21日13中福介第615号)は、廃止する。
- 5 中央区障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年5月23日18中福管第107号)は、廃止する。

附 則(21中福管第578号)

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(3中福管第535号)

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱第4条第1項の規定は、令和3年9月6日(以下「適用日」という。)以後に委嘱又は任命を受けた中央区保健医療福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)の委員について適用し、適用日前に委嘱又は任命を受けた推進委員会の委員については、なお、従前の例による。

3 中央区保健医療福祉計画推進委員会委員名簿

(1) 中央区保健医療福祉計画推進委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	大竹 智	立正大学社会福祉学部教授
	○ 是枝 喜代治	東洋大学ライフデザイン学部教授
	◎ 和気 康太	明治学院大学社会学部教授
	櫻山 豊夫	(財)東京都結核予防会理事(令和5年3月31日まで)
	笹井 敬子	(財)東京都結核予防会理事長(令和5年4月1日から)
	山田 雅子	聖路加国際大学大学院教授
医療関係団体	杉野 敬一	中央区医師会
	津布久 裕	日本橋医師会(令和5年6月16日まで)
	竹内 聡美	日本橋医師会(令和5年6月17日から)
	寺田 香織	京橋歯科医師会
	福井 雅之	お江戸日本橋歯科医師会(令和5年6月25日まで)
	二宮 健司	お江戸日本橋歯科医師会(令和5年6月26日から)
	阿部 円	京橋薬剤師会(令和5年7月2日まで)
	犬伏 洋夫	京橋薬剤師会(令和5年7月3日から)
渋谷 泰史	日本橋薬剤師会	
福祉・教育関係団体	鈴木 英子	中央区民生・児童委員協議会(令和4年11月30日まで)
	小村 眞理	中央区民生・児童委員協議会(令和4年12月1日から)
	相澤 俊一	中央区身体障害者福祉団体連合会
	村上 浩一郎	中央区PTA連合会
	海老原 安希子	中央区ひとり親家庭福祉協議会
	岡田 良光	中央区高齢者クラブ連合会
	片桐 義晴	中央区社会福祉協議会
公共的団体	藤丸 麻紀	京橋地域町会連合会
	安西 暉之	日本橋地域町会連合会
	坪井 チョウ子	月島地域町会連合会
区民代表	榮木 照明	公募区民
	大山 幸子	公募区民
福祉サービス事業者	寒河江 千智	(介護) 中央区介護保険サービス事業者連絡協議会
	田村 克彦	(障害) レインボーハウス明石
区職員	浅沼 孝一郎	企画部長
	田中 智彦	福祉保健部長(令和5年6月30日まで)
	大久保 稔	福祉保健部長(令和5年7月1日から)
	北澤 千恵子	高齢者施策推進室長
	渡瀬 博俊	中央区保健所長
	生島 憲	教育委員会事務局次長

(敬称略・順不同)

(2) 地域福祉専門部会 委員名簿

◎部会長

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	◎ 和気 康太	明治学院大学社会学部教授
	川上 富雄	駒澤大学文学部教授 ※
福祉・教育関係団体	鈴木 英子	中央区民生・児童委員協議会(京橋) ※
	津田 章	中央区民生・児童委員協議会(日本橋) ※
	早乙女 道子	中央区民生・児童委員協議会(月島) ※
	松見 幸太郎	NPO法人キッズドア ※
	片桐 義晴	中央区社会福祉協議会 地域ささえあい課長
	當山 貴子	おとしより相談センター ※(令和5年3月31日まで)
	林 裕一	おとしより相談センター ※(令和5年4月1日から)
	島田 有三	基幹相談支援センター ※(令和5年3月31日まで)
	鈴木 崇弘	基幹相談支援センター ※(令和5年4月1日から)
公共的団体	安西 暉之	日本橋地域町会連合会
区職員	田中 智彦	福祉保健部長(令和5年6月30日まで)
	大久保 稔	福祉保健部長(令和5年7月1日から)
	北澤 千恵子	高齢者施策推進室長

※は専門委員

(敬称略・順不同)

4 策定経過

(1) 中央区保健医療福祉計画推進委員会 検討経過

回	開催日	検討内容
令和4(2022)年度		
第1回	令和4(2022)年 7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度地域福祉専門部会における検討結果の報告について ・中央区保健医療福祉計画2020における令和3年度の評価について ・中央区保健医療福祉計画推進委員会のオンライン開催について
第2回	令和5(2023) 3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「中央区保健医療福祉計画2020」の中間評価および見直しについて ・計画の中間見直し構成(案)とスケジュールについて ・令和4年度地域福祉専門部会の報告について
令和5(2023)年度		
第1回	令和5(2023)年 7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区保健医療福祉計画2020における令和4年度の評価について
第2回	令和5(2023)年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区保健医療福祉計画2020における令和4年度評価報告について ・中央区保健医療福祉計画2020における中間評価について
第3回	令和5(2023)年 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区保健医療福祉計画2020 中間年の見直しについて ・中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について ・中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画について ・中央区健康・食育プラン2024(仮称)について ・第2期中央区地域福祉活動計画中間見直しについて
第4回	令和6(2024)年 3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・「中央区保健医療福祉計画2020」中間年の見直しについて ・地域福祉専門部会検討結果報告書(令和2年度～令和5年度)について

(2) 中央区保健医療福祉計画推進委員会 地域福祉専門部会 検討経過

回	開催日	検討内容
令和4(2022)年度		
第1回	令和4(2022)年 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組みについて ・地域福祉ワークショップ実施報告と今後の取り組みについて ・地域での取り組み事例について ・令和4年度地域カルテの更新について
第2回	令和5(2023) 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組みについて (参加支援事業および地域づくり事業の検討) ・地域福祉ワークショップ実施状況と今後の展開について ・令和5年度地域カルテの更新について
令和5(2023)年度		
第1回	令和5(2023)年 8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談窓口(仮称)の設置について ・中学・高校生向け地域福祉ワークショップ「ボードゲームから考える！これからのまちづくり」の実施について ・令和5年度地域カルテの更新について
第2回	令和5(2023)年 10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業実施計画(案)について ・京橋地域における地域活動拠点の開設について ・令和5年度地域福祉ワークショップ開催状況
第3回	令和6(2024)年 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度地域カルテの更新について ・中央区重層的支援体制整備事業について ・令和5年度地域福祉ワークショップ実施報告 ・地域福祉専門部会検討結果報告書について

中央区保健医療福祉計画2020

(令和6年3月見直し)

令和6(2024)年3月発行

■発行：中央区福祉保健部管理課

中央区築地1丁目1番1号

電話 03(3546)5393(直通)

刊行物登録番号

5-108